

信用保証の実務解説

〔事務手続編〕

令和 7 年 4 月

- ☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。
- ☆ 本書の転載・目的外使用等は一切禁止します。

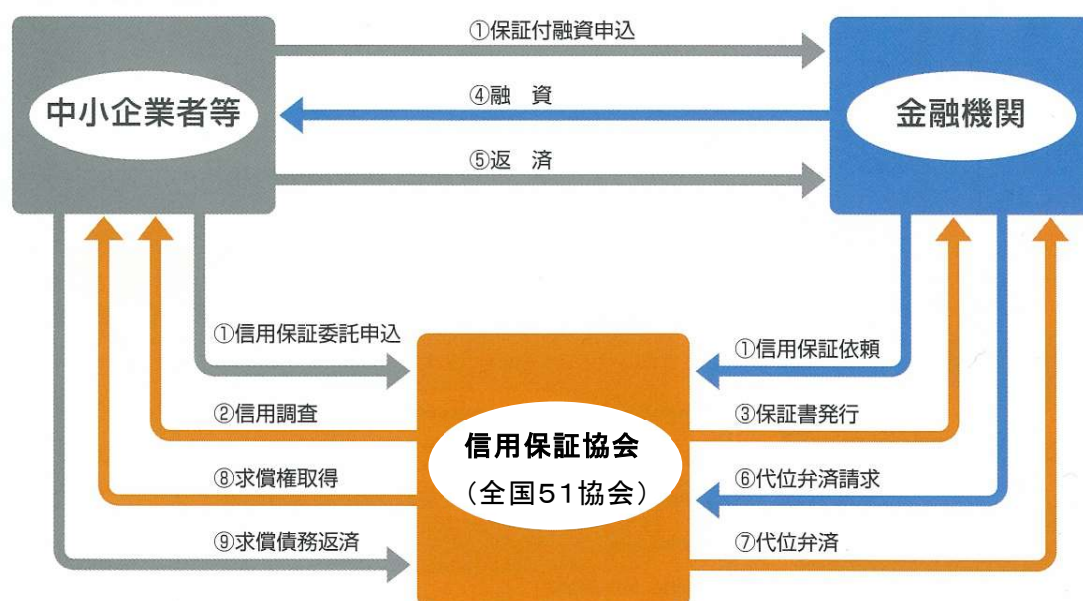
兵庫県信用保証協会

目 次

1 .	信用保証制度のしくみ	P1
2 .	信用保証をご利用いただける方	P2
3 .	信用保証をご利用いただけない方	P6
4 .	保証の内容	P9
5 .	責任共有制度	P16
6 .	信用保証料	P17
7 .	事務手続	P25
8 .	貸付手続	P42
9 .	貸付実行後の業況報告書等の提出	P47
1 0 .	保証条件変更手続	P50
1 1 .	各種変更手続	P66
1 2 .	償還報告	P69
1 3 .	事故報告手続	P70
1 4 .	代位弁済手続	P74
1 5 .	信用保証協会団体信用生命保険制度	P81
1 6 .	個人情報の保護について	P83
1 7 .	申込みに必要な書類	P84
1 8 .	事務所・支所のご案内	P85

1. 信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。



- ① 中小企業者等は、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証委託申込をします。信用保証協会へ直接申し込むこともできます。県・市町の制度融資は、金融機関のほかに市町の商工担当課や商工会議所・商工会を経由して申し込むこととなります。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業者等について信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。このとき、中小企業者等には所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が、何らかの事情で借入金の全額又は一部の返済ができなくなった時、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑨ 中小企業者等は、信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

※ ⑥～⑨は債務不履行が発生した場合

2. 信用保証をご利用いただける方

信用保証をご利用いただける中小企業者等は、客観的に事業を行っていることが明らかで、次に掲げる所在地、企業規模、業種等の要件を備えた個人、会社、特定非営利活動法人（NPO法人）、医業を主たる事業とする法人及び組合です。

なお、事業を行っているか否かについては、当該事業に係る設備等を有し、帳票類を備えて計画的、継続的に事業が行われているか、許認可等の有無、納税状況等を含めて総合的に判断します。

1. 所在地

個人の場合は、兵庫県内に住居^{※1}又は事業所を有していること、法人の場合は、兵庫県内に本店又は事業所^{※2}を有していることが必要です。

<ポイント>

- ① 制度融資等の要綱又は要領等で業歴、区域等の要件を定めている場合は、その定めによります。
- ② 大工、左官、行商等で事務所がない場合は、住所地を事業所とみなします。
- ③ 不動産賃貸業で事務所がない場合は、住所地又は不動産賃貸物件のある場所を事業所とみなします。

2. 中小企業者の範囲

(1) 会社の場合

「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社をいいます^{※3}。

会社の場合は、次の資本の額（出資の総額）又は常時使用する従業員数が、次のいずれかに該当していれば保証の対象となります。

業 種	資本の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運送倉庫業、不動産業、旅行業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令で定める業種^{※4}

政令特例業種	資本の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員数
ゴム製品製造業 ^{※5}	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※1: 現に居住していることが必要です。

※2: 事業実態があることが必要です。
また、事業所の確認は、登記、賃貸契約書、納税証明書、開業届等により総合的にを行います。

※3: 士業法人（士業を規定する法律に基づく法人のこと、例：弁護士法人、税理士法人等）についても会社に含まれます。

※4: 中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令で定める業種に係る規模要件において、特定非営利活動法人（NPO法人）は適用対象外となります（通常の規模要件が適用されます。）。)

※5: 自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業及び工業用ベルト製造業を除きます。

<ポイント>

- ① 外国に住所を有し、外国法に準拠して設立された会社であっても、日本において取引を継続して行っており、日本における代表者の住所、氏名、営業所並びに会社設立の準拠法の登記をしている法人であれば、対象※⁶となります。なお、資本金の保証に係る要件については、外貨建てとなっている場合、円換算し判定することが必要となります。
- ② 国、地方公共団体あるいは大企業が出資して設立された会社であっても、その会社が中小企業の規模の範囲内であれば対象となります。ただし、制度融資については対象とならない場合があります。
- ③ 兼業の場合における中小企業の規模は、主たる事業で判定します。
- ④ 常時使用する従業員数が 20 人（商業又はサービス業（宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く）を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の事業者を「小規模企業者」といいます（個人事業者についても同様）。

※6：日本国内で法律及び金融諸取引上の慣行に従う旨の念書が必要です。

「常時使用する従業員」とは

- 会社の役員は含まれません。
- 個人の場合は、事業主と生計を同一にしている三親等内の親族は含まれません。
- アルバイト等臨時的な従業員は含まれません。ただし、名目は臨時雇いであっても常傭的な場合は含まれます。
- 常時使用する従業員数は、本店、支店、工場、営業所等の従業員の合計数をいいます。なお、資本金の規模を超え、かつ、常時使用する従業員数が規模の 90 % を超えている場合は、従業員数の確認資料（P84）が必要となります。

（２） 個人の場合

上記（１）の常時使用する従業員数で確認します。

（３） 組合

当該組合が保証対象業種を営んでいる、又は組合の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者で保証対象業種を営んでいる場合は対象となります※⁷。保証対象となる組合とその要件は次表のとおりです。

※7：出資の総額及び従業員についての規制はありません。

組合の名称	保証対象要件
事業協同組合（同小組合・同連合会）、企業組合、消費生活協同組合（同連合会）、農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、森林組合（同連合会）、生産森林組合、商店街振興組合（同連合会）	保証対象事業を営むもの又は構成員の 3 分の 2 以上が保証対象事業を営むもの
協業組合	保証対象事業を営むもの
商工組合（同連合会）	保証対象事業を営むもの又は構成員が保証対象事業を営むもの
生活衛生同業組合（同連合会）、生活衛生同業小組合、酒販組合（同連合会、同中央会）	構成員の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（卸売業 1 億円）以下の資本金（又は出資金）である法人又は常時 50 人（卸売業又はサービス業 100 人）以下の従業員を使用するもので、保証対象事業を営むもの又はその構成員が保証対象事業を営むもの
酒造組合（同連合会、同中央会）、内航海運組合（同連合会）	構成員の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の資本金（又は出資金）である法人又は常時 300 人以下の従業員を使用するもの

<ポイント>

組合でも、有限責任事業組合（LLP）等は、保証の対象となりません。

(4) 特定非営利活動法人（NPO法人）

次の要件※8を満たすNPO法人が対象となります。

業 種	常時使用する 従業員数※9
製造業、建設業、運送倉庫業、不動産業、旅行業等	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業	50人以下

※8:NPO法人には
資本金の概念はあ
りません。

※9:ボランティア等、
雇用契約関係にな
いものは、従業員に
含めません。

(5) その他の法人

医業を営む医療法人（社団、財団）、医業を主たる事業とする社会福祉法人等で、常時使用する従業員数が300人以下のものを対象とします。

なお、出資の総額（資本の額）については制限がありません。

＜ポイント＞

- ① その他の法人は、医業を主たる事業とする法人以外（学校法人、準学校法人、宗教法人、農事組合法人※10、公益法人※11、中間法人等）は対象となりません。
- ② 「医業」とは、当該法人が診察室等を設置し、医師、看護師等を有する等、医療行為が行われることを前提とするものをいいます。例えば、日本標準産業分類上の「病院」「一般診療所」「歯科診療所」「獣医業」及び「介護老人保健施設」のほか、介護保険法に規定する「介護医療院」、児童福祉法に規定する「医療型障害児入所施設」及び「医療型児童発達支援センター」が該当します。

※10:農事組合法人、
農業生産法人につ
いては、養父市国家
戦略特別区域農業
保証（通称：養父市
アグリ特区保証）に
おいて対象となりま
す。

※11:(4)のNPO法
人は保証対象です。
また、その他の社団、
財団法人について
は、一部の特例保証
において対象となる
場合があります。

3. 業種

保証対象業種を営んでいる方が対象となります。

現在、ほとんどの業種においてご利用いただけますが、業種によっては保証対象とならない場合もあります※12。

＜ポイント＞

- ① 保証対象業種と保証対象外業種を兼業している場合は、資金使途が保証対象業種に限定されていれば、取扱いが可能です（保証対象業種に係る設備資金等）。
- ② 法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の営業目的欄に明示されていることが必要です。

※12:P6 参照

4. 許認可等

許認可等を必要とする事業は、その許認可等を取得していることが必要です。

なお、「確認が必要な許認可業種一覧表」（P5 参照）に記載している業種については、保証申込にあたり、取得している許認可等の写しを提出していただくことが必要となります（必要に応じて許認可等の原本を確認します）。

(1) 許認可等の名義人は、原則として、申込人と同一であることが必要です。

(2) 有効期間内の許認可証等の写を既に提出している場合は、再度の提出は不要です。

＜確認が必要な許認可業種一覧表＞

許認可業種	種類	関係法令	有効期間
食料品製造業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
食料品販売業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
飲食店	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
建設業	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）	許可	道路運送法(4条)	-
一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）	許可	道路運送法(4条、8条)	5年
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	-
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年又は5年 (更新時2年、3年又は5年)
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	-
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	-
旅館業	許可	旅館業法(3条)	-
古物営業	許可	古物営業法(3条)	-
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・ 医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年（更新時5年又は7年）
産業廃棄物収集・運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5年
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年（更新時5年又は7年）
有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)
病院,診療所,助産所	許可	医療法(7条)	-
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	免許	酒税法(7条)	-
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	-
酒類販売業	免許	酒税法(9条)	-
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	-
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	-
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)
家畜商	免許	家畜商法(3条)	-
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	不定(概ね2年)
興行場	許可	興行場法(2条)	-
浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	-
測量業	登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	-
採石業	登録	採石法(32条)	-
建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	-
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	-
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	-
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	-
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	-
接待飲食等営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	-
遊技場営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	-
警備業	認定	警備業法	5年
自動車運転代行業	認定	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	-
包括信用購入あつせん業者 (少額包括信用購入あつせん業者を含む)	登録	割賦販売法（31条）	-
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録	割賦販売法（35条）	-
個別信用購入あつせん業者	登録	割賦販売法（35条）	3年
第一種金融商品取引業	登録	金融商品取引法（29条）	-
第一種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法（29条）	-
第二種金融商品取引業	登録	金融商品取引法（29条）	-
第二種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法（29条）	-
投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	金融商品取引法（29条）	-
投資運用業者	登録	金融商品取引法（29条）	-
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法（63条）	-
海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法（63条）	-
移行期間特例業務	届出	金融商品取引法（附則3条）	-
国内商品先物取引業者	許可	商品先物取引法（190条）	6年
商品投資顧問業者	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律（3条）	6年
特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出	商品先物取引法（349条）	-
商品先物取引仲介業者	登録	商品先物取引法（240条）	6年
資金移動業（第一種）	登録	資金決済に関する法律（37条）	-
資金移動業（第二種・第三種）	登録	資金決済に関する法律（37条）	-
前払式支払手段発行者（自家型発行者）	届出	資金決済に関する法律（5条）	-
前払式支払手段発行者（第三者型発行者）	登録	資金決済に関する法律（7条）	-
金融商品仲介業者	登録	金融商品取引法（66条）	-
金融サービス仲介業者（ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る）	登録	金融サービス提供法（12条）	-

3. 信用保証をご利用いただけない方

以下に該当する方は、原則として、保証の利用はできません。

1. ご利用になれない業種

次の業種については、原則として、保証対象となりません。(次の業種であっても一部対象となる業種があります。)

① 農業

ただし、農業のうち次の業種は保証対象となります。

- ・ 茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る）
- ・ 蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る）
- ・ 蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る）
- ・ てい鉄修理業
- ・ きのこを生産する事業（菌床栽培方式によるきのこの生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売りするものに限る）
- ・ かいわれ大根を生産する事業（苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売りするものに限る）
- ・ 養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る）
- ・ ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る）
- ・ 家畜貸付業
- ・ 園芸サービス業

なお、養父市国家戦略特別区域農業保証（通称：養父市アグリ特区保証）を利用する場合は、上記以外の農業も保証対象となりますが、商工業※¹とともに養父市内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人（農業生産法人を含む）に限りします。

※1: 商工業を営む場所は、兵庫県内・外を問いません。

② 林業

ただし、林業のうち次の業種は保証対象となります。

- ・ 製薪炭業（製造加工設備を有するものに限る）
- ・ 薪請負製造業（製造加工設備を有するものに限る）
- ・ 炭焼請負業（製造加工設備を有するものに限る）
- ・ 炭賃焼業（製造加工設備を有するものに限る）
- ・ 素材生産業
- ・ 素材生産サービス業

③ 漁業

ただし、漁業のうち次の業種は保証対象となります。

- ・ 真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限る）

④ 金融・保険業

ただし、金融・保険業のうち次の業種は保証対象となります。※2 ※3

- ・クレジットカード業、割賦金融業
- ・金融商品取引業（金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業に限る）
- ・商品先物取引業、商品投資顧問業
- ・補助的金融業、金融附帯業（その他の補助的金融業、金融附帯業で前払式支払手段発行者及び資金移動業に限る）
- ・金融代理業（金融商品仲介業に限る）
- ・保険媒介代理業
- ・保険サービス業

⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受けた飲食店のうち、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの

「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの」とは、①著しく性的感情を刺激する風俗店のような業を営むものや、②周辺相場と比較して相当高額である又は高額な会費による会員制をとる高級クラブ等大衆的でない料金により遊興のためのサービスを提供する業を営むもの等です。

【例】

性的なサービスを行うクラブ・キャバクラ、料金が周辺の同業の相場と比較して著しく高いクラブ・キャバクラ、露出度の高い制服・水着・下着等で接客を行うキャバクラ、セクシーキャバクラ等

⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

【例】

ソープランド、ファッションヘルス（派遣型含む）、ストリップ劇場、ヌードスタジオ、ラブホテル、アダルトショップ（大人のおもちゃ店、アダルトビデオ販売・レンタル業等）、インターネットによるポルノ映像の送信営業等

⑦ 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）

⑧ 宗教

⑨ 政治・経済・文化団体

⑩ 非営利団体※4、中間法人、有限責任事業協同組合（LLP）、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態

※2：金融業については、保証の対象を、法令上の登録等を行っているものに限定し、「確認が必要な許認可業種一覧表」に記載の登録等について確認を要します。
なお、登録等を有さない事業者は、保証対象外となります。

※3：金融業においては、投機を目的とする資金が混入するおそれがあることから、「根保証」の利用はできません。

※4：P3(3)の組合、P4(4)のNPO法人、(5)の医業を営む医療法人(社団、財団)、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は保証対象です。また、その他の社団・財団法人については、一部の特例保証において対象となる場合があります。

2. ご利用になれない方

次のいずれかに該当する場合（法人の代表者を含む）は利用できません※⁵。

- ①手形・小切手について、不渡後6か月経過していない場合（6か月経過しても不渡手形の買戻しをしていない場合を含む）及び銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合
- ②破産手続開始、和議、民事再生、会社更生、会社整理等の法的整理を手続中の場合（申立中を含む）、又は私的整理中の場合であって事業継続の見通しがたたない場合
- ③原則として、代位弁済を受け（他の信用保証協会を含む）、その残高が残っている方※⁶
- ④原則として、信用保証協会付きの借入金を延滞している（他の信用保証協会を含む）方
- ⑤許認可等を必要とする事業で、許認可等を取得していない方
- ⑥12年間登記がなく休眠となっている株式会社
- ⑦信用保証協会が反社会的勢力と判断した場合
- ⑧信用保証協会が以前に信用保証した融資分について、合理的理由なく使途目的に反して他に流用されている場合
- ⑨多額な高利借入の残高があり、早期に解消が見込めない場合
- ⑩業績が極端に悪化し、大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が見込めず、事業の継続が危ぶまれる場合
- ⑪保証（融資）制度要綱上の留意事項に該当する場合
- ⑫業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、無限連鎖講（又はそれに類するもの）、反社会的なものと信用保証協会が判断した場合
- ⑬その他公序良俗に反する等、信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

「反社会的勢力」とは

- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、暴力団員等の共生者となります。

※5: 申込人の関連企業（実質的に同一と認められる企業）が左記2. ①～④に該当する場合についても、原則として、保証の利用はできません。

※6: 公的機関等が策定した再生計画等に基づく事業再生のための保証を利用される方等は、この限りではありません。

4. 保証の内容

1. 取扱金融機関

取扱金融機関は、保証取引に関する基本事項を契約内容とした「約定書」を締結している金融機関です。

なお、保証制度によっては、「覚書」や「契約」を別途締結する必要があります。

2. 保証金額の最高限度額

(1) 一般の保証

①個人、会社、NPO法人、その他の法人

- ◆ 普通保険に係る保証 2億円
- ◆ 無担保保険に係る保証 8,000万円※¹

②組合

- ◆ 普通保険に係る保証 4億円
- ◆ 無担保保険に係る保証 8,000万円※¹

<ポイント>

- ① 関連企業（実質的に同一と認められる企業）の場合は、当該申込企業と関連企業の保証利用金額を合算した金額が保証限度額内になることが必要です。
- ② 他の信用保証協会の保証を利用している場合は、その保証利用金額も合算し、保証限度額内になることが必要です。

(2) その他の保証

一般保証のほかに特例関係保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度等があります。

なお、これらの保証を利用する場合は、当該保証に関する国又は県・市・町等の認定書、承認書、計画書、証明書等が必要となる場合があります。

また、その他の保証については、一般保証とは別枠で利用できる場合があります。

3. 資金使途

(1) 保証の対象となる資金

事業経営に必要な運転資金及び設備資金に限ります。

① 運転資金

仕入資金、買掛金・未払金・支払手形の決済資金、人件費・諸経費の支払資金、納税資金※²、信用状開設資金等

② 設備資金

事務所・営業所・工場・店舗の建築・改装資金及びその敷地の取得資金、入店保証金、権利金、敷金、機械設備・車両・船舶等の購入資金、従業員宿舍・厚生施設建設資金等

(2) 保証の対象とならない資金

- ① 投機資金（商品相場、株式・ゴルフ会員権等の購入資金等）
- ② 生活資金（生計費、医療費、学費等）、住宅資金等の事業外資金
- ③ 貸付金、寄付金等並びに転貸資金
ただし、組合が組合員に転貸する場合は取扱いできる場合があります。
- ④ 取引先、子会社等への融資資金
- ⑤ 旧債振替資金（信用保証協会の保証付以外の既存債権を回収する資金）※³

※1:特別小口保険
2,000万円を含む。
ただし、利用に当たっては別途資格要件が定められています。

なお、「保険」とは、信用保証協会が日本政策金融公庫と締結している信用保証契約のことで、万一代位弁済となった場合、信用保証協会は代位弁済額の一定割合の金額を保険金として同公庫から受領します。

※2:一部対象とならない場合があります（消費税支払資金等）。

※3:ただし信用保証協会が認めたものについては取扱いできる場合があります。

<ポイント>

- ① 県内に事業所を有し、県外に新たに店舗等を増設する資金については、取扱い可能です。ただし、制度融資を利用する場合で、要綱等に定めがあるときは取扱いできません。
- ② 店舗併用住宅の購入・改装に係る資金の場合は、店舗部分（土地の取得資金、基礎工事等の共用部分含む）に係る資金についてのみ取扱いできます。
- ③ 入居保証金、建設協力金、権利金、敷金については、相手方に差し入れる場合は「設備資金」とし、差し入れられた入店保証金等の返却に必要な資金は「運転資金」とします。
- ④ 本社、工場等全てが県外へ移転する場合において、県外での工場等の新設に伴う資金の場合、本社、工場等全てが移転するまで取扱いできます。ただし、制度融資を利用する場合で、要綱等に定めがあるときは取扱いできません。

4. 保証の形態と貸付形式

保証の形態としては、個々の取引の都度保証する「個別保証」と反復継続する取引に対し極度額と期間を定めて保証する「極度保証（根保証）」及び社債発行に対して保証する「特定社債保証」があります。

（１） 個別保証

貸付の金額及び期間が確定した一本の借入（割引を含む）に対する保証をいいます。保証の対象となる貸付形式は、次の①から④があります。

- ① 証書貸付
- ② 手形貸付（個別）
- ③ 手形割引（個別）
- ④ 電子記録債権割引（個別）

（２） 根保証（極度保証）

極度額と取引期間（保証期間）を定め、その範囲内で反復継続して行われる借入に対する保証をいいます。保証の対象となる貸付形式には次の①から③があります。

① 手形貸付（極度）※⁴

極度額と取引期間（保証期間）を定め、その範囲内で反復継続して行われる手形貸付の保証です。

② 割引（極度）※⁵

極度額と取引期間（保証期間）を定め、その範囲内で反復継続して行われる商業手形割引、電子記録債権割引の保証です。

③ 当座貸越

極度額と取引期間（保証期間）を定め、その範囲内で反復継続して行われる貸越取引の保証です。返済方法には、約定返済型と随時返済型があります。

（イ） 当座貸越（貸付専用型）

貸越にあたっては、取扱金融機関所定の借入請求書等を使用します。

（ロ） 当座貸越（事業者カードローン）

貸越にあたっては、取扱金融機関所定の専用のカード等を使用します。

※4:保証期間内の貸付実行及び手形期日の到来が必要。
※5:保証期間は、割引を行う期間であり、個々の割引手形や電子記録債権の支払期日が保証期間内である必要はありません。

（３） 特定社債（私募債）保証

資本市場からの資金調達を行うために中小企業が発行する社債（私募債）に対する保証をいいます。

5. 貸付利率

金融機関の定める利率となります。ただし、中小企業者の負担軽減のため、プロパー貸付（保証付でない貸付）より低い利率の設定をお願いします。

<ポイント>

制度融資は原則として、貸付利率が定められています。

6. 保証期間

おおむね7年以内を目安とし、個別の案件により判断することとなります※6。

<ポイント>

- ① 制度融資は保証期間が定められています。
- ② 保証期間は最大20年以内です（担保による十分な保全が図られている場合は、最大30年以内）。
- ③ 保証期間は、原則1か月以上としてください。

※6:資金使途や事業計画、保全状況、利用制度等により、7年を超える保証期間も可能です。

7. 返済方法

金融機関の定める方法となります。

<ポイント>

- ① 制度融資は返済方法が定められています。
- ② 元利均等分割返済については、あらかじめ当協会へ届出済みの金融機関に限り取扱いできます。

8. 連帯保証人

(1) 通常の取扱い

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。ただし、次の何れかに該当する方は、連帯保証人となっていただく場合があります。

- ① 代表者（又は事業者）以外で実質的な経営権を有している方（実質経営者）
- ② 財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合で、積極的に連帯保証の申出がある当該事業の協力者や支援者

<ポイント>

- ① 共同代表、複数代表の場合、原則として、代表者のうち1名のみを連帯保証人とします※7。
- ② 合名会社、合資会社等においては、代表社員のみ連帯保証人とします。
- ③ 組合からの転貸資金の申込みの場合は、上記にかかわらず、代表理事に加え、転貸先の組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。
- ④ 法人を連帯保証人とする場合は、保証行為についての議事録の写※8及び履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を提出してください。
- ⑤ 上記（1）①又は②により連帯保証人となる方については、保証意思宣明公正証書の提出が必要となる場合があります。

※7:代表者、代表社員のうち、主体的に経営に従事している方を連帯保証人としてください。

※8:連帯保証人となる法人による「原本に相違ない」旨の奥書（原本証明）が必要です。

(2) 経営者保証を不要とする取扱い

次のいずれかに該当する場合は、経営者保証を不要とする保証の取扱いができる可能性があります※9※10。

① 経営者保証に関するガイドライン

i 金融機関との連携による取扱い（金融機関連携型）

申込金融機関において、次の【要件1】又は【要件2】のいずれかに該当し、【要件3】を満たすものとします。

項 目	
要件1	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。
要件2	保証付き融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。
要件3	次のいずれにも該当する。 ア) 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。 イ) 直近の決算期において債務超過でない。

<ポイント>

- ① 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書の提出が必要です（事前相談を条件とする金融機関提携保証等（飛躍、ひやくライト、経営活性化資金、エール等）については、事前相談時の提出が必要）。
- ② 取扱金融機関は、申込人からの情報取得等によって、資格要件を欠く状況を知り得た場合は、速やかに協会に報告し、経営者保証を求めることも含め、協議を行う必要があります。

ii 「財務要件型無保証人保証」による取扱い（財務型）

「財務要件型無保証人保証」の取扱いによります。

iii 十分な保全のある不動産担保による取扱い（担保充足型）

申込人又は代表者等が所有する不動産の担保提供があり、保証金額の100%以上の保全が図れているものとします。

<ポイント>

信用保証依頼書の「貸付条件・内容等の備考（担保明細等）」欄に担保充足型により経営者保証を不要とする旨を記載する必要があります。

※9: いずれにも該当しない場合においても、申込金融機関が経営者保証を不要と判断し、当協会が適切かつ合理的であると認めるときは、個別の事案において経営者保証を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

※10: 経営者保証を不要とする場合でも、法人代表者の「個人情報の取扱いに関する同意書」及び「印鑑証明書」が必要となります（印鑑証明書は、未提出又は前回提出後に住所等に変更が生じた場合に必要（写し可））。ただし、包括同意書を提出済の場合は不要です。

② 事業者選択型経営者保証非提供制度（事業者選択型）

次の【要件1】から【要件5】をすべて満たす法人が対象となります。

なお、詳細な条件については、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱等の取扱いによります。

	項 目
要件1	保証申込日以前2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
要件2	申込日の直前の決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
要件3	次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算において、債務超過でないこと。 ②申込日の直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。
要件4	次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
要件5	保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること。

＜ポイント＞

「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」の提出が必要です。

(3) 保証意思宣明公正証書の取扱い

代表者以外の連帯保証人を徴求する保証申込^{※11}または期中における連帯保証人追加^{※12}もしくは根保証更新^{※13}の条件変更申込については、原則として、保証意思宣明公正証書（以下、「公正証書」という。）を作成する必要があります。

公正証書の徴求を要する保証申込（または条件変更申込）の場合、申込受付の時点では公正証書を作成、提出いただく必要はありません。申込に係る内部審査の後、金融機関宛に内定通知をFAXしますので、同通知を受領後、連帯保証人に公正証書の作成を依頼し、当協会宛に提出してください。公正証書の確認後、信用保証書（変更保証書）を発行します。

<ポイント>

- ① 連帯保証人が債務者（法人）の理事、取締役、執行役等である場合、債務者（株式会社）の一定の議決権を有する場合、債務者（個人事業者）の事業に現に従事している配偶者の場合について、公正証書の作成は不要ですので、適宜、当協会（担当者）と協議してください。
- ② 内定通知の有効期限については、以下ア、イのとおりとします。
申告期限を超過した場合、再審査により保証諾否、保証料率区分等が変更となる可能性があります。
ア．通知日の翌日から起算して60日以内とします。
イ．上記アの有効期限に関わらず、通知日以降に申告期限が到来した場合は新たな決算書の提出による再審査を必要とするため、内定通知は無効となります。
- ③ 公正証書については、信用保証委託契約に係る公正証書の正本または謄本を提出する必要があります。
なお、信用保証委託契約及び貸付契約の内容が1通にまとめられた公正証書が作成された場合は、原本は金融機関が保管し、正本または謄本の写しを当協会に提出してください。
- ④ 公正証書は、「保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明」の内容どおり作成いただくよう、連帯保証人に依頼してください。

9. 担保

必要に応じて、担保を提供していただく場合があります。

なお、原則として、同一物件に2以上の債務者で担保設定することはできません。

(1) 担保の対象

原則として、次のものを対象とします。

- ① 不動産^{※14}
 - i 建物のみを担保とする場合は、協会所定の「借地権に関する確認書」^{※15}が必要です。
 - ii 定期借地権は原則として、担保とすることはできません。ただし、事業用借地権に限り担保とする場合があります。
- ② 有価証券等（株式、国債、地方債、政府関係機関債、社債、金融債、投資信託、定期預金）

株式、社債については、東証（プライムまたはスタンダード）、名証（プレミアムまたはメイン）、札証、福証、東証グロース、名証ネクスト、札証アンビシャス、福証Qボードのいずれかに株式上場し、配当を実施している企業のものに限り（店頭販売のものは含みません）。

なお、有価証券等の名義人は、原則として、申込人本人（法人の場合は代表者を含む。）に限ります。
- ③ 船舶^{※16}
- ④ 建設機械抵当法による建設機械^{※16}

代金未払いの場合は取扱いしません。

※11：既保証借換、根保証の継続新規を含みます。

※12：連帯保証人の入替を含みます。

※13：連帯保証人が存在し、当該連帯保証人との連帯保証契約が令和2年4月1日以降に成立したものに限りです。

※14：農地を担保とする場合は、原則として、担保提供者が耕作している場合のみ対象とします。

※15：土地賃貸借契約書（写）の添付が必要です。

※16：原則として、土地・建物の評価額の補足的物件としてのみ取扱いします。

※17: 公的機関出資の企業体、上場会社及び上場会社出資の企業体に限ります。

⑤ 入居保証金

店舗、事務所の賃貸に伴う場合であって、所有者^{※17}との直接契約に基づくものに限りします。

⑥ 工場財団

工場財団以外の機械（建設機械を除く。）は取扱いしません。

⑦ 流動資産（売掛債権及び棚卸資産）

流動資産については、「流動資産担保融資保証制度」において取扱いします。

（２）不動産担保の所在地の範囲

原則として、県内としますが、次の地域の不動産も対象とすることができます。

ただし、県外不動産については、原則として、市街化区域内の土地、建物を対象とします。

① 近隣府県

大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、鳥取県

② 県庁所在地及び周辺の地域

③ 申込人の事業所、店舗、工場等が所在する都道県

（３）担保設定の種類

① 抵当権

② 根抵当権

③ 質権

（４）条件担保

金融機関設定の根抵当権又は金融機関に差し入れしている有価証券を条件担保として利用できます。

① 不動産を条件担保とする場合

信用保証依頼書の担保種類欄は、「１ 不動産」、設定区分欄は「２ 金融機関」に○印をつけて、申込みをしてください。なお、添付書類については後記「７．事務手続（P25）」を参照してください。

＜ポイント＞

① 担保提供者が申込人本人の場合を除き、「求償の特約に関する念書」及び「個人情報取扱いに関する同意書（P40 参照）」に印鑑証明書を添え、初回の条件担保申込時に提出してください（担保提供者が連帯保証人となっている場合は除きます）。

② ①の場合で、法人が担保提供者となる場合は、「求償の特約に関する念書」について承認する行為に係る議事録の写^{※18}に当該法人の履歴事項全部証明書（写しでも可）を添えて提出してください。

③ ２者以上を債務者とする根抵当権は対象となりません。

② 有価証券を条件担保とする場合

信用保証依頼書の担保種類欄は、「２ 有価証券」、設定区分欄は「２ 金融機関」に○印をつけ、備考（担保明細等）欄に条件担保とする有価証券の明細等を記入の上、申込みをしてください。条件担保とする株式等の種類が多い場合は別紙に記入してください。

※18: 担保提供者となる法人による「原本に相違ない」旨の奥書（原本証明）が必要です。

5. 責任共有制度

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後の適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月に責任共有制度が導入されました。

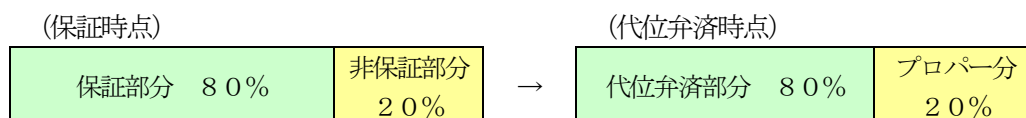
このことにより、責任共有制度導入以前は原則として、信用保証協会が100%保証していましたが、同制度導入後は金融機関が一定割合^{*1}を負担することとなりました。

1. 責任共有制度の方式

金融機関は、部分保証方式又は負担金方式のいずれかの方式を選択^{*1}することとなり、いずれの方式においても金融機関の負担が発生します。

(1) 部分保証方式

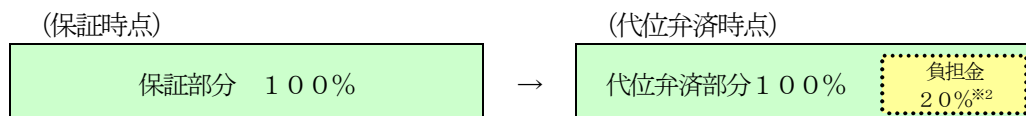
個別の保証付融資について、信用保証協会が８０％の保証を行います。
代位弁済額も残高の８０％となります。



(2) 負担金方式

個別の保証付融資について、信用保証協会が100%の保証を行います。
代位弁済額も残高の100%となります。

ただし、事後的に各金融機関から保証利用実績に応じた負担金をお支払いいただきます。



2. 責任共有制度の対象とならない保証

以下の保証制度については責任共有制度の対象外として100%保証となっています。

- ①小口零細企業保証（全国統一の保証制度）
- ②特別小口保険に係る保証
- ③経営安定関連保険（セーフティネット） 1号～6号に係る保証（5号を除く。）
- ④災害関係保険に係る保証
- ⑤創業関連保険に係る保証（再挑戦支援保証を含む。）
- ⑥求償権消滅保証（部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く。）
- ⑦破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ⑧事業再生保険に係る保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証
- ⑩事業再生計画実施関連保険に係る保証（経営改善サポート保証）（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換えする場合に限る。）
- ⑪危機関連保証

なお、ご利用いただいた保証制度が責任共有制度に該当するかの判別は、信用保証書により確認してください。

信用保証書

☒ 信用保証
☒ 支店

調中

被保証人 [redacted] (株)	生誕年月日 1984. 11. 1	顧客番号 [redacted]	保証番号 121 [redacted]
保証期間 契約開始から 84. 6. 30 まで	保証日 平成 2 1 年 11 月 1 日	貸付金額 18,000,000 円	保証金額 18,000,000 円
返済方法 15 年元金 8.3% 元金元金 16 年以降 元金	返済割合 100% 有	保証内容 兵庫貿易長期資金運動	保証内容 兵庫貿易短期資金運動
返済方法 15 年元金 8.3% 元金元金 16 年以降 元金	返済割合 100% 有	保証内容 兵庫貿易長期資金運動	保証内容 兵庫貿易短期資金運動

保証割合	負担金	方式
100%	有	負担金方式
80%	無	部分保証(方式)
100%	無	責任共有制度対象外

※1:ただし、以下の保証は金融機関の選択方式に関わらず部分保証となります。

- ・流動資産担保融資保証
- ・特定社債保証
- ・事業再生円滑化関連保証
- ・一括支払契約保証

※2:ただし、移転担保からの回収額(回収コスト控除後)が加味されます。

6. 信用保証料

1. 信用保証料とは

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合に、保証利用の対価としてお支払いいただくのが信用保証料です。いただいた信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営する上で必要な費用に充当されます。

2. 保証料率

基本となる保証料率は、中小企業の経営状況を踏まえた9区分としています。

保証料率の区分は中小企業者の財務諸表の情報を中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）により評価した結果に基づき、原則として、①～⑨のいずれかの区分の保証料率（以下「リスク考慮型保証料率」という）を適用します。（P18 参照）。

なお、責任共有制度に基づき金融機関が一定の負担を行う保証（以下「責任共有対象保証」という）については「責任共有保証料率」を、金融機関が一定の負担を行わない保証（以下「責任共有対象外保証」という）については「責任共有外保証料率」を適用します。

また、流動資産担保融資保証、経営安定関連保証などの保証はリスク考慮型保証料率ではなく、一律料率を別途適用します。

3. 保証料の計算方式

①月数保証

「月数保証」とは保証期間を月数で定めた保証のことをいい、保証料は月割計算で算出します。

②確定日保証※¹

「確定日保証」とは、保証期間の終期を確定日として定めた保証のことをいい、保証料は年365日の日割計算で算出します。

4. 保証料の計算方法

保証料は、貸付金額に対し、返済条件に応じて次の方法により計算します。

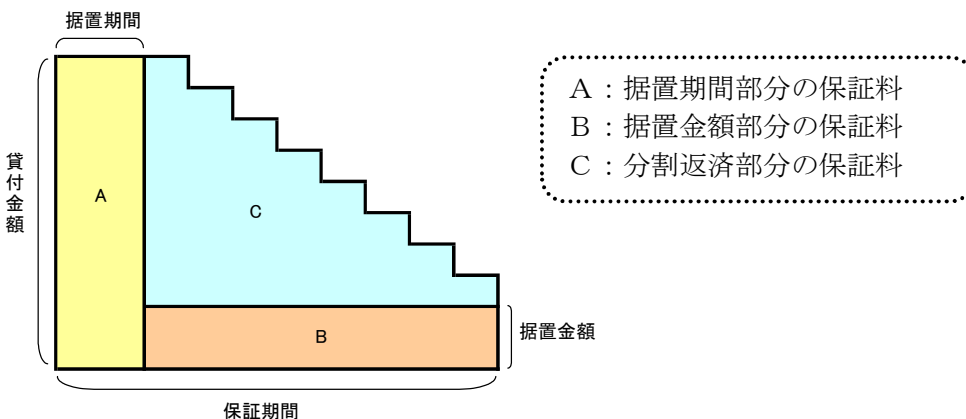
（1）一括返済の保証料の計算式（根保証を含む）

保証料＝貸付金額×保証料率×保証期間÷12か月（365日）

（2）分割返済の保証料の計算式

保証料＝A＋B＋C

- ・ A＝貸付金額×保証料率×据置期間÷12か月（365日）
- ・ B＝据置金額×保証料率×（保証期間－据置期間）÷12か月（365日）
- ・ C＝（貸付金額－据置金額）×保証料率×（保証期間－据置期間）÷12か月（365日）×分割係数



※1: 確定日保証となるものは、【根保証】、【流動資産担保融資保証】、【手形割引個別】があります。

(3) 分割係数

分割返済条件及び返済回数に応じ、以下のとおり定めています。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

①均等分割返済回数別係数を適用する場合

(ア) 各回の返済額が同額で、かつ返済間隔が等間隔の場合

(イ) 返済間隔が等間隔で、初回の返済額又は最終回の返済額のみが各回の返済額と異なる場合

(ウ) 元利均等月賦返済方式の場合

②不均等分割返済回数別係数

上記①以外の場合に適用します。

(4) 保証期間の計算方法

①月数保証

保証料計算における保証期間は月単位により行い、貸付日の応当日をもって1か月としますが、貸付実行日が月末の場合は、翌月の末日までの間を1か月とすることができます。

なお、保証期間に1か月未満の端数が生じた場合は、1か月として算出します。

②確定日保証

保証料計算における保証期間は日単位により行い、貸付予定日の翌日から最終期日までの期間（日数）となります。

(5) 据置期間

①月数保証

第1回分割返済月までの月数から分割返済間隔月数を差し引いた期間を据置期間とします。

②確定日保証

貸付予定日の翌日から第1回分割返済日を分割返済間隔に応じた月数に遡及した月の応当日までの日数とします。

(6) 据置金額

最終回の返済金額が、最終回の直前回の返済金額の2倍を超える場合は、最終回の返済金額と直前回の返済額との差額を据置金額とします。

据置金額部分は、据置期間を除いた保証期間で計算した部分となります。

(7) 分割返済部分

貸付金額から据置金額を除いた金額に対応する保証期間^{※2}をいいます。

※2:ただし、据置期間は除きます。

<参考>リスク考慮型保証料率表（基準料率）

責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	貸借対照表なし	1.15%								
責任共有外 保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	貸借対照表なし	1.35%								

※ 特殊保証（当座貸越根保証、カードローン根保証、割引根保証）、県・市町の制度融資については、さらに料率が低くなるものがあります。

※ 特別な保険を利用する保証や全国統一の保証料率が規定されている保証等については、別途料率が定められているものがあります。

※ 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行います。詳細については、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱を参照してください。

5. 保証料の計算例

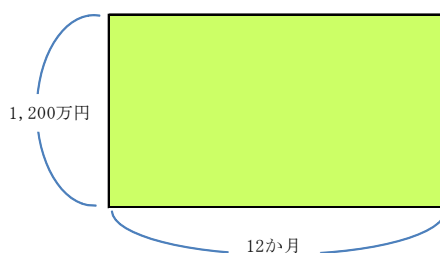
(1) 一括返済の場合（根保証を含む）

①月数保証

貸付金額：1,200 万円

保証料率：0.9%

保証期間：12 か月



$$1,200 \text{ 万円} \times 0.9\% \times \frac{12 \text{ か月}}{12} = \underline{108,000 \text{ 円}}$$

②確定日保証

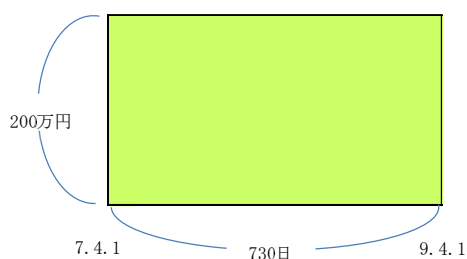
貸付極度額：200 万円（根保証）

保証料率：1.15%

貸付実行予定日：R7.4.1

保証期限：R9.4.1

計算期間日数：730 日（R7.4.2～R9.4.1）



$$200 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{730 \text{ 日}}{365} = \underline{46,000 \text{ 円}}$$

(2) 分割返済の場合

<例1>据置期間及び据置金額のない場合

①月数保証

貸付金額：1,000 万円

保証料率：1.15%

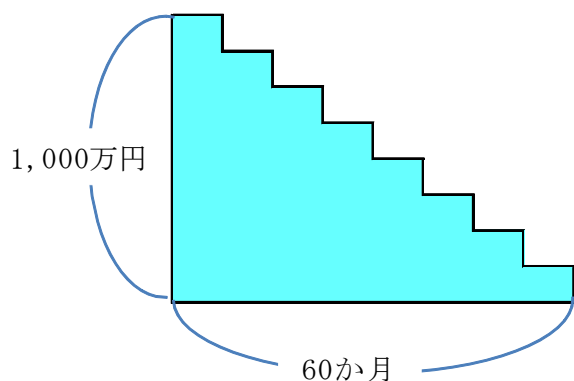
保証期間：60 か月

返済方法：1 か月目から 59 か月まで 1 か月ごと 167,000 円の返済

最終回（60 か月目） 147,000 円の返済

分割係数：0.55（均等分割返済）

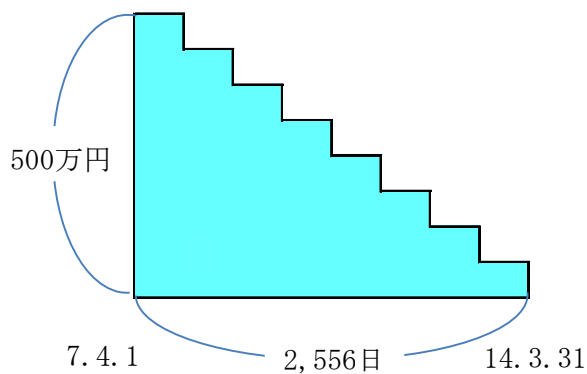
$$1,000 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{60 \text{ か月}}{12} \times 0.55 = \underline{316,250 \text{ 円}}$$



②確定日保証

貸付金額 : 500 万円
 保証料率 : 1.15%
 貸付実行予定日 : R7. 4. 1
 保証期限 : R14. 3. 31
 返済方法 : R7. 4 から R14. 2 まで 1 か月ごと 59,000 円
 最終回 (R14. 3) 103,000 円
 計算期間日数 : 2,556 日 (R7. 4. 2~R14. 3. 31)
 分割係数 : 0.55 (均等分割返済)

$$500 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{2,556 \text{ 日}}{365} \times 0.55 = \underline{221,461 \text{ 円}}$$

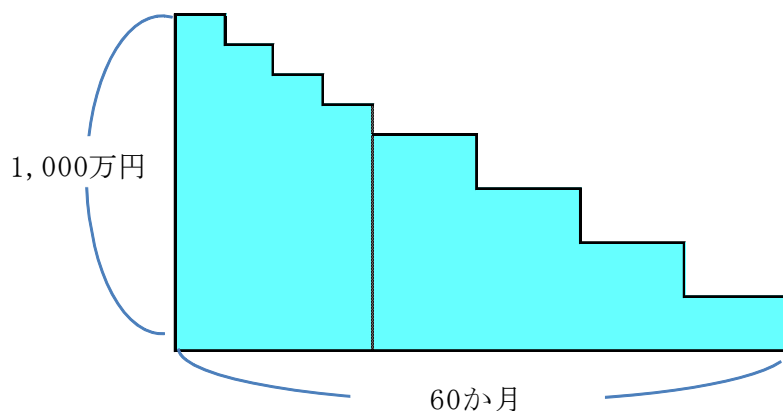


<例 2>不均等返済の場合

(月数保証)

貸付金額 : 1,000 万円
 保証料率 : 1.15%
 保証期間 : 60 か月
 返済方法 : 1 か月目から 12 か月まで 1 か月ごと 10,000 円の返済
 13 か月目から 59 か月まで 1 か月ごと 206,000 円の返済
 最終回 (60 か月目) 198,000 円の返済
 分割係数 : 0.61 (不均等分割返済)

$$1,000 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{60 \text{ か月}}{12} \times 0.61 = \underline{350,750 \text{ 円}}$$



<例3>据置期間及び据置金額のある場合

(月数保証)

貸付金額：1,500万円

保証料率：1.35%

保証期間：12か月

返済方法：4か月目から11か月まで1か月ごと 1,000,000円の返済

最終回(12か月目) 7,000,000円の返済

(据置期間3か月、据置金額600万円)

分割係数：0.65(均等分割返済)

①据置期間部分

$$1,500 \text{ 万円} \times 1.35\% \times \frac{3 \text{ か月}}{12} = 50,625 \text{ 円}$$

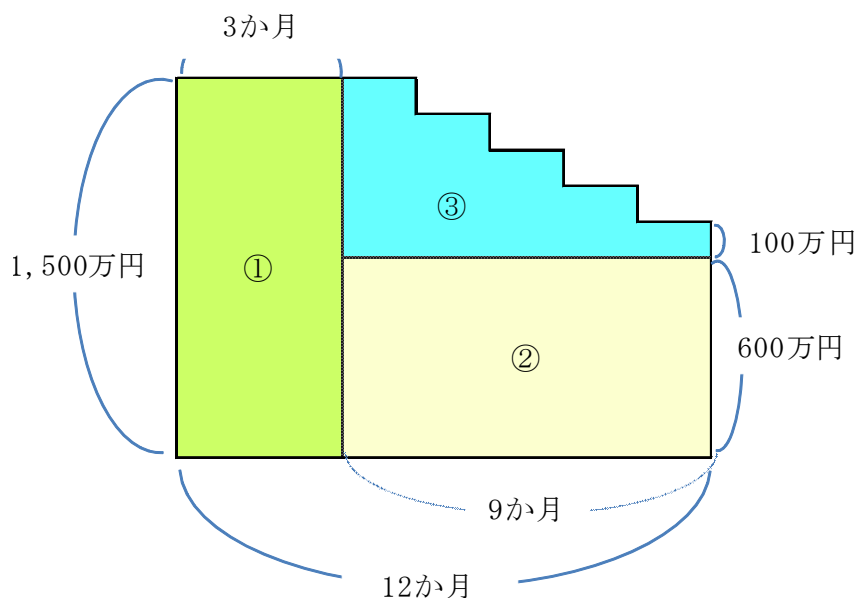
②据置金額部分

$$600 \text{ 万円} \times 1.35\% \times \frac{(12-3) \text{ か月}}{12} = 60,750 \text{ 円}$$

③分割返済部分

$$(1,500 - 600) \text{ 万円} \times 1.35\% \times \frac{(12-3) \text{ か月}}{12} \times 0.65 = 59,231 \text{ 円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \underline{170,606 \text{ 円}}$$



6. 保証料率の割引

以下の要件を満たされる方につきましては、各々の保証料率から0.1%割引します。

(1) 会計処理に関する割引

対象者	会計参与を設置している会社※ ³
必要書類	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類（履歴事項全部証明書など）
その他	一括支払契約保証は対象となりません。

※3：一部の保証については、割引が適用されない場合があります。

(2) 有担保割引

対象者	物的担保を裏付けとした保証申込をした中小企業者※ ³
必要書類	本割引適用のために必要な固有の書類はありません。

(3) 商工会・商工会議所の推薦に基づく割引

対象者	商工会・商工会議所から経営指導並びに推薦を受けた中小企業者
必要書類	商工会・商工会議所が発行する推薦書
その他	・小口零細企業保証制度に基づいた制度融資を利用する場合に限ります。 ・一定の要件を満たす必要があります。

7. 保証料の分割支払い

保証料又は変更保証料について、一括支払のほかに、申込人の希望があれば、分割支払基準表に定める基準により分割して支払うことができます場合があります。

(1) 分割支払いが可能な保証

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、保証料を分割して支払うことが可能です。

- ① 保証期間（保証条件変更の場合は変更後の期間）が2年を超える場合
- ② 当座貸越（貸付専用型）根保証（以下「当座貸越」という）、事業者カードローン当座貸越根保証（以下「カードローン」という）の場合は、保証期間（保証条件変更の場合は延長期間）が1年を超える場合に、1年ごと各回均等額の分割支払いができます。

(2) 分割支払いの保証料の徴収方法

- ① 第1回目の保証料は貸付時に徴収し、2回目以降の保証料については、預金口座振替により徴収することとなります。
- ② 計算した額に円未満の端数が生じた場合は、第1回分に加えて徴収します。

(3) 預金口座振替

預金口座振替は、三井住友カード㈱を通じて行います。

なお、振替手数料は当協会が負担します。

- ① 口座振替指定金融機関は、当該保証付融資の貸出勘定店舗としてください。
- ② 振替口座の名義人は申込人と同一としてください。
- ③ 振替日は貸付日（条件変更決定日）から起算して1年ごとの応答月の翌月の5日とします。

<ポイント>

- ① 振替手続きが「預金不足」によりできなかったときは、翌月に再度振替手続きを行います。その振替もできなかったときは、その回の振替手続は中止します。
- ② 「預金不足」以外の理由で振替が不能となったときは、その回の振替手続は中止します。
- ③ 振替が不能となった場合は、貸付実行した金融機関に連絡しますので、未収保証料の回収に努めてください。

(4) 事務手続

申込日から分割支払の希望がある場合は、保証申込時に申込書類とともに「預金口座振替依頼書」「信用保証料分割支払承認依頼書」※4を添付してください。

なお、預金口座振替依頼書は、お客様用、保証協会用、金融機関用の3枚複写となっています。

- ① 金融機関は預金口座振替依頼書の金融機関コードを記入し、申込人の記入事項の確認、印鑑照合を行い、預金口座振替依頼書（保証協会用）に確認印（金融機関押切印）を押印してください。
- ② 預金口座振替依頼書（金融機関用）は、金融機関において保管してください。

※4：通常用（当座貸越・カードローン以外）と当座貸越・カードローン用があります。

<分割徴収基準表>

回数	保証期間	回次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2年超4年以下		75	25													
3	4年超6年以下		60	30	10												
4	6年超8年以下		45	35	15	5											
5	8年超10年以下		35	30	20	10	5										
6	10年超12年以下		30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以下		25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以下		20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以下		20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以下		20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以下		15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以下		15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
13	24年超26年以下		15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
14	26年超28年以下		15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
15	28年超30年以下		15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2
2	当座貸越 カードローン		50	50													

8. 返戻保証料

保証期限前に借入金を完済した場合は、保証料の一部を返戻しています。

返戻は次の①と②の合計金額です。（ただし、1,000円以下は返戻しません。）

(1) 計算式

返戻保証料＝①＋②

- ① 貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間（1年）までを除いた未経過期間に係る保証料
- ② 完済日の属する区分（1年）については、完済した日までを除いた未経過期間に係る保証料の90%

<計算例>

貸付金額 : 1,200 万円

保証料率 : 1.35%

貸付実行日 : R6. 4. 15

保証期限 : R11. 4. 15

保証期間 : 60 か月 (1826 日)

当初保証料 : 445,500 円

繰上完済日 : R8. 10. 15

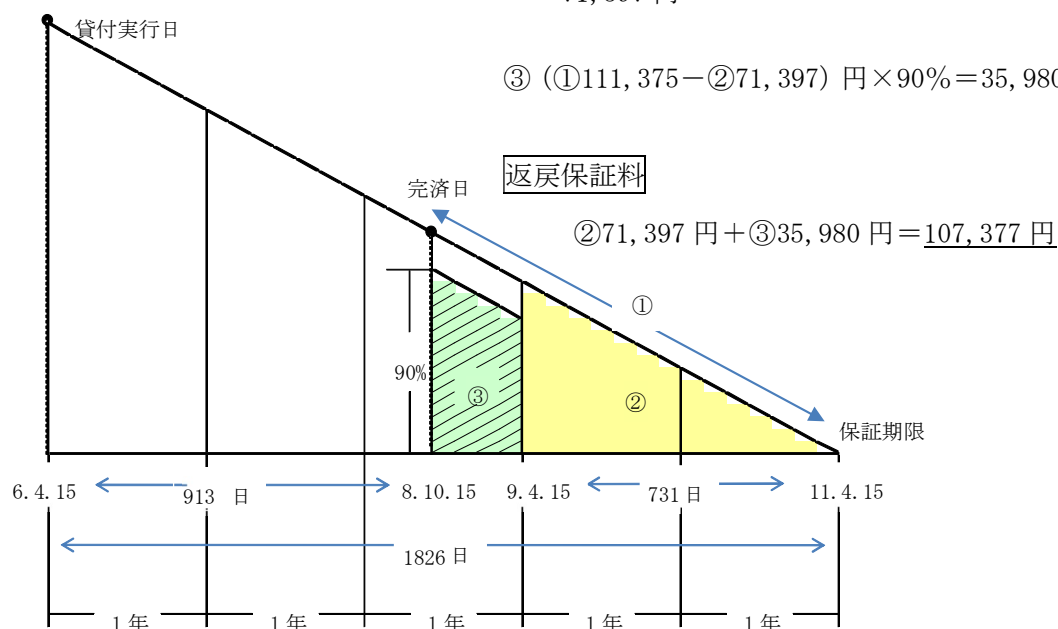
$$\textcircled{1} \quad 445,500 \text{ 円} \times \left(\frac{(1826-913) \text{ 日}}{1826 \text{ 日}} \right)^2$$

$$= 111,375 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \quad 445,500 \text{ 円} \times \left(\frac{731 \text{ 日}}{1826 \text{ 日}} \right)^2$$

$$= 71,397 \text{ 円}$$

$$\textcircled{3} \quad (\textcircled{1}111,375 - \textcircled{2}71,397) \text{ 円} \times 90\% = 35,980 \text{ 円}$$



(2) 借換保証の保証料差引計算

① 対象

借換保証を行う場合、新たな保証（以下「回収保証」という。）の保証料から、既存の保証（以下「被回収保証」という。）の返済保証料を差し引き、その差額のみを貸付実行時に徴収します（以下「保証料差引計算」という。）。

なお、次の場合は、保証料差引計算の対象外とします（被回収保証に返済保証料が発生した場合は、別途返済します。）。

ア. 被回収保証を複数の保証で借り換える場合

イ. 同時回収条件以外の場合（事前完済、同時内入等）

ウ. 回収保証の顧客が連帯債務者の場合

エ. 回収保証の保証料を分割支払とする場合

オ. 回収保証の保証料額より、被回収保証の返済保証料総額が大きい場合

カ. 被回収保証の顧客が連帯債務者又は併存的債務引受人である場合

キ. 回収保証の「貸付予定日」が被回収保証の終期以降の場合

ク. 被回収保証の返済保証料が 1,000 円以下の場合

ケ. 被回収保証に保証料の未払いがあり、繰上完済不足保証料が発生する場合

コ. 被回収保証が貸付実行中以外の場合（代位弁済先等）

② 保証料差引計算の基準日

信用保証依頼書の「貸付予定日」欄に記載されている日付を被回収保証の完済日とみなして、被回収保証の返済保証料を計算します。

7. 事務手続

1. 申込手続

保証申込には、当協会所定の「信用保証委託申込書」を使用してください。

<ポイント>

- ① 流動資産担保融資保証及び下請振興関連保証は、専用の信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書を使用します。
- ② 事業再生保証、特定信用状関連保証、一括支払契約保証は、専用の信用保証委託契約書を使用します。
- ③ 特定社債（私募債）保証の申込みにあたっては、事前相談※¹が必要となります。特定社債（私募債）保証については、事前相談後、協会が内諾した先について、特定社債（私募債）保証専用の申込書を交付します。

※1: 事前相談書も特定社債保証専用のものをご使用ください。

2. 各種保証の申込必要書類

保証申込には、信用保証委託申込書のほか、「個人情報に関する同意書」等の提出※²が必要となります。詳しくは<17. 申込みに必要な書類（P84）>を参照してください。その他にも次の書類が必要となります。

書類名	留意事項
住民票	個人で、新規のあっせん申込みの場合に、発行後3か月以内のものがが必要です。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、必ずマスキング（黒塗り等）してください。
通称名の念書	新規申込の場合、通称名を使用されている方（法人の代表者を含む）は必要です。ただし、外国人で印鑑登録証明書又は住民票に通称名が併記されている場合は、不要です。
風俗営業飲食業に係る業態等確認書	風俗営業を行う飲食店で、新規申込又は新たに風俗営業飲食店を始めた場合に必要です。
金融業に係る業態等確認書	金融業を営んでいる場合に必要です。
許可を必要としない建設業者に係る確認書	建設業で、建設業許可を未取得の場合に必要です。
家主の承諾書（写し）	賃貸物件の店舗改装の場合に必要です。
設備完了報告等の誓約書	設備資金であっせん申込みの場合に必要です。

※2: 個人事業者が法人成りや前事業者の死亡・高齢・傷病等の理由により事業承継し、保証付債務を回収条件とする場合には金融機関宛「併存的債務引受書」（写）の提出が必要です。

※3: 連帯保証人とならない代表者については、原則として、新規申込の場合又は前回申込時から氏名・住所の変更がある場合に限りります。

<ポイント（印鑑証明書、履歴事項全部証明書）>

- ・ 令和3年4月1日以降初回の保証込時においては、申込人、連帯保証人、連帯保証人とならない代表者※³の印鑑証明書、履歴事項全部証明書（写し）を提出ください。
- ・ 上記により、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書を既に提出している先については、前回申込時から次の表内の変更がある場合に限り、保証申込と同時に変更後の印鑑証明書又は履歴事項全部証明書※⁴の提出が必要です。
- ・ 氏名、代表者等の変更があり、「被保証人名称・住所等変更届出書」「連帯保証人名称・住所等変更届出書」の受領時や、条件変更申込時に印鑑証明書又は履歴事項全部証明書を徴求している場合、同書類の再徴求は不要です。

書類	変更内容
印鑑証明書	氏名、法人名、組織、代表者、住所、実印の変更
履歴事項全部証明書	法人名、組織、住所、目的、資本金※ ⁵ 、役員の変更※ ⁶ 、合併、会社分割の実施

※4: この場合、履歴事項全部証明書は、インターネット上の登記情報提供サービスで取得した全部事項証明書での代用を可能とします。

※5: 医療法人の「資産の総額」は含みません。

※6: 役員の重任、脱退は含みません。

3. 組合の場合の添付書類

必要添付書類に加え、新規申込の場合は、「資本金、従業員数、業種を記載した書類（組合員名簿の写し）」が必要となります。

なお、組合の転貸資金の場合は、次の書類が必要となります。

- (1) 氏名、資本金、従業員数、業種を記載した書類（組合員名簿の写し）
- (2) 転貸先の信用保証委託申込書^{※7}

※7:「申込人」欄及び「申込人（企業）概要」を記入してください。

4. NPO法人の場合の添付書類

必要添付書類に加え、次の事業報告書等一式の写しが必要となります。

- ① 事業報告書
- ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
- ③ 年間役員名簿
- ④ 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

なお、NPO法人の設立後、第一期の事業年度を終了していない場合は、事業報告書等一式がないため、代わりに法人設立時に所轄庁に提出した次の書類が必要となります。

- ① 事業計画書
- ② 活動予算書
- ③ 役員名簿
- ④ 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

＜ポイント＞

- ① 事業報告書等一式は、事業年度終了後3か月以内に所轄庁への提出が必要となります。
- ② 事業報告書等一式は、直近2事業年度分が必要となります。
- ③ 兵庫県では、ホームページ（ひょうごNPO法人情報公開サイト「県民ボランティア活動の広場」）において、兵庫県内及び神戸市内で認証されているNPO法人の事業報告書、計算書類、定款を公開しています。

5. 法人が連帯保証又は担保提供する場合の添付書類

連帯保証又は担保提供する法人が連帯保証又は担保提供を承認した旨の議事録の写^{※8}、及び当該法人の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写しでも可）が必要です。

※8:連帯保証又は担保提供する法人による「原本と相違ない」旨の奥書（原本証明）が必要です。

6. 担保関係の添付書類

不動産を担保として当協会に差入れる場合は、次の書類が必要です。

(1) 当協会設定の場合

- ① 全部事項証明書（不動産登記簿謄本）（3か月以内のもの。写でも可。）
- ② 住宅地図（写）、14条地図（写）、公図（写）、地積測量図（写）、建物図面・各階平面図（写）等
- ③ 担保設定引受書又は担保変更引受書
担保設定手続を金融機関が代行する場合に必要です。
- ④ 固定資産税評価証明書又は固定資産税課税決定通知書の写
路線価のない地域の場合に必要です。
- ⑤ 所得税、消費税等の納税証明書
新規で担保を提供していただく場合に必要です。なお所得税の納税証明書はその3を添付してください（法人が担保提供する場合には法人税の納税証明書が必要です）。また、給与所得者等が担保提供する場合は源泉徴収票^{※9}等の写でも差し支えありません。

※9:個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、必ずマスキング（黒塗り等）してください。

(2) 条件担保の場合

- ① 全部事項証明書（不動産登記簿謄本）（写でも可）
設定内容が確認できるもので、直近のものがが必要です。
- ② 住宅地図（写）、14条地図（写）、公図（写）、地積測量図（写）、建物図面・各階平面図（写）等
- ③ 共同担保目録（写でも可：直近のもの）又は根抵当権設定契約書の写^{※10}（追加設定含む）
- ④ 求償の特約に関する念書
物上保証の場合に必要です。
- ⑤ 固定資産税評価証明書又は固定資産税課税決定通知書の写
路線価のない地域の場合に必要です。

<ポイント>

- ① 条件担保を申請する場合は、信用保証依頼書の「貸付条件・内容等」欄に記入してください。
- ② 担保提供者が申込人本人の場合を除き、「求償の特約に関する念書」及び「個人情報の取扱いに関する同意書」を徴求の上、初回条件担保申込時に提出してください（担保提供者が連帯保証人となっている場合は除きます）。
- ③ ②の場合で、法人が担保提供者となる場合は、「求償の特約に関する念書」について承認する行為に係る議事録の写^{※11}に履歴事項全部証明書（写しでも可）を添えて提出してください
- ④ 既に手続済みの条件担保を変更する場合は保証条件変更申込手続が必要です。

※10: オンライン指定庁に指定された後に登記手続を行ったものについて根抵当権設定契約書（写）を提出する場合は、登記完了証（写）が必要です。

※11: 担保提供者となる法人による「原本と相違ない」旨の奥書（原本証明）が必要です。

7. 業務集約店等による保証申込等について

業務集約店等（業務集約部署、業務委託先を含む。）が貸出勘定店に代わって保証申込業務等を行っており、信用保証依頼書、保証条件変更依頼書、事故報告書または代位弁済請求書（以下、「依頼書等」という。）に業務集約店等の名称を記入する場合の基本的な取扱いは次のとおりです。

この取扱いに準ずる場合、金融機関から当協会への報告、届出等は、原則として不要です。ただし、金融機関から外部へ業務委託を行う場合または代位弁済業務について業務集約店等による取扱いを行う場合は、当協会への届出が必要となります。

(1) 依頼書等の記入方法

勘定店がわかるよう、金融機関名記入欄の余白部分に勘定店名を記入してください。
また、金融機関コード欄は勘定店の金融機関コードを記入してください。

【表示例】

△△銀行 □□支店 支店長 ××××
（勘定店：○○支店）

(2) 信用保証委託申込書、信用保証委託契約書の記入方法

信用保証委託申込書、信用保証委託契約書の金融機関名欄には、勘定店名を記入してください。

(3) 信用保証書等の送付

信用保証書、変更保証書、事故解除通知については、勘定店に通知、送付します（電子保証書の場合は、配信サーバに電子保証書ファイルが格納されます。）。

8. 信用保証委託申込書の記入方法

【表面】

必ずご記入下さい。※DATE 印可

信用保証委託申込書

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

申 込 人	フリガナ			本 社 ま だ は 住 所	〒 - Tel () -	フリガナ		
	法 人 名				〒 - Tel () -	フリガナ		
	フリガナ			営 業 所 ま だ は 工 場 等	〒 - Tel () -	フリガナ		
	氏 名	A			フリガナ			
	ま だ は			商 号				
代 表 者 名	1 男 2 女		(個人の方のみ記入)					
組 織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人							
資 本 金	円		従 業 員	常用 (役員・家族除く)	名	生 年 月 日	西 暦 明 大 昭 平 令	
後 継 者	1 無 2 有			常用 (役員・家族)	名	ま だ は	E	
業 種	(主たる業種)			臨時 (パート含む)	名	設 立 年 月 日	年 月 日	
	(従たる業種)					取 扱 品 目	%	
会 計 処 理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置			(個人事業主の方)貸借対照表作成の有無		1 無 2 有	%	
許 認 可 等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)							
申 込 内 容	金融機関	I (本・支店)			期 間 ま だ は 期 日	J	か 月 返 方 済 法	1 一括 2 分割
	借入金額 (極度額)	K			円	資 金 使 途	1 運転資金 千円 2 設備資金 千円	保 証 料 分 希 納 望
	本 件	千円			※ 本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません			
	他 借 入	千円			必 理 要 由	L		
	自 己 資 金	千円						
	そ の 他	千円						
	合 計	千円						
業 況 等	最 近 1 2 か 月 の 売 上	/ 千円	/ 千円	/ 千円	申 込 時 預 金 入 金 高	(預 金)	千円	
		/ 千円	/ 千円	/ 千円	納 税 状 況	(借入金)	千円	
		/ 千円	/ 千円	/ 千円		※ 非事業性の借入金は除きます		
		/ 千円	/ 千円	/ 千円		1 滞納なし 2 滞納あり		
※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。								
他 協 会 の 保 証 利 用	1 無 2 有			(N)	信用保証協会) 信用保証協会)			
団 信 加 入 希 望	保証協会団体信用生命保険 (略称「保証協会団信」)							
	加入希望の有無 1 無 2 有							
※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。								

A	①法人名欄：法人の場合は、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の商号を記入してください（ゴム印可）。 ②氏名又は代表者名欄【押印不要】 個人：印鑑証明書どおりの氏名を記入してください（ゴム印可）。 ・通称名を使用しているときは、本名と通称名を併記してください。 法人：履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の代表者名を記入してください（ゴム印可）。 ・複数代表の場合は、そのうち一名の代表者名（原則、連帯保証人とする代表者名）を記入してください。 ※ 2回目以降の申込みの場合は、代表者の変更がない限り、原則として、初回申込時の代表者に統一してください。 ・定款に共同代表の定めをしている場合は、全ての代表者名を記入してください。 ③商号欄：個人の場合のみ、商号（屋号）を記入してください。 ※ 連帯債務形式の場合は、何れかの債務者を代表債務者とし、代表債務者名で信用保証委託申込書を作成してください。その他の債務者については、別途、信用保証委託申込書（所定の印刷様式（青色）の写しで可）に「申込書記載日」、「氏名または代表者名」（押印要）、「本社または住所」、「生年月日または設立年月日」欄のみを記載し、代表債務者の申込書に添付してください。
B	①本社又は住所欄 個人：印鑑証明書どおりの住所を記入してください（ゴム印可）。 法人：履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の住所を記入してください（ゴム印可）。 ②営業所又は工場等欄 営業所（支店を含む）、工場等がある場合は記入してください。なお、本店が兵庫県以外の場合は、兵庫県内の営業所又は工場等を記入してください（ゴム印可）。
C	1、2、いずれかに○印をつけてください。
D	「臨時（パート含む）」は、臨時・パート等雇用形態を問わず、全くの臨時的な従業員数のみを記入してください。
E	個人の場合は生年月日を、法人の場合は法人設立年月日を記入してください。
F	業種が複数にわたっている場合は、売上割合等に応じて記入してください。
G	法人の場合のみ、該当する番号に○印をつけてください。 「会計参与設置会社」の場合は、「3 会計参与設置」を選択してください。 なお、この場合は、保証料率が0.1%割引となります（一括支払契約保証等を除く。）。
H	該当する番号に○印をつけてください（許認可等を必要とする事業を行っている場合は、許認可等の提出要否※にかかわらず「2 有」に○印が必要です。）。 ※ 許認可等の確認を要する事業（P5 参照）を行っている場合は、当該事業に係る許認可等の写しの提出が必要です。ただし有効期間内のものを既に提出済みの場合は提出を省略できます。
I	今回借入する金融機関名を記入してください。また、支店名は勘定店名を記入してください。
J	借入希望期間（月数）又は借入の期日を記入してください。なお、根保証については、期間を記入するとともに、必ず「期日」を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。
K	借入希望金額を記入してください。
L	必要理由欄には、今回資金が必要となった理由や具体的な資金使途等を詳しく記入してください。 また、調達方法欄には今回必要となる資金の調達方法を記入してください。
M	月別の売上高を記入してください。 なお、別添資料（ただし月次での集計をしているものに限る）がある場合は記入不要です。
N	他の信用保証協会を利用している場合は、「2 有」に○印をつけ、その協会名を記入してください。
O	該当する番号に○印をつけてください。 加入を希望する場合は別途「保証協会団信」申込書が必要となります。

必ずご記入下さい。※DATE 印可

令和
西曆

年 月 日

30

A 該当する番号に○印をつけてください。

B 個人:印鑑証明書どおりの氏名を記入してください。
法人:履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)記載の商号を記入してください。

C 個人の場合は生年月日を、法人の場合は法人設立年月日を記入してください。

D 個人:印鑑証明書どおりの住所を記入してください。
法人:履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)記載の住所を記入してください。

E 不動産等を所有している場合に記入してください。
時価合計額は、路線価や事例、評価証明等を参考に算出してください。
負債残高も記入してください。

【別紙 申込入（企業）概要】

必ずご記入下さい。※DATE 印可

申込入（企業）概要

令和
西暦

年

月

日

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です（初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください）。

申込入（企業）の概要	創業年月（開業）	西暦	1 明治前	2 明	3 大	4 昭	5 平	6 令		年	月	日
	申込入（企業）の沿革、特色、最近の動向等											
A												

経営者略歴	生年月日	西暦	1 明	2 大	3 昭	4 平	5 令		年	月	日
	B										

特許	特許保有	1 無	2 有	認定資格	認定または申込入国家資格
	登録番号				
	(内容)				

取引先状況	主	会社名	構成比 (%)	回収条件			主	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形電債 (%)	支払サイト (日)
先	販						仕					
先	売						入					
状	先						先					

所有不動産有無		1 無	2 有								
所有不動産概要	種 類	所在地	名義人	土 地		建 物	時 価				
	自己所有	借 地									
	本 社			m ²	m ²	m ²	百万円				
	営 業 所			m ²	m ²	m ²	百万円				
	工場・店舗			m ²	m ²	m ²	百万円				
	自 宅			m ²	m ²	m ²	百万円				
	そ の 他			m ²	m ²	m ²	百万円				
						時価合計	百万円				
						債務（借入）合計	百万円				

「初めてのお申込み」とは、当協会を利用する申込人単位で判断しますので、以下のような場合についても「申込人（企業）概要」は全項目記入してください。

【例】

法人成り・個人成り（個人戻り）・債務者変更に伴う申込、当協会の保証付借入金を全件完済した個人事業者が法人成りしてから初回の申込、当協会の保証付借入金を全件完済した法人が個人成り（個人戻り）してから初回の申込、条件変更のみによる法人成り・個人成り（個人戻り）・債務者変更後の初回の申込、他の信用保証協会利用先企業の当協会初回申込等

- A** 申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等を記入してください。
創業年月は、当該事業を開始した日を記入してください。
・個人から法人に組織変更した場合は、個人で創業した年月を記入してください。
・事業を承継した方は、自身が承継した年月ではなく、創業者が創業した年月を記入してください。

- B** 経営者の職歴等を記入してください。

- C** 特許欄:特許を保有している場合、その内容を記入してください。
認証・資格欄:認証(ISO 認証等)、国家資格等がある場合、その内容を記入してください。

- D** 主な販売先、仕入先について記入してください。

- E** 不動産等を所有している場合「2 有」に○印をつけ、明細を記入してください。
時価合計額は、路線価や事例、評価証明等を参考に算出してください。
負債残高は当該不動産を担保に提供している場合の根抵当権極度額や抵当権残高などの合計額を記入してください。

9. 信用保証委託契約書の記入方法

- 信用保証委託契約書は重要な書類です。記入もれのないよう十分ご確認ください。
- 委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください。
- 実印を押印してください。
- 消せるボールペン等を使用して記入しないでください。

必ずご記入下さい。※DATE 印は不可です。

信用保証委託契約書

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 A 月 日

※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください。

※実印を押印してください。

委託者

本社または住所

フリガナ

法人名

フリガナ

氏名または名

印

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

B

印

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

印

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

印

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日（ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。）をもって成立するものとします。

【借入要項】

金融機関名	(支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	1 証書貸付 2 手形貸付 (イ 個別 □ 極度) 3 手形割引 (イ 個別 □ 極度) 4 当座貸越 (イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引 (イ 個別 □ 極度 (手形・電子記録債権両方の割引を含む)) 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	金 円 (借入形式が2・3・5の口、および4の場合は極度額) 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

(契約条項裏面)

-----金融機関・協会使用欄-----

保証番号

アイ@2406

A 自署・押印した日を必ず記入してください。

B

記入者が個人の場合：

- ・印鑑証明書どおりの住所、氏名を記入してください。
- ・ゴム印不可
- ・通称名を使用しているときは、本名と通称名を併記してください。

記入者が法人の場合：

- ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の本店の住所、商号、代表者名を記入してください。
- ・ゴム印可
- ・複数代表の場合は、そのうち一名の代表者名（原則、連帯保証人とする代表者名）を記入してください。
※ 2回目以降の申込みの場合は、代表者の変更がない限り、原則として、初回申込時の代表者に統一してください。
- ・定款に共同代表の定めをしている場合は、全ての代表者名を記入してください。
- ・代表者の肩書き（「代表取締役」、「代表理事」等）の文言も印鑑証明書どおり記入してください。

- C**
- ①金融機関名は保証決定された金融機関名及び支店名を記入してください。なお、支店名は勘定店名を記入してください。
 - ②借入形式は今回の借入について該当する番号に○印をつけてください。また、「2 手形貸付」、「3 手形割引」、「4 当座貸越」、「5 電子記録債権割引」に該当する場合は、各々の（ ）内のイ又はロにも○印をつけてください。
 - ③借入金額は申込書記載の金額を記入してください。なお、金額の訂正はできません。

その他

- 収入印紙の貼付は必要ありません。
- 信用保証委託契約書のお客様控えは、当協会へ提出する必要はありません。

10. 信用保証依頼書の記入方法（表面）

金融機関において記入してください

必ずご記入下さい。※DATE 印可

信用保証依頼書

兵庫県信用保証協会 行

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名				金融機関コード						-				代理貸															
代表者名				電 話 番 号		(				)				-															
				F A X 番 号		(				)				-															
				担当部署・担当者																									
				不在時連絡者																									
申込人		協会顧客番号																											
		フリガナ																											
				保証制度（略称）								責任共有対象		1 無 2 有（①部分保証 ②負担金）															
貸付金額		1 個別												円															
		2 極度																											
資金使途		1 運転		2 設備		3 運転・設備																							
貸付形式		1 証書		2 手形		3 手形割引		4 公正証書		5 当貸（貸付専用型）		6 当貸（カードローン型）		7 電子記録債権割引															
返済方法		区分		1 一括		2 元金均等		3 元金均等（ローン）		4 不均等		5 当貸随時		6 当貸約定		7 商手落込													
返済条件																													
事件・内容		この貸付で完済する保証がある場合など		保証番号				保証料返戻預金口座		種類		1 当座		2 普通															
																□ 座 番 号				-									
		割引残高有無		1 無		2 有		※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。																					
連帯保証人		保証人等明細に記入のとおりとします。																											
		担保有無		1 無		2 有		担保種類		1 不動産		2 有価証券		3 商手		4 売債		5 その他（											
		設定区分		1 協会		2 金融機関		担保流用区分		1 新規		2 既存（同条件）		3 既存（変更）															
（担保明細等）備考		※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存（変更）の場合は、以下に内容等をご記入願います。 なお、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。																											

年		月		日現在の残高 (取引開始 預金		年		月/融資		年		月)	
当 店 取 引 状 況	当 座	千円		融 資	区 分	プロパー	保証協会付	保 全 状 況		取引振り			
	普 通	千円			貸 付	千円	千円	不動産	千円	1 優 良			
	定期性	千円			割 引	千円	千円	預 金	千円	2 良			
	その他	千円			その他	千円	千円	その他	千円	3 普 通			
	合 計	千円			合 計	千円	千円	合 計	千円	4 新 規			

申込 人 状 況	申込人(代表者)の事業経験・業界知識	金融機関所見	※最近の業績、返済能力、経営者の人物、取組方針等
	1 十分ある 2 普通 3 やや不足している		
	事業の将来性		
	1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退		
	申込人(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)		
	1 十分に有 2 普通 3 やや不足している		
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)			
1 良好 2 普通 3 不良			
今期中の焦付	1 発生していない 2 発生した		
(相手先	千円)		

【確認状況記載欄】 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他 ()	

- A** 金融機関名及び支店名を記入してください(押印不要)。なお、業務集約店で貸出事務を行う場合は、当該業務集約店名及び貸出勘定店を記入してください。
- B** <個人の場合>氏名を記入します。ただし、通称名を使用している場合は、本名と通称名を併記してください。
<法人の場合>法人名を記入してください。
なお協会顧客番号は、申込人が既に当協会を利用しており、協会顧客番号がわかる場合に記入してください。
- C** 金融機関コード欄: 貸出勘定店の全銀協統一コードを記入してください。
担当者欄: 担当者不在時の連絡者も必ず記入してください。
- D** 希望する保証制度名や制度融資名を記入してください。
- E** 該当する番号に○印をつけてください。「有」に該当する場合は、方式<①部分保証 ②負担金>にも○をつけてください。
- F** 該当する貸付形態の番号に○印をつけ、貸付する金額を記入してください。
なお、根保証の場合は「2 極度」、それ以外は「1 個別」となります。
- G** 貸付予定日を記入してください。
借換保証の場合は、原則として、この貸付予定日を被回収保証の完済日とみなして返戻保証料を計算します。
- H** 貸付期間の月数を記入してください。
なお、根保証については、期間を記入するとともに、必ず貸付期日を記入してください。この期日の翌日が、信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。
- I** 該当する番号に○印をつけ、貸付実行に適用する利率を記入してください。
- J** ①区分: 該当する返済方法に○印をつけてください。例えば、当座貸越根保証やカードローン根保証で返済が非約定の場合は「5 当貸随時」、返済が約定の場合は「6 当貸約定」となります。また手形割引根保証や手形貸付根保証の場合は「1 一括」となります。なお、「7 商手落込」は現在使用していません。
②返済条件: 返済方法を記入してください。「3 元利均等(ローン)」の返済金額欄には、返済元利金を記入してください。
- K** ①保証番号: 今回の保証に係る貸付実行時に完済条件とする保証口がある場合に、その保証口の保証番号を記入してください。
②割引残高有無: 割引根保証を更新する場合に該当する番号に○印をつけてください。
③保証料返戻預金口座: 同一金融機関の保証口の回収条件がある場合は、口座名義も含め、記入してください。
- L** ①担保有無、設定区分欄: 当該保証について担保を使用するかどうか、該当する番号に○印をつけてください。
また、担保有無の欄で「2 有」に○印をつけた場合に、信用保証協会の設定担保か金融機関の条件担保か該当するいずれかの番号に○印をつけてください。
②担保流用区分欄: 担保有無の欄で「2 有」に○印をつけた場合に、今回の保証依頼の貸付時に担保を新規設定(新規引当)する場合は「1 新規」に、信用保証協会が既に設定済み又は金融機関設定済みの担保で信用保証協会へ条件担保として提供済みの担保(以下、「既存担保」)の設定内容を変更せず使用する場合は「2 既存(同条件)」に、既存担保の設定内容を変更し貸付を行う場合は「3 既存(変更)」の番号に○印をつけてください。
③担保種類欄: 担保有無の欄で「2 有」に○印をつけた場合に、該当する担保種類の番号に○印をつけてください。なお、「3 商手」は現在取り扱っていません。
④担保を新規設定する場合は、協会担保、条件担保に関わらず、同欄に「物件表示」「設定額・順位」「協会担保枠・優劣(条件担保の場合)」「その他特記事項」を記載してください。
⑤既に設定している条件担保を利用する場合は、「備考(担保明細等)」欄に当協会担保番号を記載してください。
⑥申込人又は代表者等が所有する不動産の担保提供により、保証金額の100%以上の保全が図れているため、担保充足型により経営者保証を不要とする場合は、「備考(担保明細等)」欄にその旨を記載してください。
⑦経営改善借換保証「ぜんしん」等において、プロパー融資を同時実行することを条件として保証する場合は、「備考(担保明細等)」欄に同時実行する金額を記載してください。

信用保証依頼書の記入方法（表面のつづき）

年 月 日現在の残高（取引開始 預金		年 月/融資		年 月			
当 店 取 引 状 況	当 座	千円	区 分	プロパー	保証協会付	保 全 状 況	取引振り
	普 通	千円	融 資	千円	千円	不動産	1 優 良
	定期性	千円	割 引	千円	千円	預 金	2 良
	その他	千円	その他	千円	千円	その他	3 普 通
	合 計	千円	合 計	千円	千円	合 計	4 新 規
申 込 人 状 況	申込入(代表者)の事業経験・業界知識 1 十分ある 2 普通 3 やや不足している			※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等 0			
	事業の将来性 1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退						
	申込入(代表者)の計数観念・決算・業績把握度 1 十分に有 2 普通 3 やや不足している						
	立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか) 1 良好 2 普通 3 不良						
	今期中の焦付 (相手先) 1 発生していない 2 発生した (千円)						
「確認状況記載欄」 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。							
確認年月日		確認時間		確認方法		金融機関確認者	
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他 ()					

信用保証依頼書の記入方法（裏面）

資格要件申告欄

当座貸越(貸付専用型)根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越(貸付専用型)根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当_____として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2)当_____との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越(貸付専用型)根保証

*該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

*該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以 上

M 当店取引状況：申込人の取引状況を記入してください。なお、取引振りについては、該当する番号に○印をつけてください。
※ 連帯債務形式の場合は、各債務者に対する預金、融資等を合算した額のみを記載してください。

N 申込状況：申込人の状況について、各項目の該当する番号に○印をつけてください。

O 金融機関所見：申込人の最近の業況、返済能力、経営者の人柄等、そして金融機関としての取組方針について、具体的に記入してください。

P 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、申込人への確認状況を記入してください。

信用保証依頼書の裏面は『資格要件申告書』になっています。これは、当座貸越又はカードローンの申込依頼の場合に記入してください。

1 1. 個人情報の取扱いに関する同意書の記入方法

「個人情報の取扱いに関する同意書」は、3枚複写となっております。
信用保証協会へは「協会用」のみを提出してください。

個人情報の取扱いに関する同意書

必ずご記入下さい。
※DATE印は不可です。

令和 年 月 日
西暦

兵庫県信用保証協会 行

住 所
氏 名
A
印

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

- ①信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること
- ②貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報(過去のものを含む)を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること
- ③保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること
- ④将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと(今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む)

記

個人情報の取扱いについて

兵庫県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ①個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ②お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

- ①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、信用保証協会利用状況(他の信用保証協会の利用状況を含む)、返戻保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ②就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報

<利用目的>

- ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ②保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③本人及び保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理及び事後管理
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
- ⑩求償権の行使
- ⑪経営改善・事業再生の支援
- ⑫その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以上

協会使用欄

B

顧客番号	
原本管理日	

A 印鑑証明書どおりの住所及び氏名を本人が自署し、実印を押印してください。

B 当協会使用欄であり、記入する必要はありません。

8. 貸付手続

1. 貸付実行

金融機関は信用保証書記載の各条件を十分確認の上、保証条件どおりに貸付を実行してください。

(1) 信用保証書の有効期間

- ① 信用保証書発行日の翌日から起算して30日間^{※1}です。

ただし、有効期間内に実行できず、やむを得ない理由がある場合は、『信用保証書有効期限延長依頼書』を提出していただき、当協会が承諾書を発行することによりさらに30日間延長することができます。(当初の信用保証書発行日の翌日から起算して合計60日間)^{※2}

<ポイント>

- ①信用保証書には、「ただし、特別の事情があると協会が認めた時は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とします」と60日まで延長をした日が表示されます。
②有効期限を延長した場合は、信用保証書^{※3}と承諾書を一緒に保管してください。

- ② 有効期間の最終日が法定休日又は金融機関の休日にあたる場合は、その次の営業日が満了日として記載されます。

(2) 保証期間

- ① 信用保証書に「貸付の日から60か月」とある場合は、貸付実行日から60か月後の応当日までの日を返済期限と定めてください。
② 返済期限が金融機関の休日であっても返済期日は不変とします。
③ 貸付を実行する際には、返済期限が金融機関の休日となるのをできるだけ避けて、営業日となるようにしてください。なお、休日の翌営業日になると保証期間を超えてしまう場合がありますので注意してください。

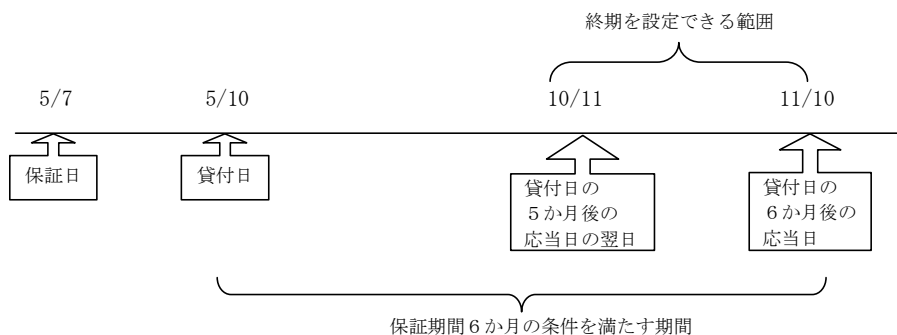
終期のとり方

原則として、貸付日の〇〇か月後の応当日となります。

ただし、希望がある場合は応当日から遡及して、1か月未満の範囲内で設定できます。

なお、貸付日が月末の場合又は終期の属する月に応当日がない場合は、終期の属する月の末日まで終期を設定できます。

【例】保証期間6か月、貸付日が5月10日の場合



<ポイント>

- ①割引根保証については、終期は原則応当日の前日になります。
②確定日保証の場合は、終期が保証書に表示されています。
③制度融資等で別途定めている場合は、その定めによります。

※1:流動資産担保融資保証制度の場合の有効期間は、信用保証書発行日の翌日から起算して60日間です。この場合、信用保証書の有効期間の延長はできません。

※2:ただし、延長できるのは1回限りです。

※3:電子保証書の場合は、配信サーバ上に保管されます。

(3) 保証料

貸付実行後直ちに信用保証書添付の「信用保証料送金のご依頼」に記載のある保証料を徴収の上、送金してください。なお、送金の際の依頼人名欄には、依頼人名の前に保証番号を加えて打電してください。

(4) 債務者に係る留意事項

- ① 債権証書等には必ず面前自署の上、実印又は金融機関取引印（届出印）を押印する必要があります。
- ② 貸付実行時には、印鑑証明書又は印鑑届により、印鑑照合を行ってください（印鑑証明書又は印鑑届は、代位弁済手続き時に提出が必要となります。）。
- ③ 法人の場合は、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を徴収の上、相違がないことを確認してください。

(5) 連帯保証人に係る留意事項

- ① 連帯保証人の保証意思確認は、金融機関で必ず行ってください。
また、保証意思確認の事実を記録に残しておいてください。
- ② 債権証書等には必ず面前自署の上、実印又は金融機関取引印（届出印）を押印する必要があります。
- ③ 貸付実行時には、印鑑証明書又は印鑑届により、印鑑照合を行ってください（印鑑証明書又は印鑑届は、代位弁済手続き時に提出が必要となります。）。
- ④ 連帯保証人が個人の場合で、当座貸越、カードローン等極度貸付の場合は、貸金等根保証契約書を当協会の信用保証書ごとに徴求してください。なお、包括保証は認めていません。
- ⑤ 手形貸付等で別札（限定）保証書を徴求する場合は、当協会の信用保証書ごとに徴求してください。包括保証は認めていません。

(6) 返済方法

信用保証書の返済方法欄記載のとおりとしてください。

<信用保証書の返済方法欄>※月数保証の場合

返済方法	A 返済
	B か月目から C か月目まで D か月毎
	F か月目
	E 円
	G 円

- ① **A**欄は、「満期一括」、「元金均等」又は「元利均等」等の返済方法を表示します※4。
- ② 「**B**か月目から**C**か月目」は、貸付実行日から第1回目の返済日までの月数**B**と貸付日から最終回の1回前までの返済月数**C**を表示します。
- ③ 「**D**か月毎」は返済の月周期を表示します。
- ④ 「**E**円」には、分割返済額を表示します。
- ⑤ 「**F**か月目」には、最終回月を表示します。
- ⑥ 「**G**円」には、最終回の返済額を表示します。

※4:当座貸越、カードローン及び流動資産担保融資保証で根保証の場合は「当貸随時」又は「当貸約定」、手形貸付根保証又は割引根保証の場合は「満期一括」と表示します。

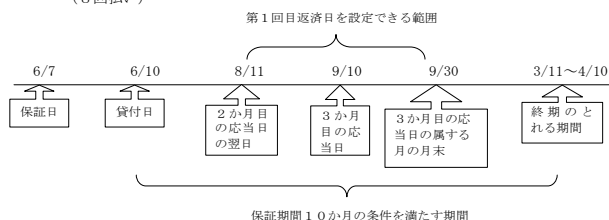
※5:返済開始が1か月目の場合は、貸付日の翌日となります。

【第1回返済日のとり方】

原則として、貸付日の〇〇か月後の応当日となります。

ただし、希望がある場合は、応当日の属する月の前月の応当日の翌日※5から、応当日の属する月の月末までの範囲内で設定できます。

【例】保証期間10か月、3か月目から返済（2か月据置）、貸付日が6月10日の場合
(8回払い)



保証条件と貸付条件が合致しない例

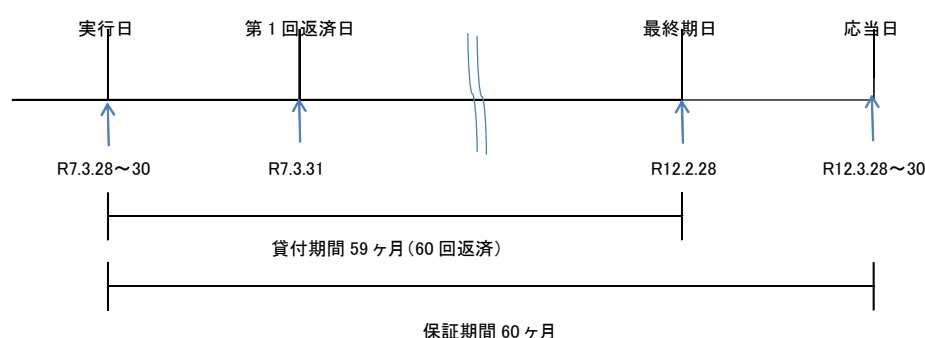
【事例①】

大の月（31日のある月）の30日に貸付実行し、第1回返済日をその月の月末（31日）に設定しますと保証期間が1か月短くなり、保証条件に合致しなくなる場合があります。

※3月28日～30日の貸付実行で、第1回返済日を3月31日にした場合や大の月（31日のある月）でない9月28・29日で貸付実行（保証期間6か月）し、第1回返済日を9月30日にした場合等も対象となります。

例 保証期間 60 か月 実行日 令和7年3月28日～30日

第1回返済日 令和7年3月31日 最終期日 令和12年2月28日

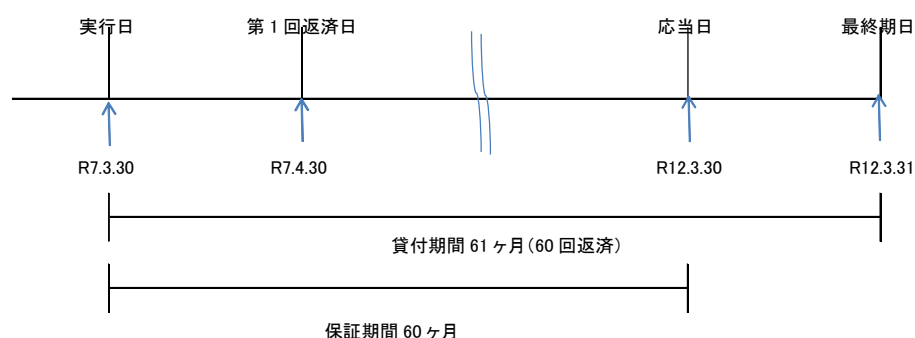


【事例②】

貸付日の応当日を超えることにより、期間が1か月超過し、保証条件に合致しなくなる場合があります。

例 保証期間 60 か月 実行日 令和7年3月30日

第1回返済日 令和7年4月30日 最終期日 令和12年3月31日



(7) 貸付利率

- ① 金融機関の定めるところによりますが、中小企業者の負担軽減のため、プロパー貸付（保証付でない貸付）より低率としてください。
- ② 制度融資については、原則として、貸付利率が定められています。

(8) 貸付を実行しなかった場合の処理

「保証（条件変更）後取消理由書」を作成の上、信用保証書を添付して送付してください※6。

(9) 借換保証に係る留意事項

- ① 借換保証の場合、信用保証書の条件欄に、「令和〇〇年〇月〇日以降に実行のこと」※7と表示され、貸付実行日は、信用保証依頼書に記載されている「貸付予定日」以降とする必要があります（保証料差引計算の対象外の場合（P24 参照）を除く。）。
- ② やむを得ない理由により、信用保証書に記載された「貸付予定日」よりも前日付で貸付実行する必要がある場合は、「変更前の貸付予定日」「変更後の貸付予定日」「変更理由」を記載した「保証書・変更保証書変更申込書」を提出し、信用保証書の再発行を受けてください。
- ③ 信用保証書に記載された「貸付予定日」よりも後日付で貸付実行する場合は、「貸付予定日」の変更を行う必要はありません（ただし、貸付実行日は、信用保証書の有効期限内に限ります。）。

(10) その他

保証付貸付、保証付でない貸付の区別なく、既存の貸付について延滞、その他の債務不履行の有無を確認の上貸付を行ってください。もし延滞等があるときは貸付を中止し、その旨を当協会（担当者）に連絡してください。

- ① 受領した信用保証書の被保証人欄に記載されている借入人の氏名（法人名）等について、貸付前に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）、印鑑証明書等により相違がないことを確認してください。
- ② 資金使途が設備資金の場合は、信用保証書の条件欄に、「本件については貸付実行後、速やかに設備確認資料（領収書写等）を協会宛に提出のこと」と表示します。よって、申請どおり設備が導入されたことを領収書等客観的な書類により速やかに確認してください。
- ③ 保証条件に違反して貸付を行った場合、原則として代位弁済の履行はできません。

<ポイント>

- ① 貸付実行は、保証書の有効期限内に行ってください。
- ② 貸付期間と保証期間が一致していることを必ず確認してください。
- ③ 返済日や据置期間の取り方等の取扱いについて、必ず確認してください。
- ④ 保証条件どおり貸付実行ができない場合は、必ず貸付実行前に当協会と協議してください。

2. 貸付実行報告書

- ① 信用保証書に基づいて金融機関が貸付を実行すると、当協会に保証債務が発生します。貸付実行報告書はその債務の発生を知る唯一の書類ですので、貸付（割引）を実行された際には、貸付（割引）実行内容を記入の上、すみやかに貸付実行報告書を提出してください※8。
なお、オンライン伝送方式の金融機関は、不要（「貸付実行報告書」を保証書に添付いたしません。）となります。
- ② 貸付実行報告の誤りなどから、再報告が必要となった場合は、当協会から金融機関へ「貸付実行報告について（照会）」を送付いたします。
貸付内容を確認の上、同報告書下段の「貸付実行報告（再報告）」により、再報告してください。

※6：電子保証書の場合は、信用保証書は添付不要です。保証後取消処理が完了すれば、配信サーバに格納されている電子保証書ファイルは無効通知書で上書きされます。

※7：「令和〇〇年〇月〇日」には、信用保証依頼書の「貸付予定日」欄に記載されている日付が表示されます。

※8：電子保証書の場合、貸付実行報告書は電子保証書ファイルとして配信サーバへ格納されるため、金融機関において貸付実行報告書の電子データを任意の用紙に印刷する必要があります。

- ③ 保証書有効期限が経過し、貸付実行報告書が未着の場合に、「貸付実行（変更実行）報告書未着のお知らせ」を発送します。

3. 貸付（変更）実行前の保証条件変更

貸付（変更）実行前に保証条件を変更する場合は、「保証書・変更保証書変更申込書」を提出してください。当協会が承諾した場合は、金融機関に新たな保証書を送付^{※9}しますので、それに基づき貸付（変更）を実行してください。

なお、以下の場合、保証書・変更保証書変更申込書による変更ができません（再度、保証申込又は条件変更申込が必要となります。）。

（1）信用保証書

- ① 資金用途の変更
- ② 保証期間の拡大
- ③ 貸付金額の変更
- ④ 保証形態（個別保証又は根保証）の変更
- ⑤ 据置期間の追加、拡大
- ⑥ 利用制度の変更
- ⑦ 連帯保証人の変更
- ⑧ 回収条件の変更
- ⑨ 条件担保物件の変更
- ⑩ 協会優先枠の減少（条件担保の場合）

（2）変更保証書

- ① 保証期間の拡大
- ② 約定返済金額の減少
- ③ 据置期間の追加、拡大
- ④ 追加又は解除する連帯保証人の変更
- ⑤ 債務引受先の変更
- ⑥ 条件担保物件の変更
- ⑦ 協会優先枠の減少（条件担保の場合）
- ⑧ 変更保証書の有効期限延長

＜ポイント＞

「保証書・変更保証書変更申込書」の提出と同時に保証書の有効期限延長の希望があった場合、「信用保証書有効期限延長依頼書」も兼ねたものとして、取扱いします。

※9：電子保証書の場合、配信サーバに格納されている変更前の電子保証書ファイルを変更後の電子保証書ファイルで上書きします。

4. 利息制限法及び出資法に係る信用保証書（変更保証書）の保証条件

利息制限法及び出資法における利息等の上限額を明示するため、信用保証書（変更保証書）に次の保証条件を表示しています。

	信用保証書（変更保証書）の保証条件
証書貸付、手形貸付、根保証（割引根保証を除く）	利息（みなし利息を含む）は利息制限法に定める法定上限額の1／2の金額の範囲内とすること
手形割引（根保証を含む）、電子記録債権割引（根保証を含む）	割引料（みなし割引料を含む）は年10%の金額の範囲内とすること
特定社債	利息（みなし利息を含む）及び保証料（みなし保証料を含む） ^{※10} は合計年10%の金額の範囲内とすること

※10：保証条件「保証料（みなし保証料を含む）」は、金融機関が徴収する保証料のことです。

9. 貸付実行後の業況報告書等の提出

協会と金融機関が連携して、保証利用先企業に対する経営支援の充実を図るため、以下の取扱いを定めています。

1. 業況報告書の提出

金融機関は貸付実行後、業況報告書提出対象企業の営業所等を訪問するなどモニタリングを行った上で、業況報告書を作成し、当協会へ提出してください。

(1) 業況報告書提出の対象者

次の①～⑩のいずれかに該当する保証利用企業※¹

① 創業に係る保証

- 「創業関連保証（再挑戦支援保証）」及び「創業等関連保証」
- スタートアップ創出促進保証制度
- 開業資金に対応する制度融資に係る保証

② 経営革新関連保証

③ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）

④ ひょうご連携支援保証※²

⑤ 小規模企業支援型保証「エール」

⑥ 返済緩和を行っている条件変更先への新たな保証

⑦ 危機関連保証

⑧ 地域活性化保証「スタートラインS」※²

⑨ 兵庫県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」（据置期間が1年超の場合）※²

⑩ 東日本大震災復興緊急保証

(2) モニタリング期間及び業況報告書の提出期限

モニタリング期間は、上半期（4月から9月）と下半期（10月から翌3月）の定期とし、上半期は10月1日から11月30日、下半期は4月1日から5月31日までに、所定の業況報告書を提出してください。

なお、第1回目のモニタリング期間は、貸付実行日を含む半期の次に到来する半期となります。

貸付実行月	第1回目のモニタリング期間	第1回目の業況報告書の提出期限
4月～9月	10月～翌3月	翌5月末
10月～翌3月	翌4月～翌9月	翌11月末

※ 上記（1）⑨の場合、モニタリングは据置期間中のみとなります。※³

※1: ①及び②は平成23年7月1日以降、③は令和4年10月1日以降、④は平成24年4月1日以降、⑤は平成26年4月1日以降、⑥は平成27年3月11日以降、⑧は平成31年4月1日以降、⑨は令和2年5月1日以降、⑩は令和3年4月1日以降の保証申込分。

また①、②、⑦、⑧は保証期間1年超のもの。

なお、伴走支援型特別保証制度又は経営力強化保証制度（令和6年7月1日以降申込受付分）を利用し、当該保証制度の保証期間が3年を超える場合（条件変更により結果的に3年を超えた場合を除く。）は、同一金融機関に限り、業況報告書の提出は不要となります。

※2: ④は令和2年3月31日、⑧、⑨は令和3年3月31日をもって取扱いを終了した保証ですが、同保証を既に利用している場合は、報告が必要となります。

※3: (1) ⑨の場合は、貸付実行時の初回元金返済予定日が属する半期のモニタリングが最終分となります。

(3) モニタリングの終了

業況報告書提出の対象となる保証の全てが、完済又は代位弁済に至った場合は、その時点で業況報告書の提出は不要となります。^{※4}

※4: モニタリング期間内に残高があっても、業況報告書の提出期限までに完済や代位弁済に至った場合は報告不要です。

2. 確定申告書（決算書）の提出

以下の条件に該当する一定の保証利用先について、新たに確定申告期限が到来した場合は、当該中小企業者から確定申告書（決算書）（写）を徴求の上、当協会へ提出してください。

なお、未提出先については、年2回、当協会から金融機関に通知します。

(1) 確定申告書（決算書）提出の対象者

次のいずれかに該当する保証利用企業

- ① 特定社債保証の保証利用企業
- ② 金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」「ひやくライト」の保証利用企業
- ③ ひょうご発展支援保証「リードα」の保証利用企業
- ④ 令和5年度以降に外部専門家派遣を行った保証利用企業
- ⑤ スタートアップ創出促進保証制度の保証利用企業

※①～④については、事業年度終了の日から4か月以内に提出してください。

⑤については、事業者がガバナンスチェックを受けた翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月に提出してください。

(2) 現況確認等

確定申告書（決算書）（写）の提出を受けた中小企業者において財務内容が悪化している場合、悪化の要因、経営状況及び今後の見込み等を取扱金融機関へ聴取させていただく場合があります。

3. その他の報告書の提出

以下の保証制度の保証利用先について、金融機関は所定の報告書を当協会へ提出してください。

(1) 旧経営力強化保証（令和5年3月31日以前申込受付分）^{※5}

金融機関は、中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受け、原則として、年1回中小企業者の事業年度ごとに、当協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告する必要があります。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

※5: 令和5年3月31日をもって取扱いを終了した保証ですが、同保証を既に利用している場合は、報告が必要となります。

(2) 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）^{※6}

金融機関は、中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受け、原則として、3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、当協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する必要があります。

なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

※6: 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型及び経営改善・再生支援強化型）を含む。

(3) 条件変更改善型借換保証

金融機関は、中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受け、原則として、年1回中小企業者の事業年度ごとに、当協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告する必要があります。

なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

(4) 伴走支援型特別保証制度^{※7}

金融機関は、原則として、四半期に1回、中小企業者の経営状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受け、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告する必要があります。

なお、同報告データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、当協会を経由して経済産業省に送付します。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

(5) スタートアップ創出促進保証制度

金融機関は、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目(2年以上3年未満)及び5年目(4年以上5年未満)に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出を受ける必要があります。

創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の写しに加えてガバナンスチェックを行った決算書を含む直近2期分の決算書を当協会に提出する必要があります。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

(6) 経営力強化保証制度(令和6年7月1日以降申込受付分)

金融機関は、原則として、四半期に1回、中小企業者の経営状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受け、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況及び金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告する必要があります。

なお、同報告データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証(5号)認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況については、当協会を経由して経済産業省に送付します。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

(7) 協調支援型特別保証制度(モニタリング強化型^{※8})

金融機関は、原則として、四半期に1回、中小企業者の経営状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受け、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況及び金融機関の経営支援状況を電子データで報告する必要があります。

ただし、特例条件として、モニタリング強化型^{※8}の貸付実行後、プロパー融資(プロパー協調型要件^{※9}と同義)を実行した場合、四半期に1回の責務とされているフォローアップを、翌四半期分から省略することができます(ただし、特例条件を満たした月の属する四半期分はフォローアップを行う。)。なお、年1回の報告は必要です。

また、同報告データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数及び財務状況については、当協会を経由して経済産業省に送付します。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出することになります。

※7:令和6年6月30日をもって取扱いを終了した保証ですが、同保証を既に利用している場合は、報告が必要となります。

※8:協調支援型特別保証制度要綱2.

(2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うことに該当するもの。

※9:協調支援型特別保証制度要綱2.

(1)本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。

10. 保証条件変更手続

1. 貸付実行後の保証条件変更

貸付実行後に次の（１）から（８）に該当する保証条件変更をする場合は、保証条件変更申込書を提出してください。

- （１）保証期間の延長（短縮）
- （２）返済方法の変更
- （３）連帯保証人の変更
- （４）法人成り又は個人成り（個人戻り）に伴う債務者変更
- （５）個人事業者の事業承継による債務者変更
- （６）債務者死亡に伴う債務者変更
- （７）極度減額
- （８）条件担保の変更

<ポイント>

- ① 貸付形式の変更はできません。
- ② 保証条件変更の申込みにあたっては、原則として、申込みに必要な添付書類と同様の書類を添付してください（既に提出済みの書類については不要です）。
- ③ 保証条件変更実行時には、印鑑証明書又は印鑑届により、印鑑照合を行ってください。
- ④ 信用保証書の条件欄に表示されている条件を変更する場合にも、保証条件変更が必要となる場合があります。

（１）保証期間の延長（短縮）

保証期間を延長する場合は、原則として、保証期間内に延長に必要な手続を行ってください。

① 提出書類

「保証条件変更申込時等に必要となる主な書類一覧」（P57）のとおり

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。金融機関では次の手続を行ってください。なお、原則として、手形貸付の期限延長は取扱いできません^{※1}。

ア. 証書貸付の場合は、金融機関宛の返済期限の変更に係る契約書を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を当協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

イ. 手形貸付の場合は、手形の書替えを行ってください。

ウ. 変更保証書に信用保証料が記載されている場合は、変更実行後直ちに変更保証書添付の「信用保証料送金のご依頼」記載の変更保証料を徴収の上、送金してください。なお、送金の際の依頼人名欄には、依頼人名の前に保証番号を加え、打電してください。

<ポイント>

- ① 当座貸越（貸付専用型）、当座貸越（事業者カードローン）の場合、原則として、当初の取組から5年を経過しているものは、保証条件変更による保証期間延長の取扱いはできません。既保証分を回収条件とする新規申込を行ってください。
- ② 延長期間は、原則1か月以上としてください。

※1：新規保証の取扱いが困難な場合等、やむを得ない場合は取扱い可能な場合があります。

(2) 返済方法の変更

① 提出書類

「保証条件変更申込時等に必要となる主な書類一覧」(P57) のとおり

② 変更実行手続

ア. 当協会が返済方法の変更に係る保証条件変更申込を承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します(電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。)。金融機関では、金融機関宛の返済方法の変更に係る契約書を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を当協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

イ. 変更保証書に信用保証料が記載されている場合は、変更実行後直ちに変更保証書添付の「信用保証料送金のご依頼」記載の変更保証料を徴収の上、送金してください。なお、送金の際の依頼人名欄は、依頼人名の前に保証番号を加え、打電してください。

<ポイント>

当座貸越、カードローンの場合、金融機関の商品設計により、約定返済を非約定返済へ、非約定返済を約定返済へ変更することができない場合があります。

(3) 連帯保証人の変更

連帯保証人を追加する場合は、保証条件変更申込書に個人情報取扱いに関する同意書等を添付の上、提出してください。

① 提出書類

「保証条件変更申込時等に必要となる主な書類一覧」(P57) のとおり

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します(電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。)。金融機関では、追加して解除する場合は、保証人変更契約書(金融機関宛)を、追加の場合は、保証人加入契約書(金融機関宛)を、解除の場合は、保証人脱退契約書(金融機関宛)を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を当協会へ送付してください。なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

(4) 法人成り又は個人成り※²による債務者変更

法人成り又は個人成りの場合は、原則として、事業継承前の保証付債務を回収条件とする新規申込(11. 各種変更手続(P66)を参照)により取り扱うこととなります。

ただし、特段の事情がある場合は、保証条件変更による債務者変更ができます。

① 保証条件変更による法人成り又は個人成りの対象となる保証

証書貸付、当座貸越、カードローン

② 保証条件変更による法人成り又は個人成りの対象とならない保証

流動資産担保融資保証、手形貸付、手形・電子記録債権割引、手形貸付根保証、割引根保証

③ 提出書類

「保証条件変更申込時等に必要となる主な書類一覧」(P57) のとおり

④ 変更方法

ア. 債務引受の方法

免責的債務引受けとしてください。

なお、当座貸越、カードローンの場合は、「免責的債務引受け並びに地位の承継」としてください。

※2: 協会という「法人成り」とは、個人事業者が会社を設立し、自身が代表者となって、法人設立日に旧個人事業の営業譲渡を受け債権債務を継承の上、当該事業を継続すること又は旧個人事業の営業譲渡を受け、債権、債務を継承する目的で、個人事業者が代表者となって設立した法人が、法人設立日より後(概ね6か月以内)に旧個人事業の営業譲渡を受けると同時に、債権、債務を継承の上、当該事業を継続することをいいます(旧個人事業者の死亡、老齢、傷病等により、親子(子の配偶者を含む)、夫婦、兄弟、孫等の三親等内の親族が代表者となった場合も含みます)。

また、「個人成り(個人戻り)」とは、法人解散に伴い、代表者が個人事業主として当該事業を承継する場合に当該法人の保証付債務を引受することをいいます。

イ. 連帯保証人

旧債務者が代表者となる場合は、旧債務者を保証人に追加します。

旧債務者とは別人が代表者となる場合は、次のいずれかにより対応します。

i 旧債務者のみを保証人に追加する（代表者は保証人としません）。

ii 代表者のみを保証人に追加する（旧債務者は保証人としません）。

なお、許認可等を必要とする事業の場合、法人成り後の許認可等の名義人は、原則として、法人名義であることが必要です。

ウ. 担保

担保がある場合は、必ず変更実行時に下記の根抵当権変更登記を行ってください。

変更箇所 \ 種 類	当協会設定	条件担保
1. 債務者の変更	○	○
2. 被担保債権の範囲の変更（引受債務の追加）	×	○

※ 条件担保に係る変更登記については金融機関で必ず行ってください。

⑤ 変更実行手続

ア. 当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます）。金融機関では、証書貸付の場合は、「免責的債務引受契約書（金融機関宛）」を、当座貸越又はカードローンの場合は、「債務引受並びに受信者の地位の承継契約書（金融機関宛）」を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を当協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

イ. 条件担保がある場合は、当該根抵当権について、「債務者の変更及び被担保債権の範囲の変更（引受債務の追加）」登記を行う必要があります。登記完了後の全部事項証明書（不動産登記簿謄本）、共同担保目録（又は根抵当権設定契約証書の写し）及び求償の特約に関する念書^{※3}（物上保証人の場合）を送付してください。

※3：印鑑証明書が必要です。併せて、個人の場合は「個人情報取扱いに関する同意書」が、法人の場合は念書提出を議決した議事録の写し（原本証明要）が各々必要です。

（5）個人事業者の事業承継による債務者変更

親子、夫婦、兄弟、孫等の三親等以内の親族が前事業者（個人）の老齢、傷病等により事業を承継した場合は、原則として、事業継承前の保証付債務を回収条件とする新規申込により取り扱うこととなります。

ただし、特段の事情がある場合は、保証条件変更による債務者変更ができます。

① 保証条件変更による事業承継の対象となる保証

証書貸付、当座貸越、カードローン

② 保証条件変更による事業承継の対象とならない保証

流動資産担保融資保証、手形貸付、手形・電子記録債権割引、手形貸付根保証、割引根保証

③ 提出書類

「保証条件変更申込時等に必要となる主な書類一覧」（P57）のとおり

④ 変更方法

ア. 債務引受の方法

免責的債務引受けとしてください。

なお、当座貸越、カードローンの場合は、「免責的債務引受け並びに地位の承継」としてください。

イ. 連帯保証人

既に連帯保証人を徴求している場合は、原則として、引き続き連帯保証人としてください。ただし、老齢、傷病など合理的な理由があると判断できるものについては、同連帯保証人の削除を行っても差し支えありません（追加の連帯保証人は不要）。

また、連帯保証人が新債務者となる場合でも、追加の連帯保証人は不要です。
 なお、許認可等を必要とする事業の場合、事業承継後の許認可等の名義人は、原則として、申込人名義であることが必要です。

ウ. 担保

担保がある場合は、必ず変更実行時に下記の根抵当権変更登記を行ってください。

変更箇所 \ 種 類	当協会設定	条件担保
1. 債務者の変更	○	○
2. 被担保債権の範囲の変更（引受債務の追加）	×	○

※ 条件担保に係る変更登記については金融機関で必ず行ってください。

⑤ 変更実行手続

ア. 当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。金融機関では、証書貸付の場合は、「免責的債務引受契約書（金融機関宛）」を、当座貸越またはカードローンの場合は、「債務引受並びに受信者の地位の承継契約書（金融機関宛）」を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を信用保証協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

イ. 条件担保がある場合は、当該根抵当権について、「債務者の変更及び被担保債権の範囲の変更（引受債務の追加）」登記を行う必要があります。登記完了後の全部事項証明書（不動産登記簿謄本）、共同担保目録（または根抵当権設定契約証書の写し）及び求償の特約に関する念書^{※3}（物上保証人の場合）を送付してください。

（6）債務者死亡による債務者変更^{※4}

相続（債務者死亡）による債務者変更については、旧債務者分を回収条件とする新債務者による新規（更改）申込（11. 各種変更手続（P66）を参照）により手続をしてください。ただし、特段の事情がある場合は、保証条件変更による債務者変更ができます。

なお、担保付で取り扱っている場合は、相続開始後6か月以内に指定相続人の合意の登記ができるものに限りします。

① 保証条件変更による債務者変更の対象となる保証

証書貸付、確定後の当座貸越、確定後のカードローン

② 保証条件変更による債務者変更の対象とならない保証

流動資産担保融資保証、当座貸越（確定前）、カードローン（確定前）、手形貸付、手形・電子記録債権割引、手形貸付根保証、割引根保証

③ 提出書類

「保証条件変更申込時に必要となる主な書類一覧」（P57）のとおり

④ 変更方法

ア. 債務引受

債務承認並びに免責的引受としてください。

イ. 担保

次の登記手続が必要です。

i 亡債務者の相続人を定める登記（相続による債務者変更の登記）

ii 根抵当権者と根抵当権設定者（相続人全員）との合意によって定めた相続人を債務者とする登記（指定相続人の合意の登記^{※5}）

※条件担保に係る変更登記については、金融機関で行ってください。

※4: ①単独相続のみ取扱いします。

②相続人が会社を設立し、事業を継承した場合は、保証条件変更による債務者変更の取扱いをしません。

※5: 相続人が一人の場合においても「指定相続人の合意の登記」は必要です。

⑤ 変更実行手続

当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。金融機関では「債務承認並びに引受契約書」を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を当協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

登記完了後、全部事項証明書（不動産登記簿謄本）、共同担保目録（又は根抵当権設定契約証書の写し）及び求償の特約に関する念書（物上保証人※⁶の場合）を送付してください。

※6：印鑑証明書（写しでも可）が必要。また、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」が、法人の場合は念書提出を議決した議事録の写し（原本証明要）が各々必要です。

（7）極度減額

① 提出書類

「保証条件変更申込時に必要となる主な書類一覧」（P57）のとおり

② 変更実行手続

当協会が承諾した場合は、変更保証書を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。金融機関では、金融機関宛の極度額の減額に係る契約書等を徴求し保管するとともに、変更実行報告書を当協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

（8）条件担保の変更

条件担保を変更する場合は保証条件変更手続をしてください。

① 保証条件変更手続が必要となる条件担保の変更

物件の全部解除（全部抹消）※⁷、物件の一部解除（一部抹消）、物件の差替・追加、根抵当権の差替、根抵当権の順位変更、協会担保枠の変更、根抵当権の極度額変更（協会担保枠の変更を伴わない場合）、土地の地積更正、換地処分、建物の増築、先順位プロパー根抵当権間の順位変更、仮換地指定、個人債務者の法人成り、法人債務者の個人成り（個人戻り）、債務者の死亡、債務者兼担保提供者の死亡、連帯保証人兼担保提供者の死亡、条件担保物件の滅失・毀損、根抵当権の確定

※7：条件担保の全部抹消により当該条件担保の対象となる保証口が全て完済する場合は手続不要です。

② 提出書類

保証条件変更申込書及び担保変更に係る書類

③ 変更手続

「条件担保変更」と表示した変更保証書及び変更後の内容を表示した「担保別紙」を金融機関宛に送付します（電子保証書の場合は、配信サーバ上に電子保証書ファイルが格納されます。）。ので、変更実行報告書を当協会へ送付してください。

なお、電子保証書の場合、変更実行報告書は電子データを任意の用紙に印刷の上、提出してください。

※8：なお、「返済方法の変更」の条件変更において、保証条件変更後の第1回返済日が変更保証書の有効期間内に到来する場合は、当該第1回返済日までが有効期間となります。

※詳しくは、信用保証の実務解説〔不動産条件担保編〕を参照してください。

2. 変更実行時の注意事項

（1）変更保証書の有効期間

① 変更保証書発行日の翌日から起算して30日間です※⁸。

信用保証書と異なり、有効期限を延長することはできません。

② 有効期間の最終日が法定休日又は金融機関の休日にあたる場合は、その次の営業日が満了日として記載されます※⁸。

(2) 変更実行手続

- ① 変更契約書（債権証書）の日付は、変更実行報告書に記入する変更実行日と同一です。
- ② 変更契約は「更改契約」にならないように注意してください。

(3) 変更実行完了後の手続

変更実行報告書に変更実行日を記入の上、送付してください。

(4) 変更実行をしなかった場合の処理

「保証（条件変更）後取消理由書」を作成の上、変更保証書を添付して返送してください※9。

3. 保証条件変更に係る保証料（条件変更保証料）の計算方法

保証条件の変更に係る保証料（条件変更保証料）は、次の内容の変更を行う場合に日割計算により算出します。

- ①保証期間を変更する場合
- ②返済条件を変更する場合
- ③根保証の極度額を減額する場合

(1) 条件変更保証料の計算式

条件変更保証料は、次の方法により計算します。
なお、条件変更保証料は、条件変更時の変更実行額を基礎として、変更承諾日の翌日から変更後の保証期限までその変更の内容に応じて算出してください。

①保証期限までに変更する場合

条件変更保証料＝変更後条件による保証料－変更前の未経過保証料＋未収保証料※10

②保証期限後に変更する場合

条件変更保証料＝変更後条件による保証料＋期限経過保証料※11＋未収保証料

(2) 未経過保証料の計算式

未経過保証料とは、既収保証料のうち、変更承諾日の翌日から変更前の保証期限まで（未経過期間）に係る保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

＜未経過率＞

一括返済（根保証を含む）の場合	未経過率＝未経過期間÷保証期間
分割返済の場合	未経過率＝（未経過期間÷保証期間） ²

※9：電子保証書の場合は、変更保証書は添付不要です。条件変更取消処理が完了すれば、配信サーバーに格納されている電子保証書ファイルは無効通知書で上書きされます。

※10：変更前の保証料に未収がある場合は、当該保証料を加算します。

※11：保証期限の翌日から変更承諾日まで、保証期限の貸付残高による据置部分として、日割計算をします。

(3) 条件変更保証料の計算例

保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	15,000,000 円
貸付日	R5. 12. 24
保証期限	R7. 12. 23
保証期間	24 か月
返済方法	R6. 1 から R7. 11 まで 毎月 24 日に 500,000 円、 最終回 (R7. 12) 3,500,000 円返済 (据置期間) なし (据置金額) 3,000,000 円
保証料率	1.15%
既収保証料	234,600 円 (据置金額部分) 69,000 円 (分割返済部分) 165,600 円

⇒

変更後条件	
変更後金額	13,000,000 円
変更承諾日	R6. 5. 2
変更後期限	R9. 12. 23
保証期間	1,330 日
返済方法	R7. 8 から R9. 11 まで 毎月 24 日に 400,000 円、 最終回 (R9. 12) 1,800,000 円 返済 (据置期間) 448 日 (据置金額) 1,400,000 円
保証料率	1.15%

①変更後条件による保証料

(据置期間部分 A)

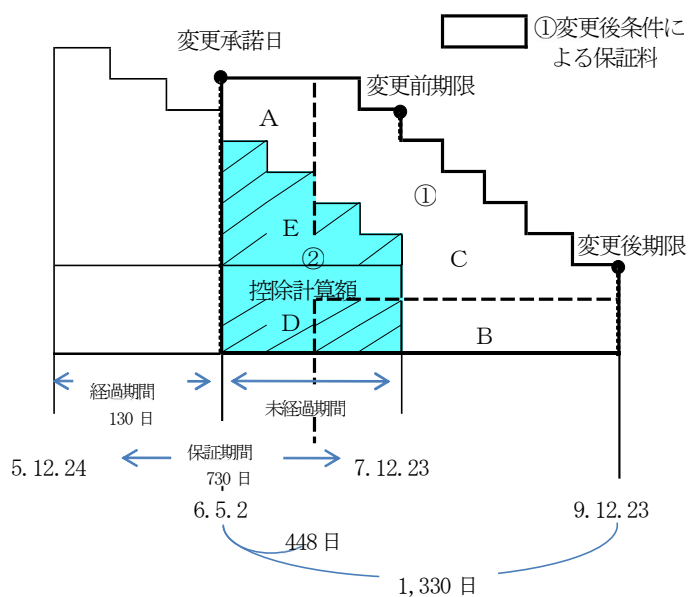
$$1,300 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{448 \text{ 日}}{365} = 183,495 \text{ 円}$$

(据置金額部分 B)

$$140 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{(1330-448) \text{ 日}}{365} = 38,904 \text{ 円}$$

(分割返済部分 C)

$$(1,300-140) \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{(1330-448) \text{ 日}}{365} \times 0.55 = 177,294 \text{ 円} \quad A+B+C = 399,693 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$



②控除計算額

(据置金額部分 D)

$$69,000 \text{ 円} \times \frac{(730-130) \text{ 日}}{730 \text{ 日}} = 56,712 \text{ 円}$$

(分割返済部分 E)

$$165,600 \text{ 円} \times \left(\frac{(730-130) \text{ 日}}{730 \text{ 日}} \right)^2 = 111,870 \text{ 円}$$

$$D+E = 168,582 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = \underline{\underline{231,111 \text{ 円}}}$$

保証条件変更申込時等に必要となる主な書類一覧

条件変更の種類		必要書類等	
		信用保証協会	金融機関
共通		●保証条件変更申込書 ●決算書・申告書(必要に応じ) ※ 保証協会が徴求する印鑑証明書、履歴事項全部証明書は全て写し可	●印鑑証明書(変更契約書等に金融機関取引印(届出印)を押印する場合を除く。)、履歴事項全部証明書(必要に応じ)
保証期間の延長(短縮) 返済方法の変更		●事業計画書、経営改善計画書、資金繰り表、借入金一覧表(必要に応じ)	●変更契約書
連帯保証人の変更		●信用保証委託契約変更契約書(保証人加入用) ●印鑑証明書 ●保証意思説明公正証書(必要に応じ) ●「不動産全部事項証明書(写しでも可)」(死亡により解除する連帯保証人が担保提供しており、相続登記が完了している場合等) ●担保変更書類一式、及び不動産全部事項証明書(解除する連帯保証人が担保提供しており、担保の差し替えを行う場合等) ●求償の特約に関する念書(条件担保の場合で物上保証となる場合)	●ケースに応じ以下の書類 ・追加して解除する場合 一保証人変更契約書 ・追加のみの場合 一保証人加入契約書 ・解除のみの場合 一保証人脱退契約書 ●保証意思説明公正証書(必要に応じ)
	法人代表者の変更	上記のほか、 ●信用保証委託契約変更契約書(保証人脱退用)(旧代表者が連帯保証人から脱退する場合)(保証番号ごとに必要) ●履歴事項全部証明書(代表者の辞任・就任が確認できるもの) ●法人の印鑑証明書 ●旧代表者の印鑑証明書(旧代表者が連帯保証人から脱退する場合) ●新代表者の印鑑証明書 ●「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書(経営者保証を不要とする場合)	
経営者保証の解除		●信用保証委託契約変更契約書(保証人脱退用)(保証番号ごとに必要) ●履歴事項全部証明書 ●印鑑証明書 ●「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書	●保証人脱退契約書
法人成りに伴う債務者変更 (証書貸付、当座貸越、カードローンのみ)		●信用保証委託契約変更契約書(法人成り用) ●履歴事項全部証明書 ●法人の印鑑証明書 ●連帯保証人の印鑑証明書 ●定款(写し)(必要に応じ) ●議事録(写し、原本証明要) ●担保変更書類一式、及び不動産全部事項証明書(協会設定担保がある場合) ●「不動産全部事項証明書(写しでも可)」及び「共同担保目録又は根抵当権設定契約書(写し)」(条件担保がある場合) ●求償の特約に関する念書(条件担保の場合で物上保証となる場合、ただし法人の場合は同念書についての承認を議決した議事録(写し、原本証明要)及び履歴事項全部証明書も必要)	●免責的債務引受契約(証書貸付の場合)又は債務引受並びに受信者の地位の承継契約書(当座貸越・カードローンの場合)
個人成りに伴う債務者変更 (証書貸付、当座貸越、カードローンのみ)		●信用保証委託契約変更契約書(法人成り用を流用) ●履歴事項全部証明書(解散登記後のもの、解散していない場合は事後徴求) ●印鑑証明書 ●営業譲渡契約書写し(全ての債権債務の引受を含んでいるもの) ●法人の異動届出書(廃業届出書)写し ●担保変更書類一式、及び不動産全部事項証明書(協会設定担保がある場合) ●「不動産全部事項証明書(写しでも可)」及び「共同担保目録又は根抵当権設定契約書(写し)」(条件担保がある場合) ●求償の特約に関する念書(条件担保の場合で物上保証となる場合、ただし法人の場合は同念書についての承認を議決した議事録(写し、原本証明要)及び履歴事項全部証明書も必要)	●免責的債務引受契約(証書貸付の場合)又は債務引受並びに受信者の地位の承継契約書(当座貸越・カードローンの場合)
個人事業者の事業承継に伴う債務者変更 (証書貸付、当座貸越、カードローンのみ)		●信用保証委託契約変更契約書(事業承継(個人事業者)用) ●印鑑証明書 ●事業承継の事実が確認できる資料(必要に応じ) ●担保変更書類一式、及び不動産全部事項証明書(協会設定担保がある場合) ●「不動産全部事項証明書(写しでも可)」及び「共同担保目録又は根抵当権設定契約書(写し)」(条件担保がある場合) ●求償の特約に関する念書(条件担保の場合で物上保証となる場合、ただし法人の場合は同念書についての承認を議決した議事録(写し、原本証明要)及び履歴事項全部証明書も必要)	●免責的債務引受契約(証書貸付の場合)又は債務引受並びに受信者の地位の承継契約書(当座貸越・カードローンの場合)
債務者死亡に伴う債務者変更 (証書貸付、確定後の当座貸越、確定後のカードローンのみ)		●信用保証委託契約変更契約書(相続用) ●印鑑証明書 ●「除籍が分かる戸籍謄本及び相続人の確認ができる戸籍謄本(写しでも可)」又は「認証文付法定相続情報一覧図の写し(写しでも可)」(債務者が外国籍の場合は世帯分の住民票の写し等) ●債務引受ならびに事業継承者(新債務者)決定の誓約書(相続人全員の印鑑証明書含む)(「相続人が1名の場合(当該相続人以外が相続放棄の場合を含む。)」又は「遺産分割協議書により相続人1名が確定している場合」は不要(法定相続人が1名の場合を除き、「相続人以外の全法定相続人の相続放棄申述受理通知書(又は証明書)の写し」又は「遺産分割協議書の写し」が必要)) ●担保変更書類一式、及び不動産全部事項証明書(協会設定担保がある場合) ●「不動産全部事項証明書(写しでも可)」及び「共同担保目録又は根抵当権設定契約書(写し)」(条件担保がある場合) ●求償の特約に関する念書(条件担保の場合で物上保証となる場合、ただし法人の場合は同念書についての承認を議決した議事録(写し、原本証明要)及び履歴事項全部証明書も必要)	●債務承認並びに引受契約書
会社分割 ※必ず事前に協会担当者と相談の上、申込をしてください。		●会社分割に係る報告書(原則事前提出) ●会社分割に係るチェック表(原則事前提出) ●分割計画書または分割契約書(原則事前提出)(写し) ●履歴事項全部証明書 ●信用保証委託契約変更契約書(法人成り用を流用) ●印鑑証明書 ●担保変更書類一式、及び不動産全部事項証明書(協会設定担保がある場合) ●「不動産全部事項証明書(写しでも可)」及び「共同担保目録又は根抵当権設定契約書(写し)」(条件担保がある場合) ※上記以外にも必要書類がある場合がありますので事前に確認願います。	●分割方法や内容に応じた債務引受契約書(写しを協会に送付してください) ●保証人変更(加入、脱退)契約書(必要に応じ)
当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証の保証期間延長		●資格要件申告書(確定させる場合は不要です。なおこの申告書は保証条件変更依頼書の表面にあります)	●期間延長の契約書(自動更新の場合は不要) ●債務承認並びに弁済契約書(確定させる場合) ●確定債務金延期証書(確定後、更に期間延長する場合) ●貸金等根保証契約書
流動資産担保融資保証 ※右記以外にも内容によって必要となる書類がありますので、事前に確認願います。	期間延長	●譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ●譲渡担保対象売掛先明細書(売掛債権を担保とする場合)	●期間延長の契約書(自動更新の場合は不要) ●債務承認並びに弁済契約書(確定させる場合) ●確定債務金延期証書(確定後、更に期間延長する場合) ●貸金等根保証契約書
	極度額の減額		●変更契約書
	第三債務者の追加	●譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 ●譲渡担保対象売掛先明細書	●譲渡担保契約の締結と対抗要件の具備
	棚卸資産の種類追加	●譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表	●譲渡担保契約の締結と動産譲渡登記手続
	棚卸資産の保管場所の変更	●棚卸資産売上代金入金口座届出書(写し) ●概要記録事項証明書(写しでも可)	

※個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、必ずマスキング(黒塗り等)してください。
 ※保証条件変更の種類が複数にまたがる場合は、各々定められた必要書類をご用意ください。
 ※上記以外にも必要書類がある場合があります。詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

4. 保証条件変更申込書の記入方法

【表面】

必ずご記入下さい。※DATE 印可

保証条件変更申込書

兵庫県信用保証協会 行

次のとおり保証条件の変更をお願いします。その他の条件は従前のとおりとします。

令和 年 月 日
西暦

申込 人	フリガナ	本 社	〒 住 () -		
	法 人 名	また は	フリガナ		
	フリガナ	住 所			
	氏 名 代表者名	営業所	〒 住 () -		
	フリガナ	また は	フリガナ		
	商 号	工場等			
	(個人の方のみ記入)				
	資 本 金	円	常 用 (役員・家族除く)	名	
	主たる業種		従 業 員	常 用 (役員・家族)	名
	従たる業種			臨 時 (パート含む)	名
	許 認 可 等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)			

協会顧客番号	F	※協会顧客番号や保証番号等は、金融機関でご記入ください。									
保 証 明 細	① 保証番号	※団信継続希望欄は、現在「保証協会団信」にご加入されている方のみ、ご記入ください。									
	当初借入額		円	借入残高		円	団信継続希望	1. 無 2. 有			
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									
	② 保証番号										
	当初借入額		円	借入残高		円	団信継続希望	1. 無 2. 有			
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									
	③ 保証番号										
	当初借入額		円	借入残高		円	団信継続希望	1. 無 2. 有			
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									
	④ 保証番号										
	当初借入額		円	借入残高		円	団信継続希望	1. 無 2. 有			
	変 更 事 項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									

変 更 理 由	※「期間延長/返済方法変更」の場合、該当する理由を○で囲んでください。									
	1. 売上利益減少 2. 回収長期化 3. 焦付発生 4. 借入負担大 5. 代表者(本人)の病気、事故 6. 休廃業 7. 不動産売却による内入 8. 業況改善による返済増額 9. その他									
	H									

※根保証であっても、今回確定する場合および既に確定している場合は、「4 期間延長・返済方法」へご記入ください。

1 根 保 証 変 更	該 当 証 号	変更項目		変更後		該 当 証 号	変更項目		変更後	
		極 度 額 変 更	有・無	円	極 度 額 変 更		有・無	円		
		① ②	期間短縮・延長	有・無	年 月 日		① ②	期間短縮・延長	有・無	年 月 日
		③ ④	返済方法変更	有・無	随時弁済・約定弁済		③ ④	返済方法変更	有・無	随時弁済・約定弁済

➤ 連帯保証人の署名・押印は不要です。

➤ 収入印紙の貼付は不要です。

A ①法人名欄：法人の場合は、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の商号を記入してください。

・ゴム印可

・法人成りの条件変更の場合、本欄は新しく設立した法人を記載してください。

②氏名又は代表者名欄【押印不要】

個人：印鑑証明書どおりの氏名を記入してください。

・ゴム印可

・通称名を使用しているときは、本名と通称名を併記してください。

法人：履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の代表者名を記入してください。

・ゴム印可

・複数代表の場合は、そのうち一名の代表者名を記入してください。

※ 代表者の変更がない限り、原則として、初回保証申込時の代表者に統一してください。なお、記入する代表者を変更する場合は、代表者の変更がなくとも別途変更届出書が必要となります。

・定款に共同代表の定めをしている場合は、全ての代表者名を記入してください。

③商号欄：個人の方のみ、商号（屋号）を記入してください。

B ①本社または住所欄

個人：印鑑証明書どおりの住所を記入してください。

・ゴム印可

法人：履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）記載の住所を記入してください。

・ゴム印可

②営業所または工場等欄

営業所（支店を含む）、工場等がある場合は記入してください。なお、本店が兵庫県以外の場合は、兵庫県内の営業所又は工場等を記入してください。

・ゴム印可

C 事業を複数にわたって行っている場合は、売上割合等に応じて業種を記入してください。

D 「臨時(パート含む)」は、臨時・パート等雇用形態を問わず、全員の臨時的な従業員数のみを記入してください。

E 該当する番号に○印をつけてください。許認可等の確認を要する事業（P5 参照）を行っている場合は、当該事業に係る許認可等の写しの提出が必要です。ただし有効期間内のものを既に提出済みの場合は提出を省略できます。

F 金融機関においてご記入ください。なお、協会顧客番号は信用保証書に記載しています。

G 保証番号、当初借入額及び借入残高を記入してください。

（保証番号については金融機関においてご記入ください）

※申込書 1 枚で 4 保証口までの対応が可能です。

また、保証協会団信にご加入されている方は団信継続希望欄に○印をつけてください。なお団信継続希望『無』を選択された方は別途手続きが必要となります。

H 変更理由を詳細にご記入ください。なお、『期間延長』をされる方、又は『返済方法変更』をされる方については、該当する項目に○印をつけてください。

I 根保証変更

根保証変更の場合にご記入いただく欄です。

①～④の該当保証番号に○印をつけ、所定事項をご記入ください。

該当保証番号は、上記 **G** の番号①～④とリンクさせてください。

なお、今回条件変更で根保証を確定させる場合や既に確定させている場合は、後段 **L** の「4 期間延長・返済方法変更」欄に記入してください。

※当座貸越、カードローンの延長の場合は、保証条件変更依頼書の裏面にある「資格要件申告書」もご記入ください。

※債務引受人が2人以上の場合は、次の追加する連帯保証人の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

2 債 務 引 受	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 追加する連帯保証人欄として使用する。			
	種類	免費的	併存的	理由	1. 共同相続 2. 単独相続 3. 法人成り 4. 個人成り 5. 会社分割 6. その他				
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()							
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	年 月 日		
	住 所	〒 フリガナ							
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円		
保有資産状況	所有不動産	所在地				土地	㎡	時価合計	百万円
	1 無 2 有					建物	㎡	預金その他 負債残高	百万円 百万円

※追加する連帯保証人が3人以上の場合は、債務引受の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

3 連 帯 保 証 人	追加する連帯保証人明細								
	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。			
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()							
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	年 月 日		
	住 所	〒 フリガナ							
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円		
保有資産状況	所有不動産	所在地				土地	㎡	時価合計	百万円
	1 無 2 有					建物	㎡	預金その他 負債残高	百万円 百万円
変 更 人	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。			
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()							
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	年 月 日		
	住 所	〒 フリガナ							
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円		
	保有資産状況	所有不動産	所在地				土地	㎡	時価合計
更	1 無 2 有					建物	㎡	預金その他 負債残高	百万円 百万円
	解除する連帯保証人								
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)			
	該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)			
該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)				

J 債務引受

債務引受に係る変更の場合にご記入いただく欄です。債務引受人（新法人、新債務者等）の氏名（法人名）、住所等を記入してください。

具体的には、『法人成り』や『個人成り（個人戻り）』、『債務者の死亡による相続』、『会社分割』等になります。

- 法人成り：種類欄は『免責的』、理由欄は『3. 法人成り』に○印をつけてください。
- 個人成り：種類欄は『免責的』、理由欄は『4. 個人成り』に○印をつけてください。
- 債務者死亡による債務者変更：種類欄は『免責的』、理由欄は『2. 単独相続』に○印をつけてください。
- 会社分割：種類欄は『免責的』又は『併存的』（分割の形態に従って選択してください）、理由欄は『5. 会社分割』に○印をつけてください。

※理由のうち、1. 共同相続については、現状では対応していませんのでご注意ください。

K 連帯保証人変更

連帯保証人変更の場合にご記入いただく欄です。

法人成りによって、旧債務者（個人）が代表者となる場合は、その代表者を本欄にご記入下さい。

なお、追加する連帯保証人が本欄で書ききれない場合（3名以上）は、上記 J「2 債務引受」欄を使用して下さい。この際、欄右上にある『追加する連帯保証人欄として使用する（赤丸囲み部分）』のチェックボックスにレ印をつけてください。

※ 変更・追加する連帯保証人については、個人情報の取扱いに関する同意書（P40 参照）が必要となります。

※本欄右上にある『複数債務引受人欄として使用する』のチェックボックスは、現状では対応していませんのでご注意ください。

4 期 間 延 長 返 済 方 法 変 更	① 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円											
	変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円
	1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
	初回・最終回		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
			年	月	日		円	約定日	日・月末			
	2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。											
	3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
	1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											
	② 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円											
	変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円
	1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
	初回・最終回		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
		年	月	日		円	約定日	日・月末				
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。												
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日												
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)												
③ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円												
変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円	
1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円		
初回・最終回		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円		
		年	月	日		円	約定日	日・月末				
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。												
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日												
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)												
④ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円												
変更金額			円	=	現在残高			円	-	変更時内入額	円	
1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円		
初回・最終回		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円		
		年	月	日		円	約定日	日・月末				
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。												
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日												
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)												

5 担保変更 6 振出人変更・その他	該当保証番号		該当担保番号										
	① ② ③ ④												
	担保		差替	追加	解除	順位	所有者	地番、面積	極度額	配分特約	その他		
	振出人変更		差替	追加	解除	限度変更	その他						
	その他の変更及び具体的内容												

L 期間延長・返済方法変更

保証期間の延長や返済方法の変更の場合にご記入いただく欄です。

当座貸越やカードローン等の根保証で、今回確定させる場合や既に確定している場合の期間延長・返済方法変更もこの欄をご使用ください。

内入条件が伴う申込の場合は、『現在残高』及び『変更時内入額』を記入してください。

例) 現在残高が 3,200,000 円、変更時内入額が 200,000 円の場合

変更金額	3,000,000 円	=	現在残高	3,200,000 円	－	変更時内入額	200,000 円
------	-------------	---	------	-------------	---	--------	-----------

なお、返済方法が、1～3に該当しない場合は、4に○印を付け、別紙に内容を記入し添付の上、
＜別紙 有・無＞欄の『有』に○印をつけてください。

M 担保変更

条件担保を変更する場合にご記入いただく欄です。

該当する項目及び担保番号（信用保証書の担保別紙に記載しています）を記入の上、具体的内容を記入してください。

振出人変更・その他

手形割引根保証の手形振出人変更の場合等にご記入いただく欄です。

この場合、振出人変更欄の『差替』に○印をつけ、その他の変更及び具体的内容欄に変更内容等をご記入ください。

その他、既定の変更事項に該当しない変更の場合は、「その他の変更及び具体的内容」欄に変更内容等をご記入ください。

5. 保証条件変更依頼書の記入方法

必ずご記入下さい。※DATE 印可

保証条件変更依頼書

兵庫県信用保証協会 行

前述の申出について、適当と認めますので、保証条件の変更を依頼します。

令和
西暦

年

月

日

金融機関

本・支店名

金融機関コード

電話番号

FAX番号

担当部署・担当者

不在時連絡者

変更予定日

A

B

協会顧客番号

申込者

フリガナ

申込者営業状況・金融機関所見

1. 営業中 2. 転業() 3. 休廃業 4. 行方不明(個人)

1. 営業中(最近6か月間の平均月商 千円) 2. 休廃業(本人又は代表者の年収 千円)

申込者(代表者)の事業経験・業界知識

1 十分ある 2 普通 3 やや不足している

事業の将来性

1 有 2 やや有 3 横違い 4 下降・後退

申込者(代表者)の計数観念(決算・業績把握程度)

1 十分に有 2 普通 3 やや不足している

立地条件(商業・サービス業)。取引先状況(製造業ほか)

1 良好 2 普通 3 不良

今期中の焦付 1 発生していない 2 発生した

(相手先 千円)

C

当店の取引状況

年 月 日 現在の残高

現在元金返済額/月

保 全 状 況

当座

千円

プロパー貸付

千円

千円

不動産

千円

普通

千円

保証協会付

千円

千円

預金

千円

定期性

千円

プロパー割引

千円

千円

その他

千円

その他

千円

保証協会付割引

千円

千円

合計

千円

合計

千円

その他

千円

千円

千円

※事故報告提出先で、変更内容が「期間延長/返済方法変更」に該当し、前回条件変更(「期間延長/返済方法変更」以降)のプロパー貸付への返済に約定返済以外が含まれている場合には、その理由を次から選択してください。

1. 担保処分

2. 預金担保解約

3. その他 (具体的内容)

E

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込者が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日

確認時間

F

確認方法

金融機関確認者

年 月 日

時 分

1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()

64

A 金融機関名及び支店名を記入してください【支店長印押印不要】。業務集約店で貸出事務を行う場合は、当該業務集約店名及び貸出勘定店を記入してください。

B 金融機関コード欄: 貸出勘定店の全銀協統一コードを記入してください。代理貸の場合は委託金融機関を記入してください
担当者欄: 担当者不在時の連絡者も必ず記入してください。
変更予定日: 期間延長・返済方法変更等の取組予定日などを記入してください。

C 所定事項について記入してください。
なお、流動資産担保融資保証（根保証）の期間延長の場合は、所見欄に「流動資産譲渡担保契約証書の締結日」を記入してください。

D 所定事項について記入してください。
プロパー融資の状況についても詳細に記入してください。

E 事故報告提出先で、変更内容が「期間延長／返済方法変更」に該当し、かつ前回条件変更（期間延長／返済方法変更）以降のプロパー貸付への返済に約定返済以外のものが含まれている場合、その理由を記入してください。

F 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、申込人への確認状況を記入してください。

その他

保証条件変更依頼書の裏面は『資格要件申告書』になっています。これは、当座貸越又はカードローンの期間延長申込依頼の場合に記入してください。

1 1. 各種変更手続

1. 経営者保証の変更

(1) 経営者保証の解除

原則として、「経営者保証を不要とする取扱い」(P12 参照)の要件を満たしている場合には、既存の保証付債務を回収条件とする新規申込(金融機関連携型、財務型、担保充足型、事業者選択型)により経営者保証を解除することができます。

なお、条件変更(金融機関連携型)による経営者保証の解除も可能です^{※1}。

(2) 法人の事業承継(代表者交代)

以下の対応を行います。なお、ここでいう事業承継時とは、保証期間中に代表者の交代が生じた時をいいます。

① 経営者保証を不要とする場合

原則として、「経営者保証を不要とする取扱い」(P12 参照)の要件を満たしている場合には、既存の保証付債務を回収条件とする新規申込(金融機関連携型、財務型、担保充足型、事業者選択型)により経営者保証を解除することができます。

なお、条件変更(金融機関連携型)による経営者保証の解除も可能です^{※1}。

② 経営者保証を求める場合(上記①に該当しない場合)

次のいずれかにより対応します。なお、いずれの対応を行うかについては、債務者の要望や、金融機関の取扱いスタンス等を総合的に判断し、選択してください。

ア. 旧代表者を引き続き保証人とし、新代表者の保証追加は不要とする。

イ. 新代表者の保証を追加し、旧代表者の保証を解除する。

【新代表者を保証人とししない場合の留意点】

代表者変更(保証人変更)の条件変更は不要です。

ただし、代表者の変更登録に係る事務手続きが必要となるため、「被保証人名称・住所等変更届出書」の提出が必要になります(P67 参照)。

【新代表者を保証人とする場合の留意点】

通常の場合変更(保証人変更)が必要となります^{※1}。

2. 事業の継承等による債務者変更

(1) 個人企業の場合

親子^{※2}、夫婦、兄弟、孫等の三親等内の親族が前事業者の死亡、老齢、傷病等により事業を継承したときは、原則として、事業継承前の保証付債務を回収条件とする新規申込により取り扱うこととなります。

なお、この際、申込人が事業継承前の保証付債務を引受したことが確認できる金融機関宛「併存的債務引受書」(写)の提出が必要です。

また、許認可等を必要とする事業の場合、事業継承後の許認可等の名義人は、原則として、申込人名義であることが必要です。

(2) 法人成り^{※3}の場合

個人事業者が会社を設立し、自身が代表取締役となって、個人事業の営業譲渡を受け、債権・債務を継承し、事業を継続するときは、原則として、事業継承前の保証付債務を回収条件とする新規申込により取扱います^{※4}。

なお、この際、法人が個人事業者の債権・債務を引き受けることについて承認した取締役会等の議決の議事録の写^{※5}及び申込人が事業継承前の保証付債務を引受したことが確認できる金融機関宛「併存的債務引受書」(写)の提出が必要です。

また、許認可等を必要とする事業の場合、法人成り後の許認可等の名義人は、原則として、申込人名義であることが必要です。

※1:条件変更時に必要となる書類は P57 参照

※2:子の配偶者を含みます。

※3:当協会という「法人成り」とは、法人設立日に旧個人事業者の事業を承継するとともに当該事業に係る債権・債務の引継ぎを行っていること又は旧個人事業者の事業を承継するとともに、当該事業に係る債権・債務の引継ぎを行う目的で設立された法人が、法人設立日より後(概ね 6 か月以内)に旧個人事業者の事業を承継するとともに、当該事業に係る債権・債務の引継ぎを行っていることをいいます。

※4:旧個人事業者の死亡、老齢、傷病等により、親子(子の配偶者を含む)、夫婦、兄弟、孫等の三親等内の親族が代表者となった場合も含みます。

※5:法人による「原本と相違ない」旨の奥書(原本証明)が必要です。なお、合同会社の場合、議事録の作成は求められていないため、「同意書(決定書)」の場合があります。

(3) 個人成り^{※6}の場合

法人解散に伴い、代表取締役が個人事業主として営業譲渡を受け、債権・債務を継承し、事業を継続するときは、原則として、事業継承前の保証付債務を回収条件とする新規申込により取扱います。

なお、この際、解散法人の全ての債権・債務を引き受ける内容の営業譲渡契約書^{※7}及び申込人が事業継承前の保証付債務を引受したことが確認できる金融機関宛「免責的債務引受書」(写)^{※8}の提出が必要です。

また、許認可等を必要とする事業の場合、事業継承後の許認可等の名義人は、原則として、申込人名義であることが必要です。

<ポイント>

- ① いわゆる「休眠会社を買取る」などにより、事業を開始しようとするものは事業の継承には含みません。
- ② 個人企業で前事業者が死亡し事業継承した場合、又は法人成り・個人成りの場合は、保証条件変更による手続が可能な場合があります。(10. 保証条件変更手続 (P50) を参照)

3. 貸付利率の変更

金融機関において貸付利率を変更される場合は、次のとおりとします。

なお、貸付利率が定められている制度融資については、原則として、貸付利率の変更はできませんが、自治体によっては、状況(預託期間が経過している場合など)により、当初の貸付利率を変更することが可能な場合^{※9}があります。この場合も次のとおりとします。

(1) 元利均等月賦返済方式(ローン)の場合

「元利均等月賦返済に係る貸付利率変更届」に変更後の償還予定表(内入明細書)を添えて、変更の都度提出する必要があります。

(2) 上記以外(元金均等返済、一括返済等)の場合

公定歩合、長期プライムレート等の変動により貸付利率を変更する場合、利率変更届は必要ありませんが、代位弁済請求時には「貸付利率変更経過報告書」を提出する必要があります。

<ポイント>

兵庫県融資制度については、平成28年4月1日以降、金融機関の判断による金利の引下げはできません。

4. 本・支店間の債権移管

同一金融機関の本・支店間で、保証付債権の移管をする場合は移管する店舗^{※10}から「債権移管通知書」又は「支店統廃合に伴う債権移管通知書」を提出する必要があります。

5. 住所、氏名、商号等の変更

「変更届出書」に次の書類^{※11}を添えて当協会に提出してください。

なお、提出書類は写でも差し支えありません(「個人情報の取扱いに関する同意書」を除く。)

※6:保証協会という「個人成り(個人戻り)」とは、法人解散に伴い、代表者が個人事業主として当該事業を承継する場合に当該法人の保証付債務を引受することをいいます。

※7:その他、解散登記後の履歴事項全部証明書(解散していない場合は事後で提出)、法人の異動届出書(廃業届出書)等が必要となります。

※8:法人が解散していない場合は、「併存的債務引受書」(写)

※9:制度融資(固定貸付利率)で、当初の貸付利率より引き上げた場合でも、代位弁済時の支払利息は、当初の貸付利率で計算します。また、当初の貸付利率を引き下げた場合は、引き下げ後の貸付利率で計算します。

※10:支店統廃合に伴い保証付債権の移管をする場合は、廃店となる店舗から提出します。

※11:確認書類にセンシティブ情報(本籍地等)、マイナンバーが含まれている場合は、必ずマスキング(黒塗り等)してください。

変更事項	対応	必要書類
被保証人が氏名(法人名)を変更したとき	『被保証人名称・住所等変更届出書』の提出	個人: 戸籍謄本(抄本)(※) 法人: 履歴事項全部証明書 ※変更前と現在の氏名が確認できるその他の公的書類での代用が可能です。
連帯保証人が氏名(法人名)を変更したとき	『連帯保証人名称・住所等変更届出書』の提出	
被保証人が住所を変更したとき	『被保証人名称・住所等変更届出書』の提出	個人: 住民票または印鑑証明書 法人: 履歴事項全部証明書 ※取り扱い店舗を変更する場合は、『債権移管通知書』の提出が別途必要です。
連帯保証人が住所を変更したとき	『連帯保証人名称・住所等変更届出書』の提出	
被保証人(法人)の代表者を変更したとき	『被保証人名称・住所等変更届出書』の提出 ※代表者が連帯保証人の場合は、連帯保証人変更の条件変更の手続きが必要です。	履歴事項全部証明書(前代表者辞任および新代表者就任の確認が出来るもの)、法人・新代表者の印鑑証明書、個人情報の取扱いに関する同意書
	旧代表者が引き続き保証参加し、新代表者を保証追加しない場合	『被保証人名称・住所等変更届出書』の提出 ※保証条件変更の手続きは不要です。
被保証人(法人)の組織が変更したとき	『被保証人名称・住所等変更届出書』の提出 ※法人成り等、債務引受が必要な場合は、決済新規申込または条件変更の手続きが必要です。	履歴事項全部証明書
連帯保証人(法人)の組織が変更したとき	『連帯保証人名称・住所等変更届出書』の提出	
被保証人(法人)が他の会社に合併されたとき	『被保証人名称・住所等変更届出書』の提出	履歴事項全部証明書(合併が記載されているもの、および合併により閉鎖されたもの)
連帯保証人(法人)が他の会社に合併されたとき	『連帯保証人名称・住所等変更届出書』の提出	※被保証人または連帯保証人が他の会社を吸収する場合は届出不要です。
被保証人が死亡したとき	債務者変更に係る決済新規申込または条件変更の手続きが必要です。	P53、P66参照
連帯保証人が死亡したとき	『連帯保証人名称・住所等変更届出書』の提出 ※連帯保証人変更の条件変更の手続きが必要です。	死亡された方の除籍謄本、除籍が分かる戸籍謄本又は認証文付き法定相続情報一覧図の写し ※「住民票(除票)」で代用することが可能な場合があります(「返済が正常に履行されており、かつ速やかに連帯保証人変更が可能である場合」等)。 ※根保証の場合、連帯保証人の死亡により主たる債務の元本が確定しますので、直ちに根保証の貸越を中止してください。

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証制度の第三債務者の名称や住所等の変更および特定社債保証については、専用の届出書(報告書)がありますのでご注意ください。

※担保設定がある場合(条件担保含む)は、担保変更手続きが必要となる場合があります。

6. 担保の変更※1 2

(1) 当協会設定担保

根抵当権の極度額減額、一部(全部)抹消、物件の差替、順位変更等を希望される場合は、「根抵当権抹消・変更等願書」に印鑑証明書、物件変更の確認書類、担保変更引受書等を添付の上提出してください。

(2) 条件担保

物件変更の確認書類等を添付の上、保証条件変更申込を行ってください。

当協会が承諾した場合は、「条件担保変更」と表示した変更保証書を発行します。

なお、詳しくは「信用保証の実務解説(不動産条件担保編)」を参照してください。

(3) 金融機関設定根抵当権等の変更

金融機関が金融機関固有債権を担保するために設定した根抵当権(条件担保に該当しないもの)を変更(抹消等)する場合で、当該根抵当権等により担保する債権に要管理債権が含まれている場合は、事前に「根抵当権変更同意依頼書」を提出してください※13。承諾、不承諾にかかわらず、「回答書」をFAXします。

<ポイント>

- ①要管理債権とは、延滞が生じている債権、事故報告提出事由が発生している債権又は既に事故報告が提出されている債権をいいます。
- ②不動産以外の担保の解除の場合は必要ありません。

※12:担保の変更については、事前に必ず当協会の担当者と協議してください。

※13:変更(抹消等)に伴い、当該金融機関の保証付融資が完済する場合は、提出不要です。

7. 成年後見に関する届出

債務者、連帯保証人、担保提供者が成年後見制度を利用する場合は、当協会へ「成年後見制度に関する届出書」を提出してください。また、届出の際には、登記事項説明書及び本人等の印鑑証明書の添付が必要です。なお、登記が完了していない場合は、「登記事項説明書」に代えて「審判書の写及び確定証明書」を提出してください。

1 2. 償還報告

貸付金の全部又は一部について償還があった場合は、速やかに報告してください。

1. 償還報告の方法

①オンライン伝送方式

オンライン伝送方式をとっている金融機関は、「オンライン伝送取扱基準」に従って、報告してください。

②書面（償還報告書）方式

オンライン伝送の金融機関で伝送対象以外の貸付形式の償還、又はオンライン伝送以外の金融機関の場合は、「償還報告書」で報告してください。

2. 完済報告の留意事項

①保証料の返戻が発生する場合には、金融機関から送信（報告）された完済データを当協会で処理し、中小企業者等に保証料返戻に係る諸通知が発送されることになります。誤った完済データがあった場合は、実際には完済していないにもかかわらず、保証料返戻手続が開始されますので、正確に送信（報告）してください。

また、送信（報告）が遅れますと返戻手続の開始も遅れてしまいますので、速やかに送信（報告）してください。

②回収条件付（借換）保証の場合は、回収条件となる既保証の完済登録処理ができないと貸付実行報告処理ができないため、必ず完済データの送信（報告）を行ってください。

3. その他

①償還報告の誤りなどから、再報告が必要となった場合は、当協会から金融機関へ「償還状況報告について（照会）」を送送します。

償還内容を確認の上、同報告書下段の「償還状況報告（再報告）」により再報告してください。

②償還報告が遅延している場合は、「償還状況確認のご依頼」を送送します。

13. 事故報告手続

金融機関が債務者の信用上の事故又は債務の返済が困難となった事実を知った場合、事故報告書を提出してください。

事故報告書の提出がない場合は、代位弁済の履行ができませんので注意してください。

1. 事故報告書の提出を必要とする主な事項

- ① 取引停止処分
- ② 第1回不渡
- ③ 2回もしくは2ヵ月以上の分割返済不履行
- ④ 割引手形・担保手形の不渡り、割引電子記録債権の支払不能
- ⑤ 債務者の行方不明
- ⑥ 休業、廃業
- ⑦ 破産
- ⑧ 民事再生
- ⑨ その他の法的整理
- ⑩ 預金・債権（仮）差押^{※1}
- ⑪ 担保（仮）差押、競売開始
- ⑫ 期限経過
- ⑬ 債務整理委任
- ⑭ 担保価値減少^{※2}
- ⑮ 病気
- ⑯ 死亡
- ⑰ 刑事訴追
- ⑱ 保証人事故（預金・債権（仮）差押除く）

※1：債務者、保証人のいずれも対象となります。

※2：火災等により減少したにもかかわらず、担保の差替え、又は追加等ができないとき。

<ポイント>

- ①事故報告書の提出が遅れた場合、代位弁済時に利息を全額支払できないことがあります。
- ②債務者から「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用申出があった場合等は、速やかに当協会（担当者）に報告し、事故報告の提出要否も含め、以後の対応について協議を行う必要があります。

2. 事故発生後の管理

保全・回収については金融機関固有の債権（プロパー債権）と同様に扱い、債務者及び連帯保証人に対して電話、文書、訪問等により適切な処置をとってください。

なお、督促した交渉経過は必ず当協会へ連絡してください。

（1）預金の払い出し

事故報告書提出後の債務者及び連帯保証人の預金については、次のとおり取扱いしてください。

- ① 最終期限が到来していない場合、期限の利益を喪失していない場合
流動性預金の払い出しは金融機関の判断（プロパー債権と同様の保全処置）によることとしますが、定期等の固定預金については、当協会と事前に相談してください。
- ② 最終期限を経過している場合、期限の利益を当然喪失している場合、内入延滞中で期限の利益喪失通知書を発送した場合
固定預金、流動性預金にかかわらず払い出しは行わないでください。
ただし、公共料金、生活資金等、特段の理由がある場合は、払い出しを認めることがありますので、当協会と事前に協議してください。

(2) 担保物件の解除

担保物件について任意処分申し出があった場合は、保証条件外担保の場合も含めて必ず当協会と事前に協議してください。

(3) 不渡異議申立預託金の仮差押

割引手形が「契約不履行」で返却され、振出人が不渡異議申立の預託をした場合において、債務者が買戻しをできない場合は、原則として、不渡異議申立預託金の返還請求権に対して仮差押の手続をとってください。

(4) 債務者及び連帯保証人の死亡

除籍謄本等により相続関係の確認をしてください。

3. 債権届

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の法的整理又は相続に係る限定承認の公告等がされたときは、届出期間内に保証付債権を含めて債権の届出をしてください。

- (1) 債権の原因及び内容欄には、金融機関固有の債権と保証付債権とを区分するため、当協会の保証付であることを明記してください。
- (2) 債権届の提出後、その写を当協会へ送付してください。
- (3) 代位弁済履行後、当協会が届出債権の継承を行いますので、届出債権の取り下げはしないでください。

4. 保証付債権の正常化

<ポイント>

債権届については、代位弁済後、直接当協会から届出をすることがありますので、事前に当協会と協議してください。

金融機関が督促・交渉された結果、保証付債権が正常化した場合は当協会へ連絡してください。

- (1) 事故発生後、保証付債権が正常化した場合、当協会は当該事故報告書を「弁済見込」、「延滞解消」、「保証条件変更」等の理由により処理し、金融機関に対して「事故解除通知書」を送付します。
- (2) 「事故解除通知書」が送付された後、再び事故が発生した場合は、新たに事故報告書を提出してください。

5. 金融機関の保証人等からの返済

金融機関の保証人又は金融機関設定の根抵当権の担保提供者等、当協会の連帯保証人となっていない方からの返済申し出があった場合は、必ず事前に当協会と協議してください。

6. 事故報告書の記入方法

事故報告書(新規・再報告)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 行

次のような事故事由が発生しましたので、
約定期間9条に基づき報告します。

金融機関 種別		—	代理店
住所 金融機関 本・支店名 代表者名	A		
金融機関 担当者	電話	()	—
不在時の 連絡先	FAX	()	—
住所	電話	()	—
	電話	()	—

顧客番号	
------	--

被保証人	本居居宅地または住居費控除額
住所	営業所または連絡先
法人名 代表者名 また氏名	

保証番号	現在残高	返済回数	利息徴収方法	利息徴収日
1)	千円	回	返済方法	年 月 日
2)	千円	回	返済方法	年 月 日
3)	千円	回	返済方法	年 月 日
4)	千円	回	返済方法	年 月 日
5)	千円	回	返済方法	年 月 日
6)	千円	回	返済方法	年 月 日

※該当する項目に○をつけて別添資料を記入してください。

業種	業況	1. 営業中(月間 千円)	2. 転業	3. 休業業	4. 行方不明(個人のみ)
----	----	---------------	-------	--------	---------------

1. 売上、受注の減少(一時的な減少を除く) 2. 売上、受注の減少(競争激化等) 3. 取引先の倒産 4. 取引停止処分 5. 第1回不償 6. 分割返済不履行 7. 破産 8. 民事再生 9. その他の法的整理 10. 預金・債権(仮)差押(差押通知の添付により記載省略可) 11. 取引停止処分 12. 期前経過 13. 債権整理委任(弁護士通知等を添付してください) 14. 担保価値減少(火災等により保証条件等担保の価値が減少し、担保の価値・追加ができない時) 15. 債務者 16. 死亡(戸籍又は除籍簿を添付してください) 17. 刑事訴訟 18. 保証人事故(預金・債権(仮)差押除く)	4. 回収困難 5. 事業拡大、設備投資の過大 6. 金融機関 7. 経営管理の改善 8. 災害、事故、その他() 9. 不明 10. 保証人事故 11. 担保(仮)差押・債権凍結(差押通知の添付により記載省略可) 年 月 日 不償・その他() 金費人 担保保証人・代取・その他() 権利者 請求金額 千円 12. 期前経過 13. 債権整理委任(弁護士通知等を添付してください) 14. 担保価値減少(火災等により保証条件等担保の価値が減少し、担保の価値・追加ができない時) 15. 債務者 16. 死亡(戸籍又は除籍簿を添付してください) 年 月 日 17. 刑事訴訟 18. 保証人事故(預金・債権(仮)差押除く) 事故内容()
---	---

金融機関取引状況欄 ※横は取引も記入してください。			
預金・出資金明細	貸付金（割引）明細 （当協会保証口を除いて記入してください）	返済の有無 返済回数または最終期日	金融機関の担保設定状況
定期預金	千円 証書貸付	千円 無 ・ 有	※該当する項目に○をつけてください。 ① 設定なし ② 保証条件外の担保 ③ 保証条件外の担保 （保証人の担保権を含む） ア 不動産担保 イ 預金担保 ウ その他（ ） ※保証条件外の担保がある場合は4ページに記入してください。
定期積金	千円 手形貸付	千円 年 月 日	
通知預金	千円 手形割引	千円 年 月 日	
当座預金	千円（内 不渡確定分）	千円 年 月 日	
普通預金	千円（内 不渡見込分）	千円 年 月 日	
強迫預金	千円 当座貸付	千円 無 ・ 有	
出資金	千円 他協会	千円 無 ・ 有	
その他（ ）	千円 その他（ ）	千円 無 ・ 有	
合 計	千円 合 計	千円	

※法人の場合は、代表者連帯保証人を記入してください。2名以上の連帯保証人がいる場合は、3ページに記入してください。

連帯保証人	氏名	生年月日（ 年 月 日 ）	債務承認	有 ・ 無	法的整理【 無 ・ 有 】
	1	住所		プロパー貸付	千円
2	電話（ ） ー		保証金交付金	千円	申 立 日（ 年 月 日 ） 手続開始日（ 年 月 日 ）
3	携帯（ ） ー		固定預金	千円	事件番号 年（ ） 第 号
4	勤務先または連絡先		流動性預金	千円	債権届出【 済 ・ 未 】 ※期間内に届出てください。

被保証人（代表者含む）の資産

督促状況

※該当する項目に○をつけ必要事項を記入してください。

電話督促	未 ・ 済	連絡不可
文書督促	未 ・ 済（ 回）	
訪問	未 ・ 済（ 回）	
面談	可 ・ 不可	
最終接洽日	年 月 日	

金融機関所見

※該当する項目に○をつけてください。

1. 完済見込（預金相殺や担保処分により完済が可相）
2. 約定償還可能見込（督促により約定通りの償還が見込める）
3. 条件変更見込（期間延長や返済方法変更により償還が見込める）
4. 代弁請求見込（返済が見込めず代弁請求したい）
5. 静観（督促を強化し、推移を見ながら方針を決めたい）

金融機関所見補足

（事出に至った経緯）

（被保証人等の状況／督促状況／金融機関の今後の方針等）

A 金融機関コード欄: 貸出勘定店の全銀協統一コードを記入してください。

金融機関名及び支店名を記入してください【支店長印押印不要】。なお、業務集約店で貸出事務を行う場合は、当該業務集約店名及び貸出勘定店を記入してください。

担当者欄: 担当者不在時の連絡者も必ず記入してください。

B 被保証人が法的手続きをとっている場合は、代理人や管財人を連絡先として記入してください。

C 事故報告書1枚で最大6保証口まで対応が可能です。左の丸囲み数字①～⑥が保証口特定No.となり、連帯保証人の特定等に活用します。
現在残高は、部分保証であっても、保証割合は加味せず、実際の残高を記入してください。

D 業種は現在の業種を記入してください。
月商についてはわかる範囲で記入してください。

E 事故の内容に従って記入してください。複数項目の選択が可能です。なお、電子記録債権の支払不能処分等が発生した場合は、取引停止処分は「1. 取引停止処分」、支払不能処分は「2. 第1回不渡」にそれぞれ読み変えて対応してください。

F 貸付金(割引)明細欄は、当協会保証付以外のもの(プロパーのみ)を記入してください。

G 法人の場合：代表者連帯保証人を記入してください。
代表者以外に連帯保証人がいる場合は次ページの連帯保証人欄に記入してください。
個人の場合：保証口の特定が必要のない場合のみ本欄に記入してください（例：全件に保証加入している、保証口が1件のみ等）。保証口を特定する必要がある場合は次ページの連帯保証人欄に記入してください。

H 被保証人(代表者含む)の所有資産(不動産以外も含む)を記入してください。
 なお、取扱金融機関所定の資産明細書等の写しを添付する場合は省略可能です。

I 所定事項につき、具体的かつ詳細に記入してください。

保証割引（担保）手形・売掛債権担保、2名以上の連帯保証人、案件外担保がある場合等はご記入ください。

保証割引（担保）手形・売掛債権担保の明細（流動資産担保融資保証の担保手形・担保売掛債権を含みます。）

保証口No	①	②	③	④	⑤	⑥	※左記の保証口Noは、1ページの保証口明細の番号を示します。該当する番号に○をつけてください。
提出人 (売掛先名)	本社所在地						
1			年 月 日		年 月 日	(取引停止日 (回収見込 (回収見込))	
2			年 月 日		年 月 日	(取引停止日 (回収見込 (回収見込))	
3			年 月 日		年 月 日	(取引停止日 (回収見込 (回収見込))	
4			年 月 日		年 月 日	(取引停止日 (回収見込 (回収見込))	
5			年 月 日		年 月 日	(取引停止日 (回収見込 (回収見込))	
6			年 月 日		年 月 日	(取引停止日 (回収見込 (回収見込))	

※以下の保証口Noは、1ページの保証口明細の番号を示します。該当する番号に○をつけてください。
連帯保証人（代表者を除く）が4人以上の場合は必要な箇所を記入した別紙を追加してください。

保証口No	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿																						
氏名 (法人名)	生年月日 (. . .)																								生年月日 (. . .)																								生年月日 (. . .)																							
住所																																																																								
電話	電話 () - () - ()																								電話 () - () - ()																								電話 () - () - ()																							
勤務先または連絡先	電話 () - () - ()																								電話 () - () - ()																								電話 () - () - ()																							
債務否認	有 ・ 無																								有 ・ 無																								有 ・ 無																							
関係	法的関係【無・有】																								法的関係【無・有】																								法的関係【無・有】																							
職業	1. 経営 2. 個人再生 3. その他 ()																								1. 経営 2. 個人再生 3. その他 ()																								1. 経営 2. 個人再生 3. その他 ()																							
プロパー 貸付	申立日 (. . .)																								申立日 (. . .)																								申立日 (. . .)																							
保証会社付 貸付	手続開始日 (. . .)																								手続開始日 (. . .)																								手続開始日 (. . .)																							
固定預金	事件番号 () 第 () 号																								事件番号 () 第 () 号																								事件番号 () 第 () 号																							
流動性預金	債権届出【済・未】																								債権届出【済・未】																								債権届出【済・未】																							
人	(所有資産) 無 ・ 有 ・ 不明																								(所有資産) 無 ・ 有 ・ 不明																								(所有資産) 無 ・ 有 ・ 不明																							
(補足)																																																																								
所有資産 明細																																																																								
督促状況																																																																								
その他																																																																								

J ・保証口No. (①～⑥)の中から該当する番号を選び○印をつけ保証口を特定してください。

・保証付手形割引等、又は担保手形等（A B Lの担保手形・担保電子記録債権・担保売掛債権を含む）の明細を記入します。なお、手形等が7つ以上ある場合は必要項目を記入した別紙を添付してください（未使用の事故報告書を流用いたいただいても構いません）。

K ・保証口No. (①～⑥)の中から該当する番号を選び○印をつけ保証口を特定してください。

・連帯保証人の明細を記入します。なお、連帯保証人が書ききれない時は、必要項目を記入した別紙を添付してください（未使用の事故報告書の同ページを使用いただいても構いません）。

・取引状況等については、事故報告書作成日の状況を記入してください。

保証案件外不動産担保記入欄 ※貴金融機関所定の担保明細書等の写しを添付する場合は、記入を省略できます。

①	土地	筆(延べ m ²)	建物	棟(延べ m ²)	借地(延べ m ²)	借地地代支払(確認済・未確認)
(所在/地番/家屋番号/種類/所有者/築年月日等)						
評価日	年 月	評価(時価総額)	千円	評価基準	1. 路線価 2. 公示価格 3. 基準地価 4. その他	
設定順位/額	担保余力	債務者	権利関係			
第 順位	千円	千円				

②	土地	筆(延べ m ²)	建物	棟(延べ m ²)	借地(延べ m ²)	借地地代支払(確認済・未確認)
(所在/地番/家屋番号/種類/所有者/築年月日等)						
評価日	年 月	評価(時価総額)	千円	評価基準	1. 路線価 2. 公示価格 3. 基準地価 4. その他	
設定順位/額	担保余力	債務者	権利関係			
第 順位	千円	千円				

その他担保(人保保証金・株式・生命保険等)

L 取扱金融機関が設定している担保のうち、保証条件となっていない不動産担保を記入してください。記入しきれない時は、必要項目を記入した別紙を添付してください（未使用の事故報告書の同ページを使用いただいても構いません）。なお、取扱金融機関所定の資産明細書等の写しを添付する場合は省略可能です。

M 取扱金融機関が設定している担保のうち、保証条件となっていない不動産以外の担保（株式や預金など）を記入してください。記入しきれない時は、必要項目を記入した別紙を添付してください（未使用の事故報告書の同ページを使用いただいても構いません）。なお、取扱金融機関所定の資産明細書等の写しを添付する場合は省略可能です。

14. 代位弁済手続

1. 代位弁済

事故報告書提出後、金融機関において回収に努められた結果、回収見込みのたたないもので、債務者及び連帯保証人が最終履行期限（期限の利益を喪失した場合は喪失日）後60日※を経過して、なお、その債務の全部又は一部を弁済しなかったときは、金融機関の請求により代位弁済を行います。

※60日間の趣旨は、金融機関固有の債権と同じ方法をもって回収に努められたにもかかわらず回収できなかった債権についてのみ代位弁済の履行をするという趣旨であり、「冷却期間」といいます。なお、60日目が法定休日又は金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を冷却期間の満了日とします。

2. 代位弁済の範囲

- ① 貸付残元金
- ② 未収利息及び最終履行期限の翌日から起算して120日以内の貸付利率による延滞利息。なお、利息支払期間の120日目が法定休日又は金融機関の休日にあたる場合でも利息支払期間の満了日は不変とします。

<ポイント>

- ① 変動金利型の貸付利率で市中金利を大幅に上回る変更を行っている場合、金利引き下げ協議の対象とします。
- ② 制度融資（固定貸付利率）で、当初の貸付利率より引き上げた場合でも、代位弁済時の支払利息は、当初の貸付利率で計算します。なお、当初の貸付利率を引き下げた場合は、引き下げ後の貸付利率で計算します。
- ③ 未収利息発生日から期限の利益喪失日（最終履行期限を経過している場合は最終履行期限）までは「金融機関所定の利率」を適用します。
- ④ 最終履行期限（期限の利益を喪失させた（した）場合は喪失日）の翌日以降は「期限の利益喪失時の利率」を適用します。
- ⑤ 金利変更や元金内入がある場合を除いて、未収利息及び延滞利息は分けて通し期間で計算します。

3. 代位弁済業務のフロー



4. 代位弁済の決定

当協会が代位弁済を決定したものについては、「代位弁済請求手続きのご案内」を金融機関宛に送付しますので、それに基づいて代位弁済請求の手続きをとってください。

5. 期限の利益喪失

金融機関は、「代位弁済請求手続きのご案内」を受けた債権について、催告書（期限の利益喪失通知書）を発送してください。

＜ポイント＞

- ① 催告書（期限の利益喪失通知書）には、協会の指定した期限の利益喪失日を記載してください。
- ② 債務者及び連帯保証人に配達証明付内容証明郵便で発送してください。
- ③ 手形割引の場合は、商手支払人に対しても催告書（期限の利益喪失通知書）を発送してください。

6. 代位弁済の請求

催告書（期限の利益喪失通知書）を発送した結果、返済のないものについて代位弁済の請求をしてください。

なお、提出書類については、「代位弁済請求手続のご案内」と同送の「代位弁済提出書類明細表（1）」に従ってご用意ください。

＜ポイント＞

- ① 保証期限（期限の利益を喪失した場合は喪失日）から2年を経過したものについては、代位弁済の請求ができません。
- ② 必要に応じて現地調査を行いますのでご協力ください。

7. 預金相殺について

（1）プロパー債権と保証付債権の優先順位

預金の相殺をする場合の優先順位については次のとおりとします。ただし、保証付債権及びプロパー債権のいずれもが相殺適状にあることを条件とします。

① 僚店相殺の取扱い

	A 支店	B 支店（預金あり）	預金相殺の優先関係	
			プロパー	当協会保証付
1	プロパー (保証会社保証付を含む)	当協会保証付		○
2	当協会保証付	プロパー (保証会社保証付を含む)	○	
3	当協会保証付		○	
	プロパー (保証会社保証付を除く※4)			

※4：保証会社保証付の場合は、当協会保証付と按分充当します。

②主債務と保証債務が併存する場合における預金相殺の取扱い※5

	主債務	保証債務	預金相殺の優先関係	
			プロパー	当協会保証付
1	プロパー (保証会社保証付を含む)	当協会保証付	○	
2	当協会保証付	プロパー (保証会社保証付を含む)		○

※5:プロパー債権と当協会保証付債権が僚店の関係にある場合は、7(1)①僚店相殺の取扱いが優先するものとします。

③預金相殺の取扱い（その他）※5

	場 面	預金相殺の優先関係	
		プロパー	当協会保証付
1	プロパー債権（保証会社保証付を除く）が他の担保等により保全されていることが明らかな場合。 （当協会が代位弁済することにより当該担保の移転を受けることができる場合はプロパー債権優先）		○
2	当協会保証付債権が他の担保等により保全されていることが明らかな場合。	○	
3	プロパー債権（保証会社保証付を除く）が商業手形の支払人口債権である場合		○
4	保証会社保証付債権が併存する場合	按分充当	
5	期限の利益喪失後に入金があった場合	按分充当	

<ポイント>

- ① 保証人の預金についても、債務者預金と同様に相殺してください※6。
- ② 当協会が定める代位弁済の範囲を超える部分について、金融機関が債務者等に請求する場合における預金相殺の充当の取扱いとは、通常利息の利率と同率により計算した部分は金融機関優先となりますが、その他の部分については、原則として当協会保証付融資を優先とします。

※6:ただし、連帯保証人がプロパー債権の債務者又は保証人である場合は保証付債権に優先して相殺しても構いません。

(2) 預金相殺の方法

保証付債権の相殺充当は利息金、元金の順とし、原則として、代位弁済日付で行ってください※7。また、代位弁済日までに預金相殺した場合は、相殺明細書※8を提出してください。

- ① 債務者の預金で、保証付債権が数口あり、連帯保証人が異なる場合は、債権按分による充当を原則とします。
- ② 連帯保証人が同一の場合で、一口以上を完済するに足りる預金があれば、原則として、口数を減らすように相殺してください。
- ③ 連帯保証人の預金相殺の場合は、その連帯保証人が参加している案件に充当してください。また、その連帯保証人が、全ての案件に連帯保証人となっている場合は、原則として、被保証人の預金相殺方法と同様とします。
- ④ 個別の保証債権については、先ず未収利息、次に元金の順で充当してください。
- ⑤ 破産手続を開始したものについては、先ず破産手続開始日の前日以前の未収利息に充当し、次に元金の順で充当します。ただし、破産手続の同時廃止については、前記④により相殺充当してください。

※7:破産・民事再生等の法的手続の場合は相殺日が別途定められていますのでご注意ください。

※8:相殺明細書のほか、相殺通知(写)、相殺後の貸付債権の個別明細等(利済日、残高のわかるもの⇒金融機関所定の帳票)

(3) その他の注意事項

- ① 法的整理となった場合は、原則として、相殺基準日を相殺適状日に遡及して預金相殺を行ってください。
- ② 代理貸付の場合は、原則として、受託金融機関の保証責任の範囲内の相殺としてください。
- ③ 出資金については、できるだけ代位弁済予定日までに脱退手続きの上、充当できるようにしてください。
- ④ 住宅金融支援機構の住宅ローン債権との相殺はできません。

8. 根抵当権の移転について

金融機関設定の根抵当権は、条件担保の場合に加えて、条件外であっても原則として、確定登記の上、代位による移転登記をしていただきます。

(1) 確定登記

① 根抵当権の確定事由

- ア (確定期日の定めがある場合で) 確定期日が到来したとき
- イ 根抵当権者または債務者の死亡により6か月内に根抵当関係の承継の合意とその登記がなされなかったとき
- ウ 設定者から根抵当権者または債務者の合併に伴って確定請求がなされたとき
- エ 設定者から3年経過により確定請求がなされたとき
- オ 根抵当権者による確定請求がなされたとき
- カ 根抵当権者により競売または物上代位の申立がなされたとき
- キ 根抵当権者(徴税官庁)により滞納処分の差押がなされたとき
- ク 第三者により競売手続の開始または滞納処分の差押がなされたとき
- ケ 債務者または根抵当権設定者が破産したとき
- ※ なお、確定事由が生じている場合でも確定登記の可否については、その都度、確認してください。

② 確定登記の方法

確定登記の方法は次のとおりです。

- ア 所有者から確定登記の委任状を徴求し、金融機関との合意により確定登記する。なお、所有者が死亡し、その相続人が全員相続放棄した場合は、相続財産清算人を選任の上、確定登記する。
- イ 根抵当権者(金融機関)の元本確定の意思表示請求^{※9}に基づき、根抵当権者のみの申請書により確定登記する。
- ウ 金融機関自らが競売の申立を行う。
- エ 第三者の競売の申立により根抵当権者のみの申請により代位弁済と同時に確定登記と移転登記をする。
- オ 債務者(被保証人)が破産手続開始決定を受けており、根抵当権者のみの申請により確定登記と移転登記をする。

※9: 配達証明付内容証明郵便による請求もしくは公示送達により意思表示をします。

<ポイント>

- ① 債務者、根抵当権設定者が破産手続開始の決定を受けており、全部事項証明書(不動産登記簿謄本)にその登記がされている場合、確定登記の必要はありません。
- ② 確定登記手続は、原則、協会指定日までに必ず完了してください。確定登記手続が代位弁済日までに完了できない場合、代位弁済日を延期することとなり、延期日数分の利息の支払いができなくなることがあります。

(2) 移転登記の必要書類

- ① 代位弁済証書
- ② 根抵当権設定契約証書(登記識別情報通知)
- ③ 委任状(金融機関)
- ④ 資格証明書(金融機関)(会社法人等番号を記載したもの)
- ⑤ 裁判所からの催告書(原本)、確定登記の委任状(第三者競売を確定要因とするとき)

(3) 移転登記

- ① 条件担保の場合
 - ア 原則として、当該金融機関に係る全ての代位弁済額を債権額とします。
 - イ 「条件担保に係る弁済配分に関する合意書」を交わします。
- ② 条件担保以外の場合
 - ア 原則として、当該金融機関に係る全ての代位弁済額を債権額とします。
 - イ 当協会が金融機関に対して「協会劣後弁済に係る念書」を発行します(当該担保処分時における配分については、金融機関のプロパー債権が保証付債権に優先します)。

(4) 確定・移転の費用

	確定登記（競売費用を含む）	移転登記
条件担保	一部移転 ⇒ 金融機関負担 全部移転 ⇒ 当協会負担	当協会負担
条件外担保	当協会負担	当協会負担

ただし、協会負担の場合であっても、金融機関が競売申立及び確定登記訴訟に要した弁護士（司法書士）費用は負担しません。また、競売申立が移転登記を目的としない場合は一切の費用を負担しません。なお、確定登記を行うためには、登記情報を最新のものにしていただく必要がありますが、その登記に要した費用は、金融機関負担となります。

<ポイント>

条件外担保であっても、次の場合は、原則として移転の必要はありません。なお、あき枠とは、代位弁済時における金融機関の債権額に2年分の利息を加算したものを極度額から差し引いたものです。

- ① あき枠が移転費用にも満たない場合
- ② あき枠があっても処分価値のない場合
- ③ 判決によらなければ確定登記できない場合
- ④ その他協会にとって移転を受ける実益がない場合

9. 代位弁済請求の取下げ

代位弁済請求書の提出後に代位弁済の請求を取下げる場合は、「代位弁済請求取下書」を提出してください。

10. 代位弁済金の支払

(1) 代位弁済金の支払通知

代位弁済日が決定したときは、金融機関あてに「代位弁済支払のお知らせ（債権書類引渡しのご依頼）」、「別紙代位弁済計算書」、「領収証」を発送しますので、同送の「代位弁済提出書類明細表（2）」に従って各書類の原本をご用意の上、当協会の指定する日までに提出してください。

<ポイント>

後日の金額変更については、対応できない場合がありますので、特に金額の精査をしてください。

(2) 代位弁済金の支払方法

代位弁済日に当協会から各金融機関口座に振り込みますので、金額を確認の上、入金処理してください。

なお、同一金融機関で代位弁済が複数ある場合は、その合計金額を一括して振り込みます。

11. 求償権回収の協力について

代位弁済後の求償権回収については引き続きご協力ください。

1 2. 代位弁済の免責事項

次のいずれかに該当した場合は、原則として、保証債務の全部又は一部の履行はできません。

- (1) 当協会の承諾を得ないで金融機関固有の債権を保証付債権に振替えた場合（約定書第11条第1号違反）

主な事例

- ① 不渡手形の買戻しに充当した場合
- ② つなぎ融資の返済に充当した場合
- ③ 代理貸付の返済に充当した場合
- ④ 貸越残が消滅した場合
- ⑤ その他、金融機関固有の債権の返済に充当した場合

- (2) 保証契約に違反して貸付を実行した場合（約定書第11条第2号違反）

主な事例

- ① 債務者の名称、人格の相違
- ② 保証期間と貸付期間の相違
- ③ 貸付形式の相違
- ④ 返済方法の相違
- ⑤ 資金使途の相違
- ⑥ 保証条件の担保を徴求しなかった場合
- ⑦ 保証条件の連帯保証人を徴求しなかった場合
- ⑧ 保証条件として徴求した連帯保証人の保証否認
- ⑨ その他保証条件に違反した場合

- (3) 金融機関の故意、重過失による不法行為、不当な行為又は不行為によって被保証債務の全部又は一部の履行を受けることができなかった場合（約定書第11条第3号違反）

主な事例

- ① 担保保存義務違反があった場合
- ② 法的整理の債権届出を失念した場合
- ③ 金融機関が自己の債権のみの回収を図り、当協会保証付債権を放置した場合
- ④ 事故事由発生後に債務者又は条件保証人の固定性預金が、当協会との事前協議なしで払い出された場合
- ⑤ 保証期限後に手形の書替をした場合
- ⑥ その他、金融機関が当然行うべき法的手続又は確認を怠ったため、後日債権の全部又は一部の回収ができなかった場合

13. 代位弁済請求書の記入方法

[illegible]

説 明 書

被 保 者	1. 売上・受注の減少（一般的増減不測） 2. 売上・受注の減少（競争激化等） 3. 取引先の倒産 4. 回収困難	5. 事業拡大、設備投資の過火 6. 金融倒産 7. 経営管理の放逸 8. 災害・事故・その他（ ）
	（事故に至った経緯等）具体的に記入してください。 H	
契 機	1. 営業中（月曜 日） 2. 転業（ ） 3. 休廃業 4. 行方不明（個人）	

	法的整理	債務否認/督促状況	保全措置（相応）等
被 保 者 人	法的整理 【有 ・ 無】 1. 破産 2. 民事再生 3. その他() 申立日 (年 月 日) 手続開始日 (年 月 日) 事件番号 年 ()第 号 債権届出 【済 ・ 未】 ※期限内に届出てください。	I	

	氏 名	生年月日 (. .)	生年月日 (. .)	生年月日 (. .)
連 帯 保 証 人	親 住 所			
	電話番号	電話 () - 携帯 () -	電話 () - 携帯 () -	電話 () - 携帯 () -
	勤務先又は連絡先	電話 () -	電話 () -	電話 () -
	債務否認	無 ・ 有	無 ・ 有	無 ・ 有
	関 係			
	違 反			
保 証 人	法的整理	法的整理 【有 ・ 無】 1. 破産 2. 個人再生 3. その他() 申立日 (年 月 日) 手続開始日 (年 月 日) 事件番号 年 ()第 号 債権届出 【済 ・ 未】 ※期限内に届出てください。 (所有資産) 無 ・ 有 ・ 不明	法的整理 【有 ・ 無】 1. 破産 2. 個人再生 3. その他() 申立日 (年 月 日) 手続開始日 (年 月 日) 事件番号 年 ()第 号 債権届出 【済 ・ 未】 ※期限内に届出てください。 (所有資産) 無 ・ 有 ・ 不明	法的整理 【有 ・ 無】 1. 破産 2. 個人再生 3. その他() 申立日 (年 月 日) 手続開始日 (年 月 日) 事件番号 年 ()第 号 債権届出 【済 ・ 未】 ※期限内に届出てください。 (所有資産) 無 ・ 有 ・ 不明
	(補足)			
	所有資産 明細			
	督促状況 その他			

A 金融機関名及び支店名を記入してください【支店長印押印不要】。なお、業務集約店で貸出事務を行う場合は、当該業務集約店名及び貸出勘定店を記入します。業務集約店での保証取扱いについては、あらかじめ当協会へ届出された場合が対象となります。

B 被保証人が法的手続きをとっている場合は、代理人や管財人を連絡先として記入してください。

C 期限利益喪失日等を記入してください。

D 請求金額等を記入してください。

E 代位弁済予定日の日付を終期として、期限前・期限後を分けずに通し期間で計算してください。ただし、金利変更※や元金内入がある場合はそれぞれ分けて計算してください。

「期限時残高」欄は、期限到来後に代位弁済請求する場合に記入してください。

※ 利率については未収利息発生日から期限の利益喪失日（最終期日を経過している場合は最終期日）までは「金融機関所定の利率」、期限の利益喪失日（最終期日を経過している場合は最終期日）の翌日以降は「期限の利益喪失時の利率」で計算してください。（利率に変更がない場合は分けずに通し期間で計算してください。）。

F 代位弁済請求日付の預貸状況を記入してください。なお貸付(割引)については当協会保証付貸付分を除いてください。
プロパー債権の保証人名を余白に記入してください。

G 信用金庫、信用組合の場合、氏名の余白に出資金を（ ）カッコ書きしてください。なければ「(ナシ)」と記入してください。

プロパー債権の保証人の場合、「プロパー貸付」欄には、保証金額を「● (…千円)」と記入してください。

H 所定事項につき、具体的かつ詳細に記入してください。

I 法的整理：法的整理状況を記入してください。
債務否認／督促状況：債務否認の有無を記入してください。また督促状況については、時系列で詳しく記入してください。
保全措置（相殺）等：相殺の状況等について記入してください。

J 連帯保証人の状況について記入してください。
連帯保証人が法的手続きをとっている場合は代理人や管財人を連絡先として記入してください。

15. 信用保証協会団体信用生命保険制度

信用保証協会の保証付融資について、中小企業者等が死亡、高度障害となった場合に、生命保険会社が支払う保険金で保証付融資を弁済し、当該中小企業者の事業の維持・安定とともに残された家族の安心を図ることを目的として創設された制度です（略称「保証協会団信」）。

1. 制度の仕組み

- （1）当協会の保証付による分割返済の融資について、（一社）全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）と生命保険会社との間で、中小企業者等を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結します。
- （2）保証協会団信の加入要件に該当する中小企業者等は、保証協会団信に自由意思で加入できるものとし、中小企業者等が保証協会団信に加入するときは、連合会と団体信用保証生命保険による債務弁済委託契約を締結し、定められた特約料を支払っていただきます。
- （3）保証協会団信付の融資が完済する前に、被保険者が死亡又は所定の高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済します。

2. 加入資格

新たに保証付融資を受ける中小企業者

3. 被保険者の要件

次のいずれかに該当し、加入申込日現在満20歳以上、満71歳未満の方^{※1}

- ① 個人事業主の場合は、事業主本人
- ② 法人の場合は、代表者であって保証付融資の連帯保証人

※代表者が複数の場合は、そのうちの1名

4. 申込手続

保証協会団信の加入を希望する中小企業者は、保証申込時に信用保証委託申込書等のほか、次の書類を提出してください^{※2}。

- ① 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- ② 「保証協会団信」申込書兼告知書兼口座振替依頼書

注）告知事項の有無に関らず、申込金額が5,000万円超の場合は、所定の様式による健康診断結果証明書を提出していただくことになります。

5. 保証協会団信の対象となる融資

（1）限度額

1被保険者に対する保証協会団信の限度額は、100万円以上2億円以下^{※3}とします。

（2）融資形式、融資期間及び返済方法

- ① 融資形式は、証書貸付に限ります。
- ② 融資期間は、1年以上とします。
- ③ 返済方法は、分割返済（2回以上、元金均等・元利均等）又は不均等返済とし、一括返済は不可とします^{※4}。

※1：満75歳となった場合は自動的に脱退となります。
なお、満75歳となった日が属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日までは保障は有効です。

※2：融資実行後に加入することはできません。

※3：複数口利用している場合は、その合計が2億円以下。

※4：ただし条件変更により返済方法が要件と相違する場合は、要件の欠落とはなりません。

6. 保障期間

- (1) 保障開始日：金融機関が中小企業者に融資を実行した日
- (2) 保障終了日：次のいずれかのうち、先に到来する日
 - ① 死亡したとき
 - ② 高度障害保険金の支払い事由に該当し保険金が支払われたとき
 - ③ 金融機関に対する債務を完済したとき
 - ④ 金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づく償還期限の属する月の末日
 - ⑤ 被保険者から脱退の申し出があった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
 - ⑥ 被保険者が満75歳となった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
 - ⑦ 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
 - ⑧ 法人が債務者の場合には、被保険者である連帯保証人が代表権を失ったか、又は連帯保証人でなくなった日
 - ⑨ 特約料が2か月連続して口座振替不能となった場合、弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
 - ⑩ 当協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
 - ⑪ 免責的債務引受等により債務者でなくなった日

7. 特約料※5

- (1) 保証協会団信の加入者（債務者）は特約料を年1回お支払いいただきます。
 - (2) 特約料は、連合会（連合会の委託を受け、「第一生命カードサービス(株)」が特約料の口座振替を代行）が保証協会団信申込時に登録された加入者（債務者）の預金口座から1年分の特約料を引き落とします。
 - (3) 特約料の支払時期
 - ① 初年度分は、原則として、融資実行日の属する月の翌月28日
 - ② 次年度分以降は融資実行日の属する月の毎年の応当月の28日
- ※いずれの場合も引き落としの約10日前に第一生命カードサービス(株)からお客様へ通知が送付されます。

※5：債務返済期間中の脱退又は繰上完済等に伴う特約料の返還は行われません。

年払い特約料の目安（融資金額：100万円、元金均等返済、据置期間なしの場合）（単位：円）

返済期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額
3年	3,790	2,160	760	—	—	—	—	—	—	—	6,710
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450	—	—	—	—	—	10,790
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320	—	—	—	14,950
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

※この目安表は100万円あたりのものです。例えば1,000万円の場合は全て10倍にご利用ください。
※上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。
※特約料は変更される場合があります。

8. 保険金請求に必要な書類

- ①死亡の場合は、『厚生労働省所定の「死亡診断書」(死体検案書)』(原本または写し)※6
- ②高度障害の場合は、「住民票」(「保険事故発生日(症状固定日)」以降に発行されたもの)及び「障害診断書」(所定の用紙)
- ③上記①又は②のいずれの場合にも、当該融資に係る保険事故発生日現在の「残債務相当額」及び「適用利率」が確認できる償還予定表等(写し)
- ④遺族又は被保険者に係る「個人情報の取扱いについての同意書」※7

※6：死亡日が保障(責任)開始日から2年を経過している場合は、死亡の事実が記載されている住民票(原本または写し)の取扱いも可能です。

※7：所定の様式が別途定められています。

16. 個人情報の保護について

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が施行されています。

兵庫県信用保証協会では、個人情報の授受について、その利用目的及び第三者への提供に係るお客様の同意をあらかじめ確認するなど、この法律等を遵守し、適法な信用保証業務を行っています。

なお、令和3年4月1日付けで「個人情報の提供に関する同意書」を改正し、以後の保証時においても個人情報の取扱いに同意する旨の文言（包括同意文言）を追加しました。

1. 事務手続

（1）保証残高照会時、事前相談時

金融機関において、「個人情報の提供に関する同意書」により、お客様の同意を確認してください（包括同意書を未徴求の場合）。

（2）保証申込時

「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください（当該申込に関連する個人が包括同意書を未提出の場合）。

（3）保証条件変更申込時

- ① 平成17年3月31日以前に保証申込をいただいた既保証分の条件変更
→最初の保証条件変更申込時に「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください（当該保証に関連する個人について、別途、包括同意書を提出済の場合は不要です）。
- ② 連帯保証人追加等、関係人を追加する場合
→申込日にかかわらず、追加する関係人の「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください（当該追加する関係人について、別途、包括同意書を提出済の場合は不要です）。

2. 記入方法

印鑑証明書どおりの住所及び氏名を本人が自署し、実印を押印してください。

※P40、P41を参照してください。

17. 申込みに必要な書類

当協会への申込みにあたっては、以下の書類が必要になりますので、添付漏れがないようご注意ください。
詳しくは、当協会窓口にお問い合わせ下さい。

必要添付書類・チェックリスト

書 類 名		留 意 事 項	確 認																		
通常 申 込 時 に 必 要 な 基 本 資 料	信 用 保 証 依 頼 書	保証申込の都度、必要となります。金融機関にて作成いたします。																			
	信 用 保 証 委 託 申 込 書	保証申込の都度、必要となります。																			
	信 用 保 証 委 託 契 約 書	申込時ではなく貸付実行時に作成・提出となります。 日付欄には記入日を記載頂き、印鑑登録されている実印を押印願います。																			
	個人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。																			
	確 定 申 告 書 (写) (決 算 書)	直近2期分(別表及び勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。 また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。 なお、個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。																			
	残 高 試 算 表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。																			
	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 (商 業 登 記 簿 謄 本) (写)	初めてご利用いただく際に最近3か月以内のものが必要となります。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																			
	印 鑑 証 明 書 (写)	初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)及び連帯保証人について、最近3か月以内のものが各1 通必要となります。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																			
そ の 他 必 要 に 応 じ て 提 出 し て い た だ く 資 料	「 経 営 者 保 証 に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン 」 等 に 係 る ご 説 明	制度を問わず、経営者保証を徴求する全ての保証申込において必要となります。																			
	納 税 証 明 書	法人の場合は、法人税又は事業税の証明書が必要となります。 個人の場合は、所得税又は事業税の証明書が必要となります。 ただし、どちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。																			
	許 認 可 証 (写) 等	事業上必要な許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済で、その許認可証等有効期間内である場合には添付不要です。																			
	従 業 員 数 確 認 資 料	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要 となります。 <table border="1"><thead><tr><th>業 種</th><th>資 本 金</th><th>従 業 員 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製 造 業 等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸 売 業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小 売 業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サ ー ビ ス 業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政 令 特 例 業 種</td><td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員 数の9割を超えているもの</td></tr></tbody></table> 従業員数が上記の場合、確認資料は原則として次の(1)、(2)いずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」(イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」(ウ) 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」(エ)「賃金台帳」	業 種	資 本 金	従 業 員 数	製 造 業 等	3億円超	270人超	卸 売 業	1億円超	90人超	小 売 業	5,000万円超	45人超	サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超	政 令 特 例 業 種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員 数の9割を超えているもの		
	業 種	資 本 金	従 業 員 数																		
	製 造 業 等	3億円超	270人超																		
	卸 売 業	1億円超	90人超																		
	小 売 業	5,000万円超	45人超																		
サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超																			
政 令 特 例 業 種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員 数の9割を超えているもの																				
住 民 票、在 留 カ ー ド (写) 又 は 特 別 永 住 者 証 明 書 (写)	申込人(法人代表者を含む。)または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間(満 了日)等の確認のため必要となります。 住民票は、個人で、新規のあつせん申込みの場合に必要となります。 住民票は、最近3か月以内のものが必要となります。 なお、個人番号が記載されている場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。																				
見 積 書 又 は 契 約 書 等 (写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																				
建 築 確 認 申 請 書 (写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																				
担 保 を 提 供 し た だ く 場 合	全 部 事 項 証 明 書 (不 動 産 登 記 簿 謄 本)	新規担保提供時に最新のものを提出願います。																			
	公 図 (地 積 測 量 図)																				
	建 物 図 面 ・ 各 階 平 面 図																				
	住 宅 地 図 (所 在 地 略 図)																				
	土 地 賃 貸 借 契 約 書 (借 地 契 約 書)	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。																			
	借 地 権 に 関 す る 確 認 書																				
	先 行 す る 租 税 債 権 が な い か だ う か の 確 認 資 料		新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。																		

※団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります(詳細はパンフレット等をご参照ください。)
なお、以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。
※個人番号が記載された書類を提出いただく場合は、マスキング(黒塗り等)の上、提出願います。マスキング(黒塗り等)されていない場合、書類を返却させていただくことがあります。

18. 事務所・支所のご案内

本所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1

本 所：TEL 078-393-3900(代表)

神戸事務所：TEL 078-393-3909 [担当地域] 神戸市

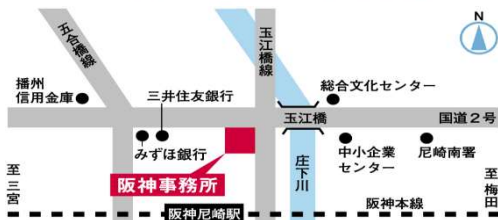


阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F

TEL 06-6411-4133(代表)

[担当地域] 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末 3-27-2

TEL 079-289-3611

[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡

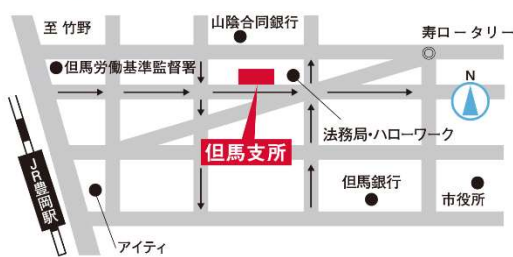


但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7

TEL 0796-22-5171

[担当地域] 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡

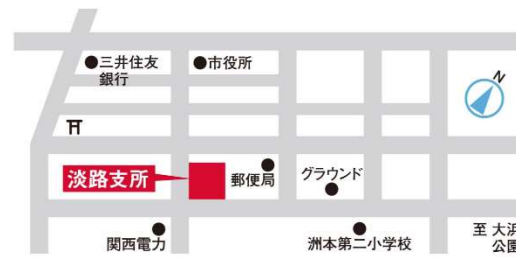


淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8

TEL 0799-22-4493

[担当地域] 洲本市、南あわじ市、淡路市

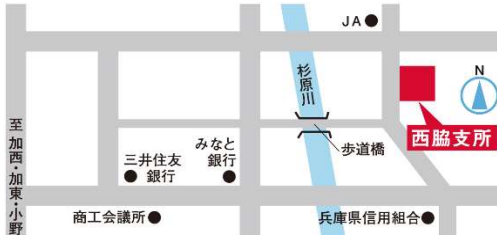


西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇 885-27

TEL 0795-22-6775

[担当地域] 西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 788

TEL 079-424-1105

[担当地域] 明石市、加古川市、高砂市、加古郡

